

基本計画書

基本計画書																																					
事項		記入欄						備考																													
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更																																			
フリガナ設置者		コクリツダイガクホウジン エヒメダイガク 国立大学法人 愛媛大学																																			
フリガナ大学の名称		エヒメダイガク 愛媛大学 (Ehime University)																																			
大学本部の位置		愛媛県松山市道後樋又10番13号																																			
大学の目的		愛媛大学は、学術の一中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって文化の創造と発展に貢献することを目的とする。																																			
新設学部等の目的		平成18年度から、特別選抜（推薦入試）の枠内に、愛媛県内高校等出身者を対象にした「地域特別枠（推薦B）」5人を導入し、将来、地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有し、地域社会において医学・医療発展に貢献できる医師を目指すものを選抜してきた。 その後も、平成21年度からは、「緊急医師確保対策」に基づく臨時定員増（5人）及び「経済財政改革の基本方針2008」を踏まえた定員増（5人）を、平成22年度からは、「経済財政改革の基本方針2009」を踏まえた臨時定員増（7人）を、平成27年度からは、「新成長戦略」に基づき臨時定員増（3人）を行っている。臨時定員15人については、令和2・3年度、令和4年度、令和5年度及び令和6年度の増員申請を経て、「地域特別枠（推薦B）」の入学制度の定員枠20人（臨時定員15人、定員5人）を令和7年度まで維持している。 しかし、地域医療を取り巻く現状は厳しさを増し、医師不足の解消のみならず医師の地域偏在の解消はきわめて喫緊の課題であることから、愛媛県からの要請を受け、愛媛県の医師確保計画に基づく奨学金を継続して活用し、引き続き令和8年度までの臨時定員増（15人）を行うものである。																																			
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	医学部医学科の今回の15人の入学定員の増員は、令和8年度のための臨時定員増である。また、医学部医学科の令和7年度における収容定員は685人である。 <table><tr><td></td><td>入学定員</td><td>収容定員</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>110</td><td>685</td></tr><tr><td>令和8年度</td><td>110</td><td>685</td></tr><tr><td>令和9年度</td><td>95</td><td>670</td></tr><tr><td>令和10年度</td><td>95</td><td>655</td></tr><tr><td>令和11年度</td><td>95</td><td>640</td></tr><tr><td>令和12年度</td><td>95</td><td>625</td></tr><tr><td>令和13年度</td><td>95</td><td>610</td></tr><tr><td>令和14年度</td><td>95</td><td>595</td></tr></table>		入学定員	収容定員	令和7年度	110	685	令和8年度	110	685	令和9年度	95	670	令和10年度	95	655	令和11年度	95	640	令和12年度	95	625	令和13年度	95	610	令和14年度	95	595
		入学定員	収容定員																																		
	令和7年度	110	685																																		
	令和8年度	110	685																																		
	令和9年度	95	670																																		
	令和10年度	95	655																																		
	令和11年度	95	640																																		
	令和12年度	95	625																																		
	令和13年度	95	610																																		
	令和14年度	95	595																																		
	法文学部 人文社会学科 （昼間主コース）	4	275	3年次10	1,120	学士（法学・政策学、学術、人文学）	法学関係、経済学関係、文学関係	平成28年4月第1年次	愛媛県松山市文京町3番																												
	人文社会学科 （夜間主コース）	4	90	3年次20	400	学士（法学・政策学、人文学）	法学関係、経済学関係、文学関係	平成28年4月第1年次	同上																												
	教育学部 学校教育教員養成課程	4	160	—	640	学士（教育学）	教育学・保育学関係	平成11年4月第1年次	愛媛県松山市文京町3番																												
社会共創学部 産業マネジメント学科	4	70	—	280	学士（社会共創学）	学際領域	平成28年4月第1年次	愛媛県松山市文京町3番																													
産業イノベーション学科	4	25	—	100	学士（社会共創学）	学際領域	平成28年4月第1年次	同上																													
環境デザイン学科	4	35	—	140	学士（社会共創学）	学際領域	平成28年4月第1年次	同上																													
地域資源マネジメント学科	4	50	—	200	学士（社会共創学）	学際領域	平成28年4月第1年次	同上																													
理学部 理学科	4	225	—	900	学士（理学）	理学関係	平成31年4月第1年次	愛媛県松山市文京町2番5号																													
医学部 医学科	6	110 (95)	2年次5 (5)	610 (595)	学士（医学）	医学関係	令和7年4月第1年次	愛媛県東温市志津川454																													
看護学科	4	60	3年次10	260	学士（看護学）	保健衛生学関係（看護学関係）	令和7年4月第1年次	同上																													
工学部 工学科	4	530	3年次10	2,140	学士（工学）	工学関係	平成31年4月第1年次	愛媛県松山市文京町3番																													

農学部	食料生産学科	4	70	3年次 5	290	学士（農学）	農学関係	平成28年4月 第1年次	愛媛県松山市榑 味3丁目5番7 号
	生命機能学科	4	45	3年次 2	184	学士（農学）	農学関係	平成28年4月 第1年次	同上
	生物環境学科	4	55	3年次 3	226	学士（農学）	農学関係	平成28年4月 第1年次	同上
	計		1,800 (1,785)	2年次5 3年次60	7,490 (7,475)				
同一設置者内における 変更状況 （定員の移行、 名称の変更等）		－							
教育 課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数		
		講義	演習	実験・実習	計				
	－	一科目	一科目	一科目	一科目	一単位			
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の 教員 （助手を除く）	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新	法学部人文社会学科		35人 (35)	24人 (24)	17人 (17)	1人 (1)	77人 (77)	1人 (1)	3人 (3)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの		35 (35)	24 (24)	17 (17)	1 (1)	77 (77)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）		35 (35)	24 (24)	17 (17)	1 (1)	77 (77)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）		35 (35)	24 (24)	17 (17)	1 (1)	77 (77)		
	教育学部学校教育教員養成課程		38 (38)	22 (22)	8 (8)	0 (0)	68 (68)	0 (0)	20 (20)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの		37 (37)	22 (22)	8 (8)	0 (0)	67 (67)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）		1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)		
	小計（a～b）		38 (38)	22 (22)	8 (8)	0 (0)	68 (68)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）		38 (38)	22 (22)	8 (8)	0 (0)	68 (68)			
社会共創学部産業マネジメント学科		5 (5)	4 (4)	0 (0)	3 (3)	12 (12)	0 (0)	2 (2)	
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの		5 (5)	4 (4)	0 (0)	3 (3)	12 (12)			
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（a～b）		5 (5)	4 (4)	0 (0)	3 (3)	12 (12)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）		5 (5)	4 (4)	0 (0)	3 (3)	12 (12)			

大学設置基準別表第一
に定める基幹教員数の四
分の三の数 11人

大学設置基準別表第一
に定める基幹教員数の四
分の三の数 9人

大学設置基準別表第一
に定める基幹教員数の四
分の三の数 6人

設	社会共創学部産業イノベーション学科						7	6	2	1	16	0	0	大学設置基準別表第一-I に定める基幹教員数の四 分の三の数 6人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	7	6	2	1	16	(7)	(6)	(2)	(1)	(16)	(0)	(0)	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
	小計（a～b）	7	6	2	1	16	(7)	(6)	(2)	(1)	(16)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
	計（a～d）	7	6	2	1	16	(7)	(6)	(2)	(1)	(16)			
	社会共創学部環境デザイン学科						4	5	1	1	11	0	1	大学設置基準別表第一-I に定める基幹教員数の四 分の三の数 6人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	4	5	1	1	11	(4)	(5)	(1)	(1)	(11)	(0)	(1)	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
	小計（a～b）	4	5	1	1	11	(4)	(5)	(1)	(1)	(11)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
	計（a～d）	4	5	1	1	11	(4)	(5)	(1)	(1)	(11)			
	社会共創学部地域資源マネジメント学科						4	6	0	3	13	0	1	大学設置基準別表第一-I に定める基幹教員数の四 分の三の数 6人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	4	6	0	3	13	(4)	(6)	(0)	(3)	(13)	(0)	(1)	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
	小計（a～b）	4	6	0	3	13	(4)	(6)	(0)	(3)	(13)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
	計（a～d）	4	6	0	3	13	(4)	(6)	(0)	(3)	(13)			
	理学部理学科						34	30	2	18	84	0	1	大学設置基準別表第一-I に定める基幹教員数の四 分の三の数 14人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	34	30	2	18	84	(34)	(30)	(2)	(18)	(84)	(0)	(1)	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
	小計（a～b）	34	30	2	18	84	(34)	(30)	(2)	(18)	(84)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
	計（a～d）	34	30	2	18	84	(34)	(30)	(2)	(18)	(84)			

医学部医学科		51 (51)	43 (43)	26 (26)	40 (40)	160 (160)	1 (1)	184 (184)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		51 (51)	43 (43)	26 (26)	40 (40)	160 (160)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）		51 (51)	43 (43)	26 (26)	40 (40)	160 (160)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）		51 (51)	43 (43)	26 (26)	40 (40)	160 (160)		
医学部看護学科		11 (11)	1 (1)	3 (3)	1 (1)	16 (16)	0 (0)	11 (11)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		11 (11)	1 (1)	3 (3)	1 (1)	16 (16)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）		11 (11)	1 (1)	3 (3)	1 (1)	16 (16)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）		11 (11)	1 (1)	3 (3)	1 (1)	16 (16)		
工学部工学科		45 (45)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	51 (51)	1 (1)	54 (54)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		45 (45)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	51 (51)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）		45 (45)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	51 (51)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）		45 (45)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	51 (51)		
農学部食料生産学科		11 (11)	13 (13)	0 (0)	6 (6)	30 (30)	0 (0)	4 (4)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		11 (11)	13 (13)	0 (0)	6 (6)	30 (30)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）		11 (11)	13 (13)	0 (0)	6 (6)	30 (30)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）		11 (11)	13 (13)	0 (0)	6 (6)	30 (30)		

分	農学部生命機能学科		6 (6)	7 (7)	0 (0)	5 (5)	18 (18)	0 (0)	0 (0)	大学設置基準別表第一-I に定める基幹教員数の四 分の三の数 6人	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (6)	7 (7)	0 (0)	5 (5)	18 (18)					
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	小計（a～b）	6 (6)	7 (7)	0 (0)	5 (5)	18 (18)					
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	計（a～d）	6 (6)	7 (7)	0 (0)	5 (5)	18 (18)					
	農学部生物環境学科		13 (13)	15 (15)	0 (0)	1 (1)	29 (29)	0 (0)	3 (3)		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	13 (13)	15 (15)	0 (0)	1 (1)	29 (29)					
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	小計（a～b）	13 (13)	15 (15)	0 (0)	1 (1)	29 (29)					
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	計（a～d）	13 (13)	15 (15)	0 (0)	1 (1)	29 (29)					
	計		264 (264)	182 (182)	59 (59)	80 (80)	585 (585)	3 (3)	284 (284)		
	既 分	該当なし		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		— (—)
		a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)				
		b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)				
		小計（a～b）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)				
		c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)				
		d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)				
		計（a～d）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)				
		計		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		— (—)
		合 計		264 (264)	182 (182)	59 (59)	80 (80)	585 (585)	3 (3)		284 (284)
職 種		専 属			その他		計		大学全体		
事 務 職 員		364 (364) 人			348 (348) 人		712 (712) 人				
技 術 職 員		523 (523)			148 (148)		671 (671) 人				
図 書 館 職 員		18 (18)			0 (0)		18 (18)				
そ の 他 の 職 員		1 (1)			620 (620)		621 (621) 人				
指 導 補 助 者		0 (0)			0 (0)		0 (0) 人				
計		906 (906)			1,116 (1,116)		2,022 (2,022)				

校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計		大学全体	
	校 舎 敷 地		401,011㎡		0㎡		0㎡		401,011㎡			
	そ の 他		4,257,149㎡		0㎡		0㎡		4,257,149㎡			
	合 計		4,658,160㎡		0㎡		0㎡		4,658,160㎡			
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計		大学全体	
			221,937㎡ (221,937㎡)		0㎡ (0㎡)		0㎡ (0㎡)		221,937㎡ (221,937㎡)			
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室		795室		教 員 研 究 室		817室			
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊		電子図書 〔うち外国書〕 冊		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕 点		機械・器具 点	標本 点
			大学全体		1,130,671 [320,799] (1,130,671 [320,799])		3,963 [1,308] (3,963 [1,308])		25,863 [10,040] (25,863 [10,040])		6,405 [4,665] (6,405 [4,665])	
	計		1,130,671 [320,799] (1,130,671 [320,799])		3,963 [1,308] (3,963 [1,308])		25,863 [10,040] (25,863 [10,040])		6,405 [4,665] (6,405 [4,665])		12,386 (12,386)	1 (1)
	スポーツ施設等			スポーツ施設			講堂			厚生補導施設		
			30,056㎡			428㎡			10,953㎡			
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費（運営費交 付金）による		
		教員1人当り研究費等		—	—	—	—	—	—			
		共同研究費等		—	—	—	—	—	—			
		図 書 購 入 費	—	—	—	—	—	—	—			
		設 備 購 入 費	—	—	—	—	—	—	—			
	学生1人当り 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次				
			—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円				
	学生納付金以外の維持方法の概要		—									
大 学 等 の 名 称												
愛媛大学												
学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地			
法文学部		年	人	年次 人	人		倍					
人文社会学科 昼間主コース		4	275	3年次 10	1,120	学士 (法学・政策学、学 術、人文学)	1.07 《1.03》 1.05 《1.02》	平成28	愛媛県松山市文京町 3番			
人文社会学科 夜間主コース		4	90	3年次 20	400	学士 (法学・政策学、人 文学)	1.14 《1.07》	平成28	同上			
教育学部												
学校教育教員養成課程		4	160	—	640	学士 (教育学)	1.07 《1.05》 1.07 《1.05》	平成11	愛媛県松山市文京町 3番			
社会共創学部												
産業マネジメント学科		4	70	—	280	学士 (社会共創学)	1.08 《1.04》 1.09 《1.06》	平成28	愛媛県松山市文京町 3番			
産業イノベーション学		4	25	—	100	学士 (社会共創学)	1.05 《1.01》	平成28	同上			
環境デザイン学科		4	35	—	140	学士 (社会共創学)	1.05 《1.01》	平成28	同上			
地域資源マネジメント学科		4	50	—	200	学士 (社会共創学)	1.10 《1.06》	平成28	同上			
理学部												
理学科		4	225	—	900	学士 (理学)	1.13 《1.06》 1.12 《1.06》	平成31	愛媛県松山市文京町 2番5号			

既設大学等の状況	医学部						1.00 《0.98》			
	医学科	6	110	2年次 5	685	学士 (医学)	1.02 《1.00》	昭和48	愛媛県東温市志津川 4 5 4	令和7年度入学定員増 (15人)
	看護学科	4	60	3年次 10	260	学士 (看護学)	0.97 《0.95》	平成6	同上	
	工学部						1.08 《1.03》			
	工学科	4	530	3年次 10	2,080	学士 (工学)	1.08 《1.02》	平成31	愛媛県松山市文京町 3 番	令和6年度より入学定員増 (30人)
	農学部						1.10 《1.07》			
	食料生産学科	4	70	3年次 5	290	学士 (農学)	1.12 《1.08》	平成28	愛媛県松山市樟味3 丁目5番7号	
	生命機能学科	4	45	3年次 2	184	学士 (農学)	1.07 《1.05》	平成28	同上	
	生物環境学科	4	55	3年次 3	226	学士 (農学)	1.09 《1.07》	平成28	同上	
	人文社会科学研究科									
	(修士課程)									
	法文学専攻	2	12	—	24	修士 (法学、人文学)	0.78 《0.75》	令和2	愛媛県松山市文京町 3 番	
	産業システム創成専攻	2	【1】	—	【2】 16	修士 (経済学、学術)	0.78 《0.64》	令和2	同上	地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数
			【1】		【2】					地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数
	教育学研究科									
	(修士課程)									
	心理発達臨床専攻	2	10	—	20	修士 (臨床心理学)	1.15 《1.10》	令和2	愛媛県松山市文京町 3 番	
	(専門職学位課程)									
	教育実践高度化専攻	2	40	—	80	教職修士 (専門職)	1.17 《1.17》	令和2	同上	
	医学系研究科									
	(博士課程)									
	医学専攻	4	30	—	120	博士 (医学)	1.25 《1.04》	平成18	愛媛県東温市志津川 4 5 4	
	(博士前期課程)									
	看護学専攻	2	12	—	24	修士 (看護学)	1.11 《0.90》	平成10	同上	
			【2】		【4】					医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員数
	(博士後期課程)									
	看護学専攻	3	2	—	6	博士 (看護学)	1.62 《1.25》	令和2	同上	

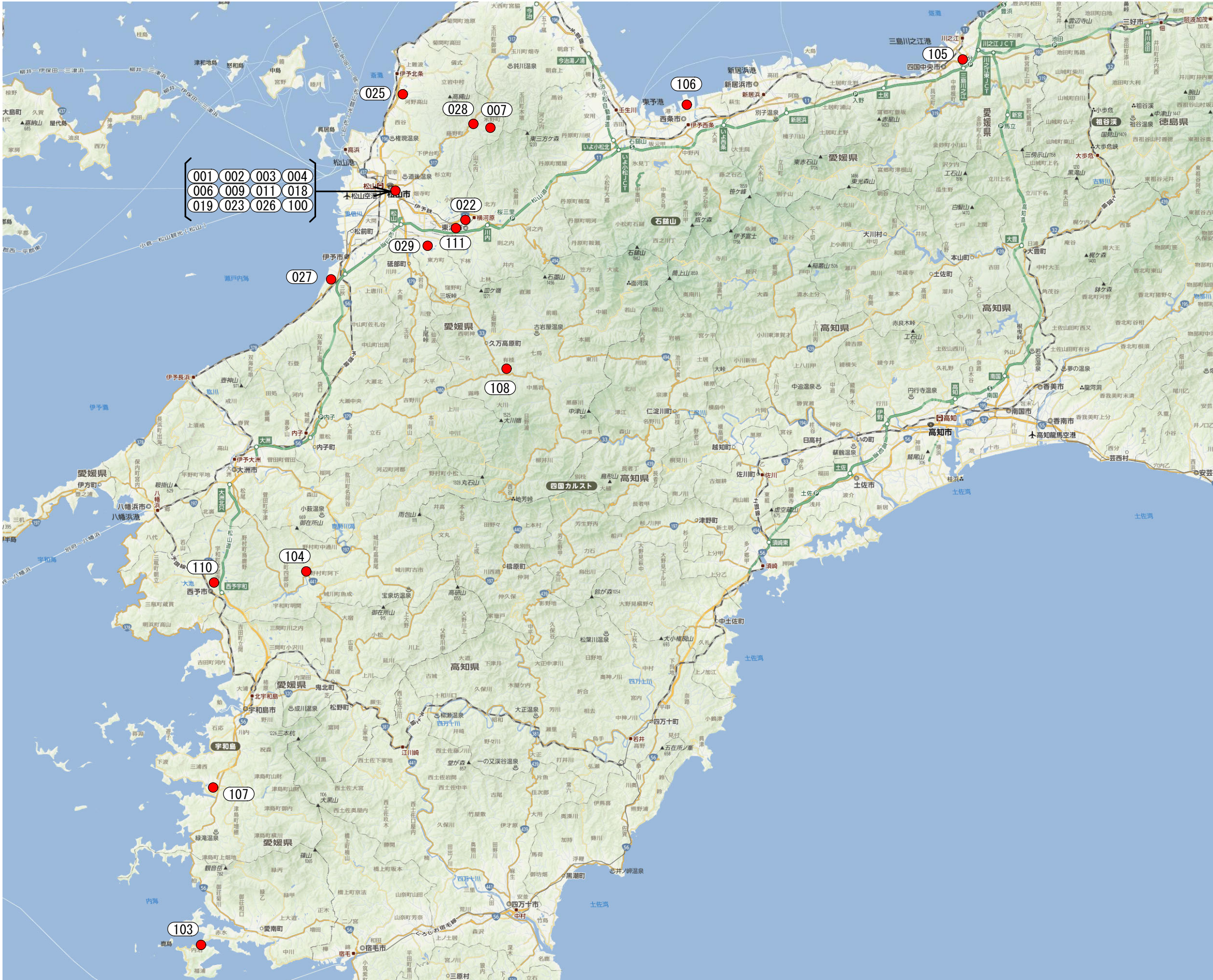
理工学研究科	(博士前期課程)			2	270	—	540	修士 (理学、工学、数理 情報学)	1. 12 《1. 11》	令和5	愛媛県松山市文京町 3 番	令和6年度より入 学定員増 (20 人) 地域レジリエン ス学環の内数と する入学定員数
	理工学専攻											
理工学研究科	(博士後期課程)			3	23	—	69	博士 (理学、工学、数理 情報学)	1. 07 《1. 07》	令和5	同上	
	理工学専攻											
農学研究科	(修士課程)			2	26	—	52	修士 (農学)	1. 02 《0. 97》	平成28	愛媛県松山市樽味 3 丁目 5 番 7 号	医農融合公衆衛 生学環の内数と する入学定員数 地域レジリエン ス学環の内数と する入学定員数
	食料生産学専攻											
農学研究科	生命機能学専攻			2	23	—	46	修士 (農学)	1. 32 《1. 32》	平成28	同上	
	生物環境学専攻			2	23	—	46	修士 (農学)	1. 03 《1. 02》	平成28	同上	
連合農学研究科						【2】						
						【1】						
連合農学研究科	(博士課程)			3	9	—	27	博士 (農学、学術)	1. 28 《1. 24》	昭和60	愛媛県松山市樽味 3 丁目 5 番 7 号	
	生物資源生産学専攻											
連合農学研究科	生物資源利用学専攻			3	4	—	12	博士 (農学、学術)	1. 33 《1. 25》	昭和60	同上	
	生物環境保全学専攻			3	4	—	12	博士 (農学、学術)	1. 83 《1. 58》	昭和60	同上	
研究科等連係課程実施基本組織	(修士課程)			2	5	—	10	修士 (公衆衛生学)	1. 15 《0. 93》	令和4	愛媛県東温市志津川 4 5 4	
	医農融合公衆衛生学環											
研究科等連係課程実施基本組織	地域レジリエンス学環 (修士課程)			2	6	—	12	修士 (学術)	1. 44 《1. 12》	令和5	愛媛県松山市文京町 3 番	

附属施設の概要	名称：医学部附属病院 目的：医学教育、研究及び診療 所在地：愛媛県東温市志津川454 設置年月：昭和51年5月 規模等：建物面積 72,336㎡	
	名称：教育学部附属幼稚園 目的：幼児教育、研究及び教員養成 所在地：愛媛県松山市持田町1丁目5番22号 設置年月：昭和24年5月 規模等：建物面積 1,115㎡	
	名称：教育学部附属小学校 目的：児童教育、研究及び教員養成 所在地：愛媛県松山市持田町1丁目5番22号 設置年月：昭和24年5月 規模等：建物面積 5,700㎡	
	名称：教育学部附属中学校 目的：生徒教育、研究及び教員養成 所在地：愛媛県松山市持田町1丁目5番22号 設置年月：昭和24年5月 規模等：建物面積 7,121㎡	
	名称：教育学部附属特別支援学校 目的：特別支援教育、研究及び教員養成 所在地：愛媛県松山市持田町1丁目5番22号 設置年月：昭和47年4月 規模等：建物面積 3,202㎡	
	名称：愛媛大学附属高等学校 目的：高等普通教育及び専門教育、研究、教育実習 所在地：愛媛県松山市樽味3丁目2番40号 設置年月：平成20年4月 規模等：建物面積 13,785㎡	
	名称：農学部附属農場 目的：農学の理論を探究しつつ、応用技術を総合化する研究及び学生生徒の実験実習 所在地：愛媛県松山市八反地甲498番地 設置年月：昭和29年4月 規模等：土地面積 187,722㎡	
	名称：農学部附属演習林 目的：森林・林業に関する研究及び学生生徒の実験実習 所在地：愛媛県松山市大井野町乙145番2 設置年月：昭和32年9月 規模等：土地面積 3,838,905㎡	

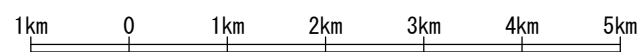
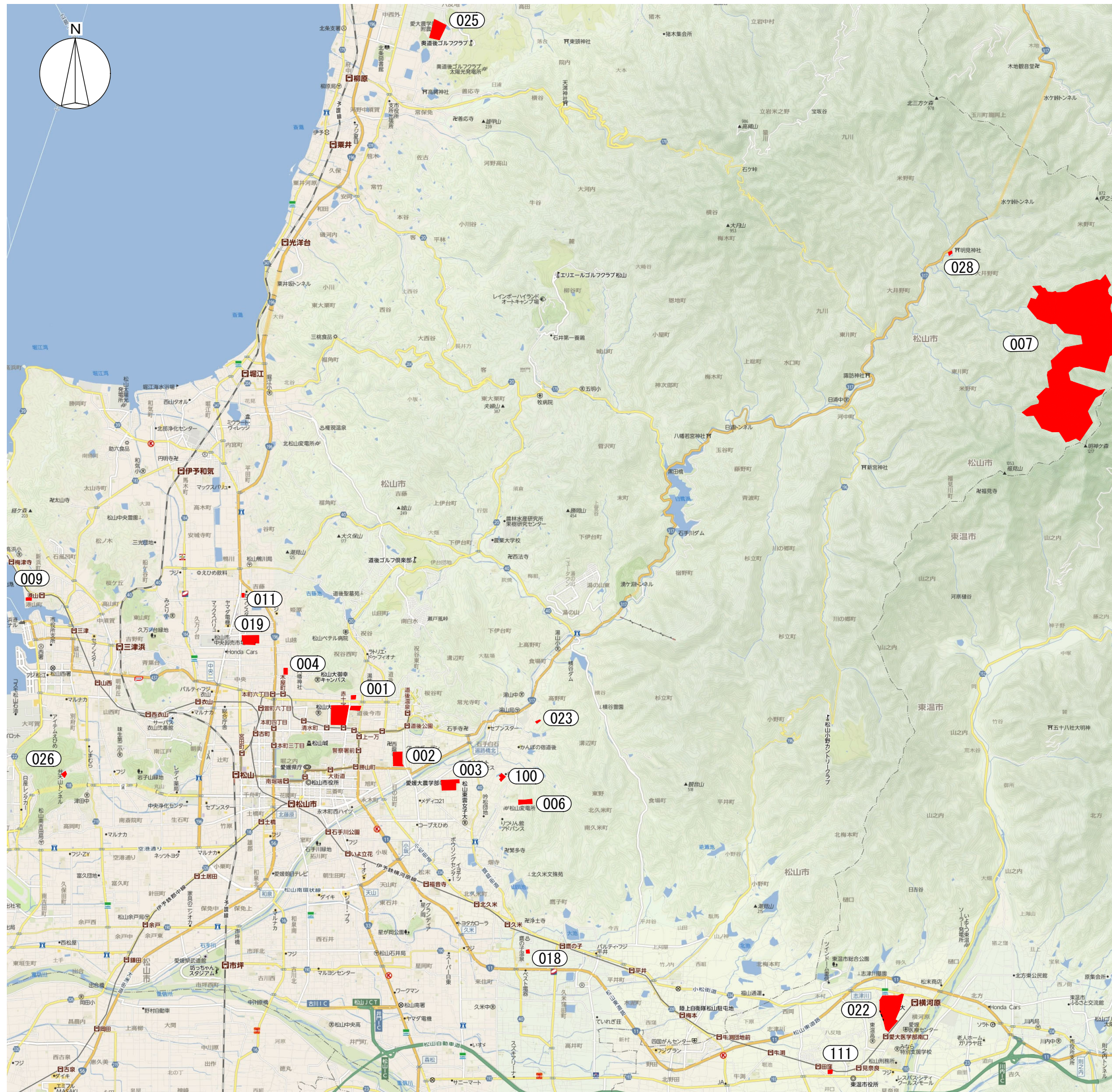
- (注)
- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
 - 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については，専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」，専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
 - 3 「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとする。
 - 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
 - 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」，「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
 - 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
 - 7 空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

国立大学法人 愛媛大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和8年度 (医学部定員増をしなかった場合)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度 (医学部定員増をした場合)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
愛媛大学				愛媛大学				
法文学部		3年次		法文学部		3年次		
人文社会学科	365	30	1,520	人文社会学科	365	30	1,520	
(昼間主コース)	275	10	1,120	(昼間主コース)	275	10	1,120	
(夜間主コース)	90	20	400	(夜間主コース)	90	20	400	
教育学部				教育学部				
学校教育教員養成課程	160	-	640	学校教育教員養成課程	160	-	640	
社会共創学部				社会共創学部				
産業マネジメント学科	70	-	280	産業マネジメント学科	70	-	280	
産業イノベーション学科	25	-	100	産業イノベーション学科	25	-	100	
環境デザイン学科	35	-	140	環境デザイン学科	35	-	140	
地域資源マネジメント学科	50	-	200	地域資源マネジメント学科	50	-	200	
理学部				理学部				
理学科	225	-	900	理学科	225	-	900	
医学部		2年次		医学部		2年次		
医学科	95	5	595	医学科	110	5	610	定員変更(15)
看護学科	60	10	260	看護学科	60	10	260	
工学部		3年次		工学部		3年次		
工学科	530	10	2,140	工学科	530	10	2,140	
農学部		3年次		農学部		3年次		
食料生産学科	70	5	290	食料生産学科	70	5	290	
生命機能学科	45	2	184	生命機能学科	45	2	184	
生物環境学科	55	3	226	生物環境学科	55	3	226	
計	1,785	5 3年次 60	7,475	計	1,800	5 3年次 60	7,490	
愛媛大学大学院				愛媛大学大学院				
人文社会科学研究科				人文社会科学研究科				
法文学専攻(M)	12	-	24	法文学専攻(M)	12	-	24	
(うち、法文学専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(1)	-	(2) ※2	(うち、法文学専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(1)	-	(2) ※2	
産業システム創成専攻(M)	8	-	16	産業システム創成専攻(M)	8	-	16	
(うち、産業システム創成専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(1)	-	(2) ※2	(うち、産業システム創成専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(1)	-	(2) ※2	
教育学研究科				教育学研究科				
心理発達臨床専攻(M)	10	-	20	心理発達臨床専攻(M)	10	-	20	
教育実践高度化専攻(P)	40	-	80	教育実践高度化専攻(P)	40	-	80	
医学系研究科				医学系研究科				
医学専攻(D)	30	-	120	医学専攻(D)	30	-	120	
看護学専攻(M)	12	-	24	看護学専攻(M)	12	-	24	
(うち、看護学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員及び収容定員数)	(2)	-	(4) ※1	(うち、看護学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員及び収容定員数)	(2)	-	(4) ※1	
看護学専攻(D)	2	-	6	看護学専攻(D)	2	-	6	
理工学研究科				理工学研究科				
理工学専攻(M)	270	-	540	理工学専攻(M)	270	-	540	
(うち、理工学専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(2)	-	(4) ※2	(うち、理工学専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(2)	-	(4) ※2	
理工学専攻(D)	23	-	69	理工学専攻(D)	23	-	69	
農学研究科				農学研究科				
食料生産学専攻(M)	26	-	52	食料生産学専攻(M)	26	-	52	
(うち、食料生産学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員及び収容定員数)	(1)	-	(2) ※1	(うち、食料生産学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員及び収容定員数)	(1)	-	(2) ※1	
(うち、食料生産学専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(1)	-	(2) ※2	(うち、食料生産学専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(1)	-	(2) ※2	
生命機能学専攻(M)	23	-	46	生命機能学専攻(M)	23	-	46	
生物環境学専攻(M)	23	-	46	生物環境学専攻(M)	23	-	46	
(うち、生物環境学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員及び収容定員数)	(2)	-	(4) ※1	(うち、生物環境学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員及び収容定員数)	(2)	-	(4) ※1	
(うち、生物環境学専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(1)	-	(2) ※2	(うち、生物環境学専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(1)	-	(2) ※2	
連合農学研究科				連合農学研究科				
生物資源生産学専攻(D)	9	-	27	生物資源生産学専攻(D)	9	-	27	
生物資源利用学専攻(D)	4	-	12	生物資源利用学専攻(D)	4	-	12	
生物環境保全学専攻(D)	4	-	12	生物環境保全学専攻(D)	4	-	12	
医農融合公衆衛生学環(M)	(5)	-	(10) ※1	医農融合公衆衛生学環(M)	(5)	-	(10) ※1	
地域レジリエンス学環(M)	(6)	-	(12) ※2	地域レジリエンス学環(M)	(6)	-	(12) ※2	
計	496	-	1,094	計	496	-	1,094	
※1 医農融合公衆衛生学環(M)の入学定員及び収容定員は、医学系研究科看護学専攻(M)、農学研究科食料生産学専攻(M)、農学研究科食料生産学専攻(M)及び農学研究科生物環境学専攻(M)の内数とする。				※1 医農融合公衆衛生学環(M)の入学定員及び収容定員は、医学系研究科看護学専攻(M)、農学研究科食料生産学専攻(M)及び農学研究科生物環境学専攻(M)の内数とする。				
※2 地域レジリエンス学環(M)の入学定員及び収容定員は、人文社会科学研究科法文学専攻(M)、人文社会科学研究科法文学専攻(M)、人文社会科学研究科産業システム創成専攻(M)、理工学研究科理工学専攻(M)、農学研究科食料生産学専攻(M)及び農学研究科生物環境学専攻(M)の内数とする。				※2 地域レジリエンス学環(M)の入学定員及び収容定員は、人文社会科学研究科法文学専攻(M)、人文社会科学研究科産業システム創成専攻(M)、理工学研究科理工学専攻(M)、農学研究科食料生産学専攻(M)及び農学研究科生物環境学専攻(M)の内数とする。				



学校番号	学 校 名	作成年度
0352	愛媛大学	R7年度



-圖面-2-

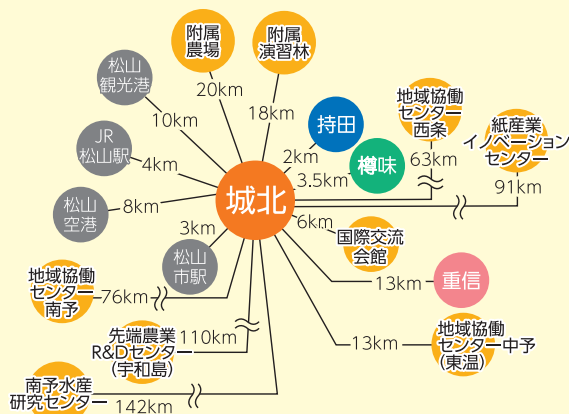
愛媛大学全団地一覧表			
団地番号	団地名	所在地名	学部等名
001	城北	松山市文京町3番、文京町2番5号、道後樋又10番13号	法文・理・工・教育・社会共創・共通教育・大学本部
002	持田	松山市持田町1丁目5番22号	附属小・中・幼・特別支援学校
003	樽味	松山市樽味3丁目5番7号	農・附属高校
004	御幸	松山市御幸2丁目3番15号	学生寄宿舍
006	畑寺	松山市畑寺町丙47番2号	農・附属高校
007	米野	松山市米野町乙184-1	演習林
009	梅津寺	松山市梅津寺町1861	借用団地（課外施設 木ノ下艇庫）
011	東長戸	松山市東長戸4丁目3番1号	職員宿舎
018	鷹子	松山市鷹子町40番地	国際交流会館
019	山越	松山市山越4丁目11番10号	屋外運動場・課外施設
022	重信	東温市志津川	医学部・附属病院
023	溝辺	松山市溝辺町乙298番地	附属高校
025	北条	松山市八反地甲498番地	附属農場
026	津田山	松山市北斎院町津田山乙223番地	附属特別支援学校
027	伊予	伊予市森字下新田甲736番1	借用団地（課外施設 ヨット艇庫）
028	大井野	松山市大井野町乙145番2	演習林・短期学生宿舎
029	東方	松山市東方町甲2032-1、2034-1、2036、2037	附属農場
100	東野	松山市東野4丁目222番地	演習林
103	愛南	南宇和郡愛南町船越1289-1 南宇和郡愛南町内泊25-1	借用団地（南予水産研究センター）
104	野村	西予市野村町野村9号53番地	借用団地（地域サライトセンター）
105	川之江	四国中央市妻鳥町乙127	借用団地（紙産業イノベーションセンター）
106	西条	西条市ひうち1番地16	借用団地（地域協働センター西条）
107	宇和島	宇和島市津島町近家1651番34	借用団地（先端農業R&Dセンター）
108	久万	上浮穴郡久万高原町菅生二番耕地280-38	借用団地（農学部）
110	宇和	西予市宇和町卯之町2-24	借用団地（地域協働センター南予）
111	田窪	東温市田窪300-2	借用団地（地域協働センター中予）

学校番号	学 校 名	作成年度
0352	愛 媛 大 学	R7年度

エリアマップ



各施設へのアクセス



城北キャンパス 【市内電車】 赤十字病院前下車→徒歩3分

樽味キャンパス 【市内バス8番線】 愛大農学部前下車

持田地区 【市内電車】 勝山町下車→徒歩10分
【市内バス10番線】 附属中学前下車

重信キャンパス 【郊外電車横河原線】 愛大医学部南口駅下車→徒歩5分
【路線バス森松・横河原線】 愛大病院前下車
【郊外バス川内方面行き】 北吉井小学校前または愛大病院前下車
【郊外バス新居浜方面行き】 愛大病院前下車

A R E A M A P



交通アクセス

■バス利用の場合

松山市駅前④番のりばから川内方面行きに乗車、
愛大病院前で下車(約35分)

■電車利用の場合

JR松山駅から徒歩5分、伊予鉄大手町駅で横河原
方面に乗車、愛大医学部南口で下車(約35分)

■タクシー利用の場合

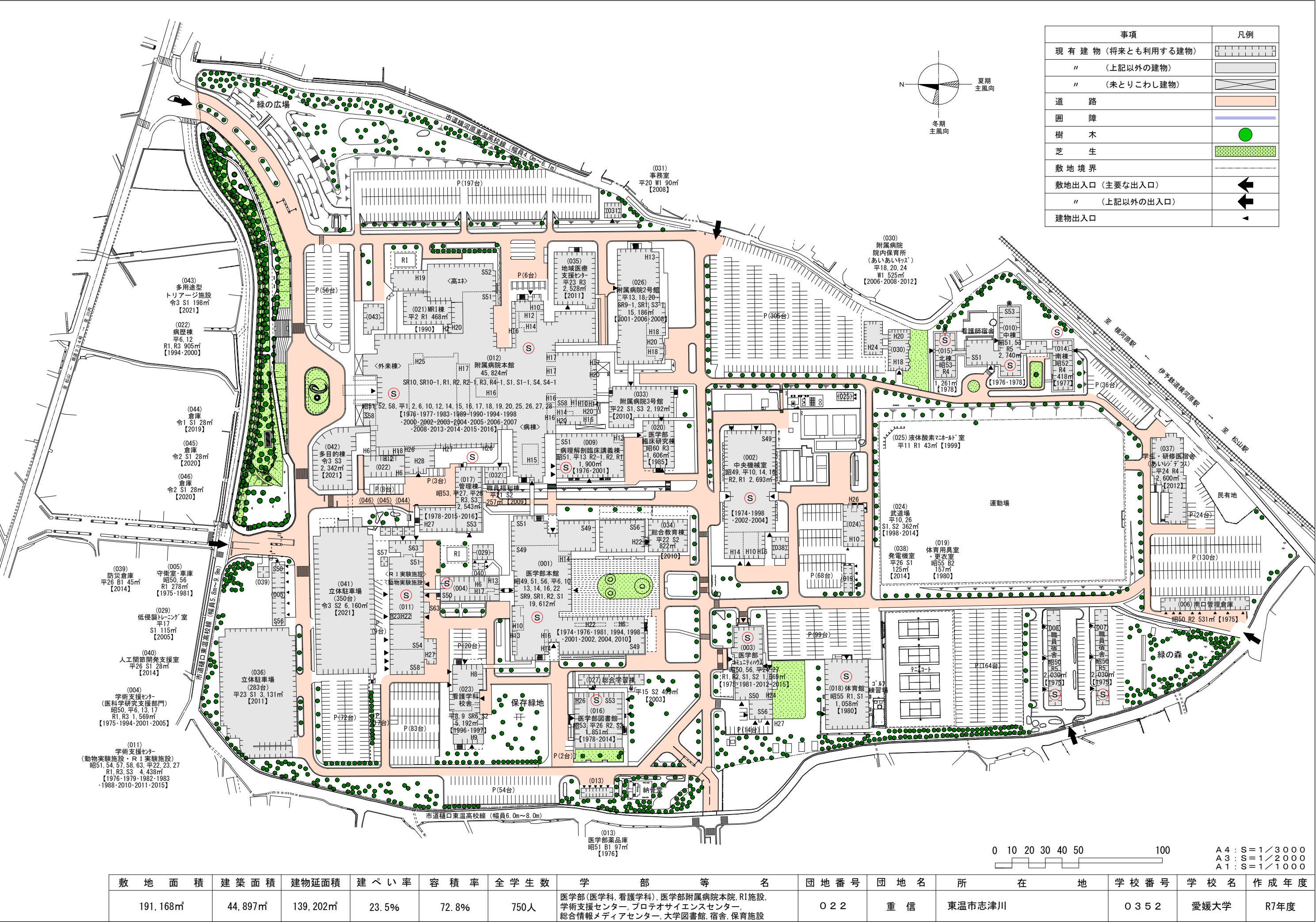
松山市駅～愛媛大学医学部及び附属病院(約30分)
JR松山駅～愛媛大学医学部及び附属病院(約40分)
松山空港～愛媛大学医学部及び附属病院(約50分)

愛媛大学大学院医学系研究科

Ehime University Graduate School of Medicine

愛媛大学医学部／附属病院

University School of Medicine／University Hospital



目次

第1章 総則

第1節 目的等（第1条～第3条）

第2節 教育研究組織等（第4条）

第3節 収容定員（第5条）

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日（第6条～第8条）

第2節 修業年限及び在学期間（第9条・第10条）

第3節 教育課程及び履修方法（第11条～第28条）

第4節 入学（第29条～第40条）

第5節 休学、留学、退学等（第41条～第45条）

第6節 卒業の認定及び学位の授与（第46条～第48条）

第7節 教育職員免許（第49条）

第8節 賞罰（第50条・第51条）

第9節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、受託研究生等及び
外国人留学生（第52条～第57条）

第10節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第58条～第70条）

第3章 厚生補導（第71条・第72条）

第4章 大学運営組織（第72条の2）

第5章 公開講座等（第73条・第74条）

第6章 雑則（第75条）

附則

第1章 総則

第1節 目的等

（目的）

第1条 愛媛大学（以下「本学」という。）は、学術の一中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させ、もって文化の創造と発展に貢献することを目的とする。

2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（点検評価等）

第2条 本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項の規定に基づき、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、社会貢献、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価並びに学校教育法第109条第2項及び第3項の規定に基づく認証評価等の結果を踏まえ、本学の教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図るものとする。

3 第1項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究上の目的の公表等）

第3条 本学は、学部、学科又は課程ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の推進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第2節 教育研究組織等

（学科、課程）

第4条 本学の学部、次の学科及び課程を置く。

法文学部	人文社会学科
教育学部	学校教育教員養成課程
社会共創学部	産業マネジメント学科
	産業イノベーション学科
	環境デザイン学科
	地域資源マネジメント学科
理学部	理学科
医学部	医学科
	看護学科
工学部	工学科
農学部	食料生産学科
	生命機能学科
	生物環境学科

(教育研究実施組織)

第4条の2 本学は、教育研究上の目的を達成するため、各学部に、別表1のとおり、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制する。

2 本学は、前項の教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該学部の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。

第3節 収容定員

(収容定員)

第5条 各学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員			
		入学定員	編入学定員		総定員
			第2年次	第3年次	
法文学部	人文社会学科	人		人	人
	昼間主コース	275		10	1,120
	夜間主コース	90		20	400
	計	365		30	1,520
教育学部	学校教育教員養成課程	160			640
	計	160			640
社会共創学部	産業マネジメント学科	70			280
	産業イノベーション学科	25			100
	環境デザイン学科	35			140
	地域資源マネジメント学科	50			200
	計	180			720
理学部	理学科	225			900
	計	225			900
医学部	医学科	95	5		595
	看護学科	60		10	260
	計	155	5	10	855
工学部	工学科	530		10	2,140
	計	530		10	2,140
農学部	食料生産学科	70		5	290
	生命機能学科	45		2	184
	生物環境学科	55		3	226

	計	170		10	700
合計		1,785	5	60	7,475

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月23日まで

後学期 9月24日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日（法文学部の夜間主コースを除く。）

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

夏季休業 8月7日から9月30日まで

開学記念日 11月11日

冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第9条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあつては、6年とする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一定の単位を修得し本学に入学する場合で、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を本学の修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(在学期間)

第10条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。ただし、医学部医学科にあつては、1年次、2年次及び3年次において6年(第36条の2の規定により第2年次に編入学した者の2年次及び3年次においては4年)並びに4年次、5年次及び6年次において6年を超えることができないものとし、医学部看護学科にあつては、1年次及び2年次において4年並びに3年次及び4年次において4年を超えることができないものとする。

第3節 教育課程及び履修方法

(授業科目の区分)

第11条 授業科目を分けて、共通教育科目及び専門教育科目とする。

2 共通教育科目及び専門教育科目の授業科目及び単位数は、別に定める。

(教育課程の編成方針)

第12条 卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 先進的・学際的研究領域の次世代を担う優れた人材を養成することを目的として、第1項に規定する教育課程とは別に、教育課程を設けることができる。

(連携開設科目)

第12条の2 本学が、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第

19 条の 2 に基づき、他の大学が本学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を、本学が自ら開設したものとみなすものとする。

（教育課程の編成方法）

第 13 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

（教職に関する専門教育科目）

第 14 条 教育職員免許状を受ける資格を得させるため、教育学部以外の学部においても、教職に関する専門教育科目を設けることができる。

（履修方法）

第 15 条 学生が履修すべき授業科目の種類、単位数及びその履修方法は、各学部規程の定めるところによる。

（履修科目の登録の上限）

第 16 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

2 前項の別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（連携開設科目に係る単位の認定）

第 16 条の 2 学生が第 12 条の 2 に規定する連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第 17 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は外国の短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第 25 条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 24 条第 2 項及び第 4 項並びに第 25 条第 1 項及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第 18 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、学長がその計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により計画的な履修が認められた者の修業年限は、第 9 条第 1 項に規定する修業年限に、4 年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数とする。

3 第 1 項の規定により計画的な履修が認められた者の在学期間は、第 9 条第 1 項に規定する修業年限の 2 倍の年数に、4 年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数を超えることができない。

（単位計算方法）

第 19 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第 22 条第 1 項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（単位の授与及び成績判定）

第 20 条 授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与えるものとする。

2 授業科目の成績は、原則として、秀、優、良、可又は不可の 5 種の評語をもって表わし、秀、優、良及び可を合格とする。

(成績評価基準等の明示等)

第 21 条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業の方法)

第 22 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(授業期間)

第 22 条の 2 1 年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

(他学部の授業科目の履修)

第 23 条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属学部長を経て当該学部長の許可を得なければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 24 条 本学が、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生を他の大学又は短期大学に派遣の上、授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、学生が修得した単位は、第 17 条第 1 項及び第 2 項並びに第 25 条第 1 項及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲内で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 第 1 項の規定により、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

4 第 1 項から前項までの規定は、学生が、外国の大学又は外国の短期大学に留学する場合、外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 25 条 本学が、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、第 17 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 2 項及び第 4 項並びに次条第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(休学期間中の授業科目の履修等)

第 25 条の 2 本学が、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学又は短期大学(外国の大学又は外国の短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第 17 条第 1 項及び第 2 項並びに第 24 条第 2 項及び第 4 項並びに第 25 条第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(外国人留学生に関する授業科目等の特例)

第 26 条 第 57 条に規定する外国人留学生に対しては、第 11 条に規定する共通教育科目として、留学生対象科目を開設する。

2 外国人留学生が履修すべき授業科目の種類、単位数及びその履修方法については、第 15 条の規定にかかわらず、別に特例を定める。

(外国において教育を受けた学生に関する授業科目等の特例)

第 27 条 前条の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けたものの教育について必要がある場合に準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 28 条 本学又は各学部は、学生に対する教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 4 節 入学

(入学の時期)

第 29 条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学年の途中であっても、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第 30 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(入学の出願)

第 31 条 本学に入学を志願する者は、所定の期間に入学願書に別に定める書類及び第 58 条第 1 項に規定する検定料を添えて学長あてに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 32 条 前条の入学志願者については、入学者の受入れに関する方針に基づき、別に定める公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて選考を行う。

(入学手続)

第 33 条 前条の規定による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証書その他所定の書類を提出するとともに、第 59 条第 1 項に規定する入学料を納付しなければならない。ただし、第 66 条第 1 項及び第 2 項の規定により入学料の免除又は第 67 条第 1 項の規定により入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学料免除・徴収猶予申請書の提出をもって、入学料の納付に代えるものとする。

(入学許可)

第 34 条 学長は、前条の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第 35 条 次の各号の一に該当する者で、編入学を志願するものがあるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
 - (4) 修業年限4年以上の大学に在学し、相当の単位を修得した者
 - (5) 学校教育法施行規則第100条の2に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)
 - (6) 学校教育法施行規則第186条に規定する専修学校の専門課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)
 - (7) 外国において学校教育における14年の課程(日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
 - (8) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
 - (9) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)
- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。ただし、第3号に掲げる者にあつては、毎学年の始めとする。
- 3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。
- (第3年次編入学)

第36条 前条に定めるもののほか、第5条に定める第3年次編入学定員により編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3) 修業年限4年以上の大学に2年以上在学し、相当の単位を修得した者
 - (4) 学校教育法施行規則第100条の2に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)
 - (5) 学校教育法施行規則第186条に規定する専修学校の専門課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)
 - (6) 外国において学校教育における14年の課程(日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
 - (7) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
 - (8) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)
- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学年の始めとする。
- 3 第1項の規定により入学した者の履修しなければならない授業科目の種類及び単位数は、学部の定めるところによる。

(医学部医学科第2年次編入学)

第36条の2 第35条に定めるもののほか、第5条に定める医学部医学科の第2年次編入学定員により編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者(医学を履修する課程を卒業した者を除く。)
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者(学士(医学)の学位を授与された者を除く。)
- (3) 大学院(修士課程又は博士課程)を修了した者
- (4) 外国において学校教育における16年の課程(日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者(医学を履修する課程を卒業した者を除く。)

- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学年の始めとする。
- 3 第1項の規定により入学した者の履修しなければならない授業科目の種類及び単位数は、学部の定めるところによる。

(再入学)

第37条 本学を退学した者又は除籍された者で再入学を志願するものがあるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。
- 3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。

(編入学及び再入学の出願手続等)

第38条 第35条から前条までに規定する編入学及び再入学に係る入学の出願及び入学手続等については、第31条及び第33条の規定を準用する。

(転学部)

第39条 本学の一の学部の学生で他の学部に転学部を志願する者があるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が転学部を許可することがある。

- 2 前項の規定により転学部を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。

(入学許可の取消)

第40条 第33条の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学を取り消す。

第5節 休学、留学、退学等

(休学)

第41条 学生が疾病その他の理由により2か月以上修学することができない場合は、学部長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項の休学は、1年を超えることができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、休学期間の延長を許可することがある。ただし、休学期間は連続して3年を超えることができない。
- 4 疾病のため修学することが適当でないと認める場合には、学部長は、学長の承認を得て休学を命ずることがある。
- 5 休学期間中にその休学の理由が消滅したときは、学部長の許可を得て復学することができる。
- 6 休学が2か月以上にわたるときは、その期間は、第9条第1項に規定する修業年限に算入しない。
- 7 休学した期間は、これを第10条に規定する在学期間に算入しない。
- 8 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

(留学)

第42条 学生が、第24条の規定に基づき、外国の大学又は外国の短期大学に留学しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定により留学した期間は、第9条に規定する修業年限及び第10条に規定する在学期間に算入するものとする。

(退学)

第43条 学生が退学しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

(受験許可)

第44条 学生が他の大学に入学を志願するとき、又は本学の他の学部に改めて入学を志願するときは、学部長を経て学長の受験許可を得なければならない。

(除籍)

第45条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第10条に規定する在学期間を超えた者又は第41条第8項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (2) 長期にわたり行方不明の者
- (3) 授業料の納付の義務を怠る者
- (4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の一部の免除若しくは徴収

猶予を許可された者であって、納付すべき入学科を所定の期日までに納付しないもの

第6節 卒業の認定及び学位の授与

(卒業)

第46条 所定の授業科目を履修し所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学部長の申出に基づき学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第22条第2項に規定する授業の方法で履修し修得した単位は、60単位を超えない範囲で認定する。ただし、卒業の要件となる単位数が124単位(医学部医学科にあっては、188単位)を超える学部にある場合は、そのを超える単位数を60単位に加えて認定する。

3 第1項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第16条の2の規定により修得したもののみならず単位数は、30単位を超えないものとする。

4 第1項に規定する卒業の認定には、学部の定めるところにより、GPA (Grade Point Average) の基準を満たすことを卒業要件に加えることができる。

5 卒業させる時期は、各学期の終わりとする。

(早期卒業)

第47条 本学が別に定めるところにより、学生(医学部医学科の学生を除く。)で3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件として当該学部規程の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、教授会の議を経て、学部長の申出に基づき学長が卒業を認定することができる。

(学位)

第48条 卒業するには、学士の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

第7節 教育職員免許

(教育職員免許)

第49条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目に該当する授業科目の単位を修得した者は、教育職員免許状を受ける資格を得ることができる。

2 前項の規定に基づく資格を得た者が受けることのできる学部及び学科又は課程ごとの教育職員免許状の種類及び教科は、別表2のとおりとする。

第8節 賞罰

(表彰)

第50条 学生で表彰に値する業績又は行為があるときは、学長がこれを表彰する。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第51条 本学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、学部長の申出に基づき国立大学法人愛媛大学教育研究評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に限り、これを行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席が常でなく成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学が3か月以上にわたるときは、その期間は、第9条第1項に規定する修業年限に算入しない。

第9節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、受託研究生等及び外国人留学生 (研究生)

第52条 大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、特定事項について本学において研究することを志願する者があるときは、学部の授業及び研究、又は国立大学法人愛媛大学基本規則(以下「基本規則」という。)第30条に定める機構等及び基本規則第

31 条に定める学内施設（以下「機構等・学内施設」という。）の研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 研究生の在学期間は、1 年以内とする。ただし、研究上必要があると認める場合には、在学期間を更新することができる。

（科目等履修生及び聴講生）

第 53 条 本学の授業科目中、1 又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学部又は教育・学生支援機構が行う授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として学部長又は教育・学生支援機構長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 科目等履修生及び聴講生の入学の時期は、毎学期の始めとし、その在学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、在学期間を更新することができる。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第 20 条の規定を準用する。

（特別聴講学生）

第 54 条 他の大学若しくは短期大学（外国の大学又は外国の短期大学を含む。）又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、別に定めるところにより、特別聴講学生として学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

（受託研究生等）

第 55 条 公共機関等から受託研究生等として受入れの依頼があったときは、学部の授業及び研究、又は機構等・学内施設の研究に妨げのない限り、選考の上、受託研究生等として学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき学長が受入れを許可することがある。

（研究生等に関する規程）

第 56 条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び受託研究生等に関する規程は、別に定める。

（外国人留学生）

第 57 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、第 5 条に規定する収容定員の定員外とすることができる。

3 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第 10 節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料）

第 58 条 検定料の額は、国立大学法人愛媛大学授業料等料金規則（以下「料金規則」という。）に定める額とする。

2 受理した検定料は、返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したときは、当該納付した者の申出により検定料相当額の一部を返還する。

4 第 2 項の規定にかかわらず、個別学力検査において、出願書類等による選抜（以下「第 1 段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り、学力検査その他による選抜（以下「第 2 段階目の選抜」という。）を行う場合に、第 1 段階目の選抜の不合格者が第 2 段階目の選抜に係る検定料の返還を申し出た場合は、当該検定料相当額を返還する。

（入学料）

第 59 条 入学料の額は、料金規則に定める額とする。

2 受理した入学料は、返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、入学料を納付した者が、所定の入学手続き期間内に入学を辞退した場合には、納付した者の申出により、当該入学料相当額を返還する。

（授業料）

第 60 条 学生は、授業料を納付しなければならない。

2 授業料の額は、料金規則に定める額とし、次の 2 期に分けてそれぞれの年額の 2 分の 1 に相

当する額を納付するものとする。

前期 4月1日から9月23日まで

納付期 4月1日から4月30日まで

後期 9月24日から翌年3月31日まで

納付期 9月24日から10月31日まで

- 3 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収できるものとする。
- 4 授業料を所定の期日までに納付しない者に対しては、登学を停止することがある。
- 5 受理した授業料は、返還しない。
- 6 前項の規定にかかわらず、前期又は前期及び後期に係る授業料を納付した者で、休学を許可された時期が前期又は後期に係る授業料の納付期の場合は、納付した者の申出により休学を開始する月の翌月（休学を開始する日が月の初日のときは、休学を開始する日の属する月）以降の授業料相当額を返還する。
- 7 第5項の規定にかかわらず、前期及び後期に係る授業料を納付した者が後期に係る授業料の納付期前に休学（前期に係る授業料の納付期に休学した場合を除く。）又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返還する。
- 8 第2項から前項までの規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、授業料の納付及び返還の取扱いについて、別に定めるところによることができる。

（復学の場合の授業料）

第61条 復学した者の授業料の額は、月割額に復学当月から次の徴収時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学当月に納付しなければならない。

（学年中途卒業の場合の授業料）

第62条 学年の途中で卒業する者の授業料の額は、月割額に在学する月数を乗じて得た額をその当初の月に納付しなければならない。

（退学及び除籍の場合の授業料）

第63条 退学する者又は除籍され、若しくは退学を命ぜられた者についても、その期の授業料を徴収する。

（停学の場合の授業料）

第64条 停学を命ぜられた者についても、その期間中の授業料は徴収する。

（寄宿料）

第65条 寄宿舎に入寮した者は、寄宿料を納付しなければならない。

- 2 寄宿料の額は、料金規則に定める額とし、入寮当月から退寮当月までの間、毎月当月分を所定の日までに納付するものとする。ただし、休業期間中の寄宿料については、その開始前に納付しなければならない。
- 3 受理した寄宿料は、返還しない。

（検定料の免除）

第65条の2 特別な事情により検定料を納付することが著しく困難であると認められる者については、検定料を免除することがある。

- 2 検定料の免除の取扱いについては、別に定める。

（入学料の免除）

第66条 特別な事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者については、その者の願い出により入学料の全額又は半額を免除することがある。

- 2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）第8条第1項に定める授業料等減免対象者として認定された者については、入学料の全額又は一部を免除することがある。
- 3 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

（入学料の徴収猶予）

第67条 次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学料の徴収を猶予することがある。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難である者
- (2) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担

者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる者

(3) その他やむを得ない事情があると認められる者

2 前項の規定により入学料の徴収を猶予する期間は、4月入学者については9月23日まで、9月入学者については2月末日までとする。

3 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。
(授業料の免除等)

第68条 次の各号の一に該当する者については、授業料を免除することがある。

(1) 経済的理由により納付が困難であり、かつ、本学が別に定める学力基準を満たす者

(2) 休学、死亡等やむを得ない事情があると認められる者

(3) 修学支援法第8条第1項に定める授業料等減免対象者として認定された者

(4) その他学長が特に必要と認める者

2 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難な者又はやむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の徴収を猶予することがある。

3 特別の事情があると認められる者に対しては、授業料の月割分納を許可することがある。

4 授業料の免除、徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(寄宿料の免除)

第69条 死亡した者、行方不明等の理由により除籍された者又は災害の理由により納付が著しく困難と認められる者に対しては、寄宿料を免除することがある。

2 寄宿料の免除の取扱いについては、別に定める。

(研究生等の検定料、入学料及び授業料)

第70条 研究生、科目等履修生及び聴講生は、検定料、入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 研究生、科目等履修生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、別に定める。

3 国立大学、国立短期大学又は国立高等専門学校 of 学生である特別聴講学生については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

4 国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校以外の大学、短期大学若しくは高等専門学校(以下「公私立等の大学等」という。)又は外国の大学若しくは外国の短期大学(以下「外国の大学等」という。)の学生である特別聴講学生については、授業料のみを徴収する。この場合の授業料の額及び徴収方法は、別に定める。

5 前項の規定にかかわらず、本学と公私立等の大学等又は外国の大学等との間における大学間交流協定等において授業料が相互に不徴収とされた場合は、当該協定等に基づく特別聴講学生については、授業料を徴収しない。

第3章 厚生補導

(厚生補導組織)

第71条 本学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、教育・学生支援機構、基本規則第19条の規定により置く厚生補導に関する委員会、総合健康センター及び教育学生支援部からなる厚生補導組織を編制する。

(厚生補導施設等)

第72条 本学に、大学会館等の厚生補導施設及び寄宿舎(以下「厚生補導施設等」という。)を置く。

2 厚生補導施設等に関する規程は、別に定める。

第4章 大学運営組織

(大学運営組織)

第72条の2 本学は、第4条の2に規定する教育研究実施組織及び第71条に規定する厚生補導組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、本学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営

に必要な業務を行うため、次の各号に掲げる組織からなる大学運営組織を編制する。

- (1) 基本規則第 19 条から第 21 条の 17 までに規定する組織
- (2) 基本規則第 30 条に規定する機構等
- (3) 基本規則第 25 条に規定する業務組織

第 5 章 公開講座等 (公開講座)

第 73 条 公開講座は、教授会の議を経て随時にこれを開設する。

- 2 公開講座に関する科目等については、その都度これを定める。
- 3 公開講座の講習料については、別に定める。

(特別の課程の履修証明)

第 74 条 本学は、学校教育法第 105 条及び学校教育法施行規則第 164 条の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付できるものとする。

- 2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 雑則

第 75 条 この学則に定めるもののほか、本学の学部に関し必要な事項は、各学部が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 3 月 31 日に本学に在学する者に係る教育課程、履修方法、卒業、修了、学位等については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 8 月 4 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 12 月 8 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 理学部の数理科学科、物質理学科及び生物地球圏科学科は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該学科の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。
- 3 平成 17 年度から平成 19 年度までの理学部の各学科の学生の総定員は、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
		総定員	総定員	総定員
理学部	数学科	50	100	150
	物理学科	50	100	150
	化学科	52	104	156
	生物学科	43	86	129
	地球科学科	30	60	90
	(従前の学科)			
	数理科学科	150	100	50
	物質理学科	285	190	95
	生物地球圏科学科	240	160	80
	計	900	900	900

附 則

この学則は、平成17年7月13日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年7月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年10月12日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した者に係る授業科目の成績の評語については、改正後の第20条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に本学に在学する者の授業科目の区分については、改正後の第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年11月8日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した者に係る在学期間については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度から平成21年度までの法文学部の総合政策学科夜間主コース及び人文学科夜間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		総定員	総定員	総定員
法文学部	総合政策学科			
	昼間主コース	1, 040	1, 040	1, 040
	夜間主コース	440	420	400
	人文学科			
	昼間主コース	460	460	460
	夜間主コース	180	200	220
	計	2, 120	2, 120	2, 120

- 3 改正後の第58条第3項の規定は、平成19年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年9月12日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 平成20年度から平成21年度までの法文学部の総合政策学科夜間主コース及び人文学科夜間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成20年度	平成21年度
		総定員	総定員
法文学部	総合政策学科		
	昼間主コース	1,050	1,060
	夜間主コース	410	380
	人文学科		
	昼間主コース	460	460
	夜間主コース	200	220
	計	2,120	2,120

- 教育学部の障害児教育教員養成課程、生活健康課程及び情報文化課程は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。
- 平成20年度から平成22年度までの教育学部の各課程の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		総定員	総定員	総定員
教育学部	学校教育教員養成課程	400	400	400
	特別支援教育教員養成課程	20	40	60
	総合人間形成課程	60	120	180
	スポーツ健康科学課程	20	40	60
	芸術文化課程 (従前の課程)	110	100	90
	障害児教育教員養成課程	60	40	20
	生活健康課程	120	80	40
	情報文化課程	90	60	30
	計	880	880	880

- 平成20年3月31日に法文学部人文学科及び教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表(第49条第2項関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 平成21年度から平成34年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
	医学科		全学科			
	学科・課程	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員
平成21年度	100	570	160	830	1,780	7,450
平成22年度	100	580	160	840	1,780	7,460
平成23年度	100	590	160	850	1,780	7,470
平成24年度	100	600	160	860	1,780	7,480
平成25年度	100	610	160	870	1,780	7,490
平成26年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成27年度	100	620	160	880	1,780	7,500

平成28年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成29年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成30年度	95	615	155	875	1,775	7,495
平成31年度	95	610	155	870	1,775	7,490
平成32年度	95	605	155	865	1,775	7,485
平成33年度	95	600	155	860	1,775	7,480
平成34年度	95	595	155	855	1,775	7,475

- 3 平成21年度から平成23年度までの法文学部の総合政策学科昼間主コース、同学科夜間主コース及び人文学科昼間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		総定員	総定員	総定員
法文学部	総合政策学科			
	昼間主コース	1,070	1,080	1,090
	夜間主コース	360	320	300
	人文学科			
	昼間主コース	470	480	490
	夜間主コース	220	240	240
	計	2,120	2,120	2,120

- 4 平成21年3月31日に法文学部総合政策学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成21年度以前に入学した者に係る履修科目の登録の上限については、改正後の第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成22年度の医学部医学科の第3年次編入学定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、5人とし、平成22年度以前に入学した第3年次編入学生に係る修業年限、在学期間、教育課程、履修方法、卒業等については、なお従前の例による。
- 平成22年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員		
平成22年度	107	592	167	852	1,787	7,472
平成23年度	107	609	167	869	1,787	7,489
平成24年度	107	626	167	886	1,787	7,506
平成25年度	107	643	167	903	1,787	7,523
平成26年度	107	660	167	920	1,787	7,540
平成27年度	107	667	167	927	1,787	7,547
平成28年度	107	667	167	927	1,787	7,547
平成29年度	107	667	167	927	1,787	7,547
平成30年度	102	662	162	922	1,782	7,542
平成31年度	102	657	162	917	1,782	7,537
平成32年度	95	645	155	905	1,775	7,525
平成33年度	95	633	155	893	1,775	7,513
平成34年度	95	621	155	881	1,775	7,501
平成35年度	95	609	155	869	1,775	7,489

平成36年度	95	602	155	862	1,775	7,482
--------	----	-----	-----	-----	-------	-------

- 4 平成22年3月31日に医学部看護学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年10月10日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 平成27年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員		
平成27年度	110	670	170	930	1,790	7,550
平成28年度	110	673	170	933	1,790	7,553
平成29年度	110	676	170	936	1,790	7,556
平成30年度	105	674	165	934	1,785	7,554
平成31年度	105	672	165	932	1,785	7,552
平成32年度	95	660	155	920	1,775	7,540
平成33年度	95	645	155	905	1,775	7,525
平成34年度	95	630	155	890	1,775	7,510
平成35年度	95	615	155	875	1,775	7,495
平成36年度	95	605	155	865	1,775	7,485

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 法文学部の総合政策学科及び人文学科、教育学部の総合人間形成課程、スポーツ健康科学課程及び芸術文化課程並びに農学部の生物資源学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。

- 3 平成28年度から平成30年度までの法文学部、教育学部、社会共創学部及び農学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		総定員	総定員	総定員
法文学部	人文社会学科			
	昼間主コース	275	550	835
	夜間主コース	90	180	290
	(従前の学科)			
	総合政策学科			
	昼間主コース	830	560	280
	夜間主コース	220	160	80
	人文学科			
	昼間主コース	375	250	125
	夜間主コース	190	140	70

	計	1, 9 8 0	1, 8 4 0	1, 6 8 0
教育学部	学校教育教員養成課程	4 4 0	4 8 0	5 2 0
	特別支援教育教員養成課程 (従前の課程)	8 0	8 0	8 0
	総合人間形成課程	1 8 0	1 2 0	6 0
	スポーツ健康科学課程	6 0	4 0	2 0
	芸術文化課程	6 0	4 0	2 0
	計	8 2 0	7 6 0	7 0 0
社会共創学部	産業マネジメント学科	7 0	1 4 0	2 1 0
	産業イノベーション学科	2 5	5 0	7 5
	環境デザイン学科	3 5	7 0	1 0 5
	地域資源マネジメント学科	5 0	1 0 0	1 5 0
	計	1 8 0	3 6 0	5 4 0
農学部	食料生産学科	7 0	1 4 0	2 1 5
	生命機能学科	4 5	9 0	1 3 7
	生物環境学科	5 5	1 1 0	1 6 8
	(従前の学科)			
	生物資源学科	5 3 0	3 6 0	1 8 0
	計	7 0 0	7 0 0	7 0 0

- 4 平成28年度から平成36年度までの全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

	全学部	
	入学定員	総定員
平成28年度	1, 7 7 0	7, 5 3 3
平成29年度	1, 7 7 0	7, 5 1 6
平成30年度	1, 7 6 5	7, 4 7 4
平成31年度	1, 7 6 5	7, 4 3 2
平成32年度	1, 7 5 5	7, 4 2 0
平成33年度	1, 7 5 5	7, 4 0 5
平成34年度	1, 7 5 5	7, 3 9 0
平成35年度	1, 7 5 5	7, 3 7 5
平成36年度	1, 7 5 5	7, 3 6 5

- 5 平成27年度以前に入学した者に係る休学については、改正後の第41条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年5月24日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
	医学科		全学科			
	学科・課程	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員
平成30年度	110	679	170	939	1,770	7,479
平成31年度	110	682	170	942	1,770	7,442
平成32年度	95	670	155	930	1,755	7,430
平成33年度	95	655	155	915	1,755	7,415
平成34年度	95	640	155	900	1,755	7,400
平成35年度	95	625	155	885	1,755	7,385
平成36年度	95	610	155	870	1,755	7,370

附 則

この学則は、平成30年9月12日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

附 則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 理学部の数学科、物理学科、化学科、生物学科及び地球科学科並びに工学部の機械工学科、電気電子工学科、環境建設工学科、機能材料工学科、応用化学科及び情報工学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該学科の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。
- 平成31年度から平成33年度までの理学部及び工学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成31年度	平成32年度	平成33年度
		総定員	総定員	総定員
理学部	理学科 (従前の学科)	225	450	675
	数学科	150	100	50
	物理学科	150	100	50
	化学科	156	104	52
	生物学科	129	86	43
	地球科学科	90	60	30
	計	900	900	900
工学部	工学科 (従前の学科)	500	1,000	1,510
	機械工学科	270	180	90
	電気電子工学科	240	160	80
	環境建設工学科	270	180	90
	機能材料工学科	210	140	70
	応用化学科	270	180	90
	情報工学科	240	160	80
	(学科共通)	20	20	10
	計	2,020	2,020	2,020

- 平成31年度から平成36年度までの全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

	全学部	
	入学定員	総定員
平成31年度	1,770	7,442
平成32年度	1,755	7,430
平成33年度	1,755	7,415
平成34年度	1,755	7,400
平成35年度	1,755	7,385
平成36年度	1,755	7,370

- 平成31年3月31日に教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 教育学部の特別支援教育教員養成課程は、改正後の第4条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。
- 令和2年度から令和4年度までの教育学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかか

わらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	令和２年度	令和３年度	令和４年度
		総定員	総定員	総定員
教育学部	学校教育教員養成課程 (従前の課程)	５８０	６００	６２０
	特別支援教育教員養成課程	６０	４０	２０
	計	６４０	６４０	６４０

- ４ 令和２年度から令和８年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第５条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
	医学科		全学科			
	学科・課程	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員
令和２年度	110	685	170	945	1,770	7,445
令和３年度	110	685	170	945	1,770	7,445
令和４年度	95	670	155	930	1,755	7,430
令和５年度	95	655	155	915	1,755	7,415
令和６年度	95	640	155	900	1,755	7,400
令和７年度	95	625	155	885	1,755	7,385
令和８年度	95	610	155	870	1,755	7,370

- ５ 令和２年３月３１日に教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第４９条第２項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和３年２月１０日から施行し、令和２年４月１日から適用する。
- 改正後の第３３条の規定は、令和２年度入学者から適用する。

附 則

- この学則は、令和３年４月１日から施行する。
- 令和３年３月３１日に農学部食料生産学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第４９条第２項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和４年４月１日から施行する。
- 令和４年度から令和９年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第５条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
	医学科		全学科			
	学科・課程	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員
令和４年度	110	685	170	945	1,770	7,445
令和５年度	95	670	155	930	1,755	7,430
令和６年度	95	655	155	915	1,755	7,415
令和７年度	95	640	155	900	1,755	7,400
令和８年度	95	625	155	885	1,755	7,385
令和９年度	95	610	155	870	1,755	7,370

- ３ 令和４年３月３１日に農学部生命機能学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第４９条第２項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和５年４月１日から施行する。

- 2 令和5年度から令和10年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
令和5年度	110	685	170	945	1,770	7,445
令和6年度	95	670	155	930	1,755	7,430
令和7年度	95	655	155	915	1,755	7,415
令和8年度	95	640	155	900	1,755	7,400
令和9年度	95	625	155	885	1,755	7,385
令和10年度	95	610	155	870	1,755	7,370

- 3 令和5年3月31日に教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
 2 令和6年度から令和8年度までの工学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		総定員	総定員	総定員
工学部	工学科	2,050	2,080	2,110
	計	2,050	2,080	2,110

- 3 令和6年度から令和11年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
令和6年度	110	685	170	945	1,800	7,475
令和7年度	95	670	155	930	1,785	7,490
令和8年度	95	655	155	915	1,785	7,505
令和9年度	95	640	155	900	1,785	7,520
令和10年度	95	625	155	885	1,785	7,505
令和11年度	95	610	155	870	1,785	7,490

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
 2 令和7年度から令和12年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
令和 7 年度	110	685	170	945	1,800	7,505
令和 8 年度	95	670	155	930	1,785	7,520
令和 9 年度	95	655	155	915	1,785	7,535
令和 1 0 年度	95	640	155	900	1,785	7,520
令和 1 1 年度	95	625	155	885	1,785	7,505

令和12年度	95	610	155	870	1,785	7,490
--------	----	-----	-----	-----	-------	-------

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年度から令和13年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部 of 学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
令和 8 年度	110	685	170	945	1, 800	7, 535
令和 9 年度	95	670	155	930	1, 785	7, 550
令和 1 0 年度	95	655	155	915	1, 785	7, 535
令和 1 1 年度	95	640	155	900	1, 785	7, 520
令和 1 2 年度	95	625	155	885	1, 785	7, 505
令和 1 3 年度	95	610	155	870	1, 785	7, 490

別表 1 (第 4 条の 2 関係)

学部	教育研究実施組織	
	学科・課程※	業務組織等
法文学部	人文社会学科	法文学部事務課
教育学部	学校教育教員養成課程	教育学部事務課 城北地区技術部
社会共創学部	産業マネジメント学科	社会共創学部事務課
	産業イノベーション学科	
	環境デザイン学科	
	地域資源マネジメント学科	
理学部	理学科	理学部事務課 城北地区技術部
医学部	医学科	医学部各課 重信地区技術部
	看護学科	
工学部	工学科	工学部事務課 城北地区技術部
農学部	食料生産学科	農学部事務課 農学部技術室
	生命機能学科	
	生物環境学科	

※ 教育課程を構成する教員で編制する。

別表 2 (第 49 条第 2 項関係)

学部	学科・課程	免許状の種類	教科
法文学部	人文社会学科	中学校教諭一種免許状	国語、社会、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、英語
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、書道、保健体育、家庭、工業、英語、情報
		特別支援学校教諭一種免許状 (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
理学部	理学科	中学校教諭一種免許状	数学、理科
		高等学校教諭一種免許状	数学、理科
医学部	看護学科	養護教諭一種免許状	
工学部	工学科	高等学校教諭一種免許状	理科、情報、工業
農学部	食料生産学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科、農業
	生命機能学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科、農業
	生物環境学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科、農業

愛媛大学学則の一部改正に係る新旧対照表（案）

改正理由：医学部医学科の入学定員増のため。

現 行						改 正 案					
(略)						(略)					
(収容定員)						(収容定員)					
第5条 各学部の収容定員は、次のとおりとする。						第5条 各学部の収容定員は、次のとおりとする。					
学部	学科・課程	収容定員				学部	学科・課程	収容定員			
		入学定員	編入学定員		総定員			入学定員	編入学定員		総定員
			第2年次	第3年次					第2年次	第3年次	
法文学部		人		人		法文学部		人		人	
教育学部		(略)				教育学部		(略)			
社会共創学部		(略)				社会共創学部		(略)			
理学部		(略)				理学部		(略)			
医学部	医学科	95	5		595	医学部	医学科	95	5		595
	看護学科	60		10	260		看護学科	60		10	260
	計	155	5	10	855		計	155	5	10	855
工学部		(略)				工学部		(略)			
農学部		(略)				農学部		(略)			
合計		1,785	5	60	7,475	合計		1,785	5	60	7,475
(略)						(略)					
						<u>附 則</u>					
						<u>1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。</u>					
						<u>2 令和8年度から令和13年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。</u>					

	学部	医学部				全学部	
	学科・課程	医学科		全学科			
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
	令和8年度	110	685	170	945	1,800	7,535
	令和9年度	95	670	155	930	1,785	7,550
	令和10年度	95	655	155	915	1,785	7,535
	令和11年度	95	640	155	900	1,785	7,520
	令和12年度	95	625	155	885	1,785	7,505
	令和13年度	95	610	155	870	1,785	7,490

目 次

1 収容定員変更の内容	・・・p.2
2 収容定員変更の必要性	・・・p.2
3 教育課程等の内容	・・・p.3
4 その他の医師の地域定着のための取組	・・・p.5

医学部の収容定員変更の趣旨を記載した書類

1 収容定員変更の内容

	入学定員	編入学定員	収容定員
令和 8 年度に再度の定員増をしない場合	95	5	595
令和 8 年度に再度の定員増をした場合	110	5	610

愛媛大学医学部医学科の平成 20 年度以降の入学定員については、平成 21 年度に「緊急医師確保対策」に基づき平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増を実施し、平成 21 年度に「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき 5 名の恒久定員増を実施した。また、平成 22 年度に「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき 7 名を、平成 27 年度に「新成長戦略」に基づき 3 名を、平成 31 年度までの期限を付した臨時定員増としてそれぞれ実施した。

一方、平成 29 年度を期限とする 5 名の入学定員については、平成 31 年度までの期限を付した再度の入学定員増を行い、入学定員を 110 名として維持した。

その後、「経済財政改革基本方針 2018」を踏まえ令和 3 年度までの期限を付した再度の 15 名の入学定員増を行い、入学定員 110 名を維持した。

令和 4 年度は、「令和 4 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」（令和 2 年 11 月 25 日付け文部科学省高等教育局長通知）により、令和 4 年度までの期限を付した再度の 15 名の入学定員増を行い、入学定員 110 名を維持した。

令和 5 年度は、「令和 5 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」（令和 3 年 10 月 13 日付け文部科学省高等教育局長通知）により、令和 5 年度までの期限を付した再度の 15 名の入学定員増を行い、入学定員 110 名を維持した。

令和 6 年度は、「令和 6 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」（令和 4 年 11 月 4 日付け文部科学省高等教育局長通知）により、令和 6 年度までの期限を付した再度の 15 名の入学定員増を行い、入学定員 110 名、収容定員 610 名を維持した。

令和 7 年度は、「令和 7 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」（令和 5 年 11 月 7 日付け文部科学省高等教育局長通知）により、令和 7 年度までの期限を付した再度の 15 名の入学定員増を行い、入学定員 110 名、収容定員 610 名を維持した。

令和 8 年度は、「令和 8 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」（令和 6 年 11 月 20 日付け文部科学省高等教育局長通知）により、令和 8 年度までの期限を付した再度の 15 名の入学定員増を行い、入学定員 110 名、収容定員 610 名に変更する。

2 収容定員変更の必要性

愛媛県は南北に広がり、北は瀬戸内海、南は四国山地、また、瀬戸内海及び宇和海には 200 余りの島々があり、海・山両方に挟まれ孤立した地理条件にある。人口は約 130 万人、面積は

5,676km²、入り組んだ海岸は全国5番目の長さ（1,644km）となっている。

こういった地理的特異性から、医療事情も都市圏とは違った問題があり、愛媛県内でも特に過疎地域における高齢化やそれに伴う疾病の複雑化、要介護者の増加、生活習慣病の増加等、健康問題が益々多様化している。また、医療事情だけではなく風土の違いも大きい。このような地理的、歴史的な背景に立脚した医療の観点から、愛媛県の過疎地域における環境や経済に基づく生活習慣病等に精通した医療を実践できる地域医療専門家を育成することが急務となっている。

このため、本学医学部医学科では、平成18年度から、特別選抜（推薦入試）の枠内に、愛媛県内の高等学校等出身者を対象とした「地域特別枠（推薦B）」5名を導入した。この枠では、将来地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有し、地域社会において医学・医療発展に貢献できる医師を目指す学生を募集しており、入学者選抜では面接の結果を重視して合否判定を行っている。平成21年度からは、この「地域特別枠（推薦B）」によって選抜された入学者全員に対して愛媛県が奨学金（地域医療医師確保奨学金）を貸与している。これは、卒業後一定期間、愛媛県の指定する県内医療機関（市町立病院等）に勤務した場合には奨学金の返還が免除されるものである。

これらの取組を継続して実施することで、地域医療の担い手となる医師を育成し、愛媛県の医療を支える人材を輩出し続けるためにも、再度の定員増は必要不可欠な施策であると言える。

3 教育課程等の内容

（1）地域医療への関心を高めるための卒前教育

①教員組織

- ・地域医療・総合診療学講座及び地域サテライトセンターの活用

愛媛県との連携により、総合診療など地域医療教育システムの開発、地域医療を推進する医師養成のための研修プログラムの研究・開発、へき地を中心とする地域医療支援システムの開発を担当する講座として、平成21年1月に「地域医療学講座」を寄附講座として開設した。本講座の担当教員は、愛媛県内の農山村地域に設置する「地域サテライトセンター」を教育研究の活動拠点として、各学年での実習教育、卒後研修、生涯教育を実践することによって、地域医療重視の医師養成と、医師不足が深刻な地域の医師定着・地域医療の質の向上を目指している。

②卒前教育カリキュラムの充実（資料1）

平成21年度入学生から、「地域特別枠（推薦B）」によって入学する学生全員を対象として、「愛媛県へき地医療医師確保奨学金制度」及び平成21年度から開始した「地域医療医師確保奨学金制度」及び授業料免除による修学支援とともに、地域医療へのモチベーションの維持向上を目的とした以下のカリキュラムを適用している。さらに、地域医療・総合診療学講座や地域医療支援センター（後述）の教員をチューターとして指名し、学生との定期的なコンタクトによって質問を解決し不安を解消する取組を行っている。

（ア）早期医療体験実習（1年次開講科目）

（資料1中の（ア））

1年次の9月に1週間、医学科学生全員を対象に実施している。医学の専門知識を会得する前に医療及び高齢者福祉の現場を体験し、将来医師となる者としての自覚を高め、「患者の痛みのわかる」医師となるよう自らの学びを促進することを目的としている。地域医療に関する実習施設として、各地域の愛媛大学医学部附属病院の連携病院や特別養護老人施設のほか、地域サテラ

イトセンターを含む地域診療所の協力を得ている。「地域特別枠（推薦B）」によって入学した学生は、全員が地域サテライトセンターにおいて実習を行い、地域医療を担うことへのモチベーションを高めている。

（イ）研究室配属によるプライマリ・ケア実習（1～4年次開講科目）

（資料1中の（イ））

通常の医学科学生は1年次から4年次（2年次以降は選択）にかけて「医科学研究」として、医学研究を中心とした実習に従事する。配属先の研究内容には、医学部が位置する東温市及び同市医師会の協力を得て、有床診療所を中心としたプライマリ・ケアの体験実習も含まれる。また、地域医療学講座及び地域サテライトセンターの機能を活用して、地域サテライトセンターの機能と教員を活用したより質の高い地域医療教育を行っている。

（ウ）衛生学・公衆衛生学（4年次開講科目）

（資料1中の（ウ））

4年次の前期から後期にかけての必修科目として開講している。主に地域医療の現場でのフィールドワーク・フィールド調査を通して、愛媛県内の保健・医療・福祉のニーズについて学ぶことを目的としている。特に、「地域特別枠（推薦B）」によって入学した学生を含む地域医療に関心の高い学生を対象として地域医療・総合診療学講座の教員が担当し、へき地等の地域医療の現場のかかえる課題を現場における実習を通じて学生自らに見い出させ、解決策を模索させることでより高い教育効果を得られるようにしている。

（エ）地域医療機関における臨床実習の取組（4～6年次開講科目）

（資料1中の（エ））

4～5年次では、医学科学生全員が全臨床科を廻る臨床実習（導入型臨床実習）を実施している。その中で、地域医療実習については、学生全員を地域の病院に2週間配属し、地域医療を現場で体験させるプログラムを設定している。また、これまで5年後期から6年次の前期に行われる診療参加型臨床実習の枠内で、地域の中・小規模病院（辺地の医療機関を含む）での選択型臨床実習を行ってきたが、現在は、学生全員が愛媛県内の連携病院で4週間の実習を必須とした。

以上の取組により、附属病院などの大規模病院では経験できない症例や地域住民との交流を学ばせ、地域医療に対する理解と情熱をより深化させることを目指す。

（2）地域医療に従事する医師を定着させるための卒業後の取組

①研修支援組織の充実

・総合臨床研修センターの設置、充実

医師の卒後臨床研修を担当する部署として、平成16年度に附属病院内に「総合臨床研修センター」を設置した。同センターは、医学部附属病院及び愛媛県下の臨床研修指定病院の連携による研修プログラム（アイプログラム（資料3））及び研修ネットワーク（アイネットワーク）の中核となっている。

・愛媛県保健医療対策協議会への参画、地域医療支援センターの設置

（資料2）

平成19年度から愛媛県内の医師の確保を始め医療の確保について協議する本協議会に医

学部長及び病院長が参画し、愛媛県と共に小児科・産科の集約化・重点化、医師確保対策への必要な方策に取り組んでいる。また、地域医療支援センターの設置により、愛媛県内の地域医療の充実（地域医療に従事する医師を確保し、その定着を図ることにより、医師の地域偏在を解消）をさらに進めつつある。

②研修医等教育プログラム

「愛媛県奨学金受給者」を対象として、地域医療を実践するに十分な能力を備えることができ、また、将来の地域定着が安定的に行われることを念頭に臨床研修プログラムを設定している。さらに、一般の研修医を対象としても、地域医療に関する研修が行えるようなプログラムを実施している。

（ア）臨床研修（資料3）

医学部附属病院及び愛媛県下の臨床研修指定病院の連携による研修プログラム（アイプログラム）では、2年間の臨床研修において、23の協力施設・病院から研修機関を選択し、最大12週間、「地域医療」に特化した研修が可能な地域医療を重視したプログラムを実施している。さらに、「愛媛大学2年間コース」の場合、「選択科」の研修においても「地域医療」を実施する機関を選択することができ、「選択科」研修を加えると、地域の協力施設・病院での研修期間は最大36週間に上る。

（イ）専門医の育成

・専門研修

臨床研修終了後の専門研修においても、「愛媛県奨学金受給者」及び専門研修養成コース（基本領域）を希望する医師に対して、県内地域の連携病院及び地域サテライトセンター等を実践の場とし、地域の指定医療機関等での従事義務を果たしつつ、地域医療に特化した専門医養成（総合診療専門医等）を行うプログラムを実施している。

また、愛媛県内で不足している各診療科（産科、外科、救急科等）の専門医の育成・充実に大学各部署と連携し積極的に努めている。

（ウ）生涯教育

地域医療専門医として育成され、地域医療を実践しつつある医師の生涯教育を行う場として、愛媛県と連携して、医学部附属病院内の地域医療支援センターや地域サテライトセンターと連携できる生涯教育拠点病院を各医療圏に設置・指定し、充実した医師生涯教育が行えるシステムを構築する。地域医療に従事した医師が生涯教育拠点病院と有機的に結びついて実践的な臨床教育を適切にかつ継続的に受けるシステムにより、医師の臨床能力の維持・向上が常に図られ、結果として地域住民が医療の進歩の恩恵を十分に受けられることを目的とする。

また、医学部附属病院では研修登録医の受入れを積極的に行い、研修診療科に応じた指導教員を個々に定めて充実した研鑽の場を提供し、地域医療を行いながら医師のさらなる臨床能力の向上が図れるように工夫している。

4 その他の医師の地域定着のための取組

・女性医師のキャリア支援プログラム（資料４）

女性医師の離職を防ぎ、復職を積極的に支援することによって地域医療に貢献できる医師を確保する目的で、女性医師キャリア支援プログラム「地域のマドンナ・ドクター養成プロジェクト」を平成１９年度から実施している。愛媛県医師会女性医師部会とも連携し、様々な理由で一旦離職した女性医師の段階的な復職を支援する研修を総合臨床研修センターがコアとなって提供できる体制を構築している。

また、復職に向けた研修中の女性医師を、上級医師や学外の医師によるメンターが支援する体制としている。これらのメンターが学部学生のキャリア形成に関する相談に乗る取組も総合医学教育センターを中心にして既に軌道に乗っている。

資 料 目 次

- 1 医学部医学科カリキュラムマップ
- 2 地域医療支援センター
- 3 臨床研修プログラム
- 4 地域のマドンナ・ドクタープロジェクト
- 5 教育課程等の概要
- 6 令和8年度入学定員増員計画書の写し

医学部医学科 カリキュラムマップ 2025 April

5・6年次

4年次

3年次

2年次

1年次

卒業試験 (PCC-OSCEを含む)

臨床研修

国家試験

(工) 選択型臨床実習 (全診療科, 学外施設での実習を含む)

症候学講義, 東洋医学

preBSL (臨床実習前学習)

医療行為の技能と態度,
医療チームワークを養う実習系科目群
(DP2-2-4-1-5-1-5-2, 緑)

感染症医療人材養成実習

共通
科目
教育
開講

(工) 導入型臨床実習

共用試験 = CBT (主に知識・思考領域) + OSCE (主に態度・技能領域)

英語でのコミュニケーション
能力を養う科目群
(DP5-2, 橙・青)医学英語 II
(選択)医学英語 I
(必修)P
B
L
チ
ュ
ー
ト
リ
ア
ル
(演
習)

[社会医学系科目(講義+実習)]

4年次 衛生学・公衆衛生学
3年次 法医学 (ウ)

医療情報・医用電子

課題発見・問題解決能力
を養う演習科目
(DP2-2-3-1)医学を支える基礎的な知識を学ぶ科目群
(DP1-1, 橙・青)

[共通教育科目]

共通教育英語
(初修外国語)社会力入門, 情報リテラシー入門
知的財産入門,
こころと健康, スポーツ, 新入生セミナー

[専門基礎科目]

医学基礎セミナー,
化学・生物学, 物理学,
物理化学, 統計学,
基礎医学展望

[基礎医学系科目(講義+実習)]

応急処置, 人体構造学(解剖学, 組織学), 人体生理学, 薬理学,
免疫学, 遺伝学, 病原生物学(細菌学・ウイルス学・寄生虫学), 病理学医師としての専門分野である医学の基礎と臨床を学ぶ科目群
(DP1-1・2-1, 青)

[臨床医学系科目(講義)]

4年次

老年医学, 小児科学, 産科婦人科学, 皮膚科学,
脳神経外科学, 整形外科, 泌尿器科学, 眼科学, 耳鼻咽喉科学,
歯科口腔外科学, 地域医療学

3年次

内科学, 臨床腫瘍学, 臨床検査医学, 老年医学(神経内科学), 薬物
治療・開発学, 神経精神医学, 外科学, 放射線医学,
麻酔・周術期学, 救急医学, 病理学臨床医学の基礎と実践を学ぶ科目群
(DP1-1・2-2-4-1-5-1)臨床診断学
(診断学実習)幅広い教養(DP1-2, 橙),
リサーチマインド(DP3-1・4-2, 黄)
を養う科目群医
科
学
研
究
(イ)先端
基礎
医学
・
先端
医療
学未来
思考
支援
科目[基礎医学系科目(講義+実習)]
分子細胞生物学(生化学・医化学)

(ア) 早期医療体験実習

[共通教育科目]

教養科目

愛媛県（保健医療対策協議会等）

医師確保等の
方針

取組状況報告

《地域医療支援センター》

○業務

- (1) 地域枠等若手医師のキャリア形成支援
- (2) 医師不足病院の支援
- (3) 医師不足状況等の把握

○体制

センター長、副センター長、その他職員
(専任医師2名、専従職員4名 → 委託費対象職員)

○運営

学内・県等で構成する「運営委員会」にて業務方針
を決定

キャリア形成支援

奨学金貸与生等
(地域枠・短期奨学金)

奨学生医師等を
活用した診療支援

医師不足状況等の
把握

地方拠点病院等
(医師不足病院)

個性を伸ばす個別指導、 あなたの可能性を開花させる愛大病院臨床研修

理念

医師としての人格を涵養し、将来の専門性にかかわらず、医学・医療の社会的ニーズを認識しつつ、日常診療で頻繁に遭遇する病気や病態に適切に対応できるよう、基本的・専門的診療能力（態度、技能、知識）を身につける。



特徴

1. 高いレベルの研修内容
指導医数やCPCなどの症例が豊富
2. 研修医・学生とともに創るプログラム
希望を尊重した豊富なプログラム
3. 病院・地域が全員参加・支援するシステム
研修医への充実したバックアップ
4. 総合臨床研修センターが全面的にサポート
研修に専念できる環境を支援

研修プログラムのスケジュール

<愛媛大学2年間コース>

1年目の研修を愛媛大学医学部附属病院で行う場合

1年次							2年次	
内科 24週	救急部門 12週	精神 4週	外科 4週	小児 4週	産婦 4週	地域医療 4~12週	選択	科
愛媛大学医学部附属病院（52週）							4~12週	愛媛大学医学部附属病院（16~48週） 選択科研修病院・施設（最大24週） ※小児・産婦人科コースは愛大にて8週各科を選択

○指導医も「愛媛では、そんな指導も受けているの！」と驚いていた。
○県外病院比べて、研修医の行える手技は県内病院の方が多い。
特に、大学病院は少ないと思っていたが、**噂はフェイクだった！**

先輩からの
メッセージ
・
1年次は
愛媛大学
↓
2年次に
県内外で
幅広く
研修

- * 一般外来研修（4週以上）は、2年目の地域医療研修（4~12週）及び選択科研修病院・施設で並行して行う。
- * 在宅医療研修は、地域医療研修中に行う。

<たすきがけコース>

1年目の研修を大学以外の研修開始市中病院で行う場合

1年次							2年次	
内科 24週	救急部門 12週	精神 4週	外科 4週	小児 4週	産婦 4週	地域医療 4~12週	選択	科
愛媛大学以外の研修開始市中病院（52週）★							4~12週	愛媛大学医学部附属病院（40~48週） ※小児・産婦人科コースは愛大にて8週各科を選択

○1年目の市中病院に比べて、2年目に経験できる手技が多かった！
○大学病院は経験できる手技が、少ないと思っていたけど、
想像と違ってたくさんのことが経験できる！ **噂はフェイクだった！**

先輩からの
メッセージ
・
1年次は
県内市中
病院
↓
2年次に
愛媛大学
にて研修

- * 2年目は、愛媛大学病院にて1年間研修する。ただし、地域医療研修（4~12週）は、研修病院・施設にて研修する。
- * 一般外来研修（4週以上）は、1年目の研修開始市中病院★及び2年目の地域医療研修にて並行して行う。
- * 在宅医療研修は、地域医療研修中に行う。

★研修開始市中病院：①愛媛県立中央病院 ②松山赤十字病院 ③松山市民病院
④済生会松山病院 ⑤済生会今治病院 ⑥市立宇和島病院



◆進化し続ける「研修医による研修医のためのプログラム」◆

愛媛大学医学部附属病院の臨床研修プログラムは、2年間の研修のうち1年目を愛媛大学医学部附属病院で行うコース（愛媛大学2年間コース）と1年目を大学以外の研修開始市中病院において研修を行うコース（たすきがけコース）の2つのパターンに分けて研修が行えます。また、数多くの研修病院・施設とも連携しています。将来小児科医・産婦人科医になることを希望する研修医を対象とした小児科コース・産婦人科コースも設けています。どのプログラム・コースであっても研修医に**愛**をもって接するアイ（愛）プログラムとなっております。

地域医療（23施設）：2年目に4～12週選択（必須）

東予地区	中予地区	南予地区
愛媛労災病院	奥島病院	市立大洲病院
済生会西条病院	たんぼぼクリニック	喜多医師会病院
西条市立周桑病院	おおぞら病院	大洲中央病院
瀬戸内海病院	伊予病院	市立八幡浜総合病院
中予地区	貞本病院	西予市立野村診療所
久万高原町立病院	ミネルワ会渡辺病院	西予市立西予市民病院
野本記念病院	愛媛生協病院	JCHO宇和島病院
松山協和病院	松山ベテル病院	愛媛県立南宇和病院

選択科（44施設）：2年目に最長24週選択可能（愛媛大学2年間コースのみ）

東予地区	愛媛労災病院	済生会西条病院
HITO病院	十全総合病院	村上記念病院
四国中央病院	愛媛県立新居浜病院	済生会今治病院
住友別子病院	西条中央病院	愛媛県立今治病院
中予地区	西条市立周桑病院	瀬戸内海病院
愛媛県立中央病院	南松山病院	愛媛県中予保健所
松山赤十字病院	松山リハビリテーション病院	松山市保健所
松山市民病院	伊予病院	愛媛県厚生連健診センター
済生会松山病院	砥部病院	愛媛県赤十字血液センター
愛媛生協病院	松山記念病院	愛媛県総合保健協会
国立病院機構愛媛医療センター	久万高原町立病院	愛媛県心と体の健康センター
四国がんセンター	たんぼぼクリニック	愛媛県外
南予地区	大洲中央病院	日本医科大学付属病院
市立八幡浜総合病院	市立宇和島病院	大阪府立中河内救命救急センター
市立大洲病院	JCHO宇和島病院	りんくう総合医療センター
喜多医師会病院	愛媛県立南宇和病院	野口病院

アイプログラムのおすすめポイント



- ・1年目は、「愛媛大学医学部附属病院」もしくは「研修開始市中病院」（6施設）を選択できる。
→愛媛大学の採用試験のみでOK！！
- ・大学病院・市中病院でそれぞれのメリットを生かしたプログラム
→大学病院の充実した指導体制・専門研修へのスムーズな移行。
→市中病院にて数多くのCommon Disease研修が可能。
- ・愛媛大学2年間コース（1年目を愛媛大学医学部附属病院で研修）を選択すると、県内だけでなく県外を含めた病院にて研修が可能（上記選択科44施設）。

Prologue

私たちの病院は、「患者様から学び、患者様に還元する」という医学部建学以来の精神を礎に、愛媛から世界に伸びる大学病院として社会に貢献したいと思っています。

近年、医師全体に占める女性医師の割合が増加してきました。しかし出産はもちろん、育児も母親が主体である実情・意識は変わっていません。出産や育児でキャリアが途絶する事例も多くあります。

そこで「マドンナ・ドクター養成プロジェクト」は、女性医師が長くキャリアを築き、女性ならではのセンスやアイデアを社会に生かしていただくため、育児中でも働きやすい環境を整備し、制度及び意識の面からもサポートし、段階的に復職に向かえるようなプログラムを作成します。

女性医師の方々と一緒に、当院は、患者さんが身体も心も癒やしていただけるような病院を作っていきたいと思っています。

愛媛大学医学部附属病院長
杉山 隆

ー全面的に応援しますー

総合臨床研修センターは、マドンナドクター各個人の育児・診療スケジュールを希望に応じて細かく調整・配慮し、皆さんを全面的に応援いたします。当センターの医師として所属し勤務時間・曜日を相談させてもらいながら、各診療科に配置したメンター指導医とともに連携し、皆さんには日々充実した子育てと診療技術の向上を目標に活躍してもらいたいと思います。最先端の医療技術の修得を行いながら、ぜひ育児も充分行えるこのプロジェクトを積極的にご利用ください。

総合臨床研修センター長 熊木 天児

私たちといっしょに

1,2ヵ月仕事から離れただけでも復帰にはブランクの重圧を感じます。休職の期間が長くなればなるほど復帰の敷居は高くなりますが、部分復帰で慣らしていけば、不安を減らすことができます。お互いにサポートしあって仕事を続けていきましょう。

メンター指導医
皮膚科 藤山 幹子

大学生の頃、子供を産んだ後は医師として仕事を続けることは難しいと思っていました。それが現在、フルタイムではありませんが、専門的なことも学びながら仕事を続けることができ、また仕事柄、出産・育児を経験したことで日々の診療に活かすこともできています。育児に家事、そして仕事と欲張りしている分、大変なこともあります。子供を預けることにも抵抗がありましたが、あいあいキッズにて楽しく遊び、そしていろいろなことを覚えて帰ってくるのを見て、安心して働くことができています。ぜひ、このプロジェクトを利用し、少しずつでも医師を続けていただければと思います。

産婦人科 小泉絵理

現在マドンナドクター制度を利用させて頂いて5年目です。あいあいキッズにも1年間お世話になり、この制度に非常に助けられています。出産後、家庭の事情で悩む女性医師は多いと思います。私もそうでしたが、この制度で働いてみてとてもよかったです。マドンナ制度があったから、仕事ができる、子供との時間も持つことができたと思っています。女性医師が働きやすい環境を一生懸命考えてくれるこの取り組みに感謝です。

皮膚科 石川真奈美

女性医師の新しい働き方

地域のマドンナ・ドクター
プロジェクト

屋根瓦式メンター制度に支えられた女性医師キャリア支援プログラム



患者様から学び、患者様に還元する病院
愛媛大学医学部附属病院

〒791-0295 愛媛県東温市志津川
愛媛大学医学部附属病院総合臨床研修センター
Tel.089-960-5098 URL <http://www.hsp.ehime-u.ac.jp/>

私たちと一緒に一歩踏み出してみませんか！

出産や育児等により、やむなく離職せざるを得なかった貴方、また離職を考えている貴方。

「子どもが小さいから無理かな。
でも、医療の現場に復帰したい。」
「フルタイムは無理かもしれないけど、
医師として働きたい。」

そんな貴方の声にお答えするプロジェクトがあります。

具体的には、右のような支援を実施します。

- 総合臨床研修センターに所属し、希望する診療科で段階的に復職に向かえるような貴方だけのプログラムを作成します。
- 希望診療科で研修するために一人に一人ずつ、世話役としてメンターを確保し、自信につながる診療技術や専門知識の獲得を支援します。
- できるかぎり個々のニーズに合わせた勤務体制がとれるように配慮します。
- 敷地内の院内保育施設(あいあいキッズ)や地域の育児支援制度を利用することで、子どもを預けながら働くことができます。

【保険】

社会保険・・・1週間に29時間以上勤務する場合
雇用保険・・・1週間に20時間以上勤務する場合

【給与】

勤務時間に応じた給与を支給

勤務体制の支援

医員のパート勤務新設

研修プログラム

1. 知識をもどす
2. 技術をもどす



同僚に迷惑を
かけたくない

子どもが可愛い

職場に
復帰したい

将来のキャリアに
不安

医師としての誇りを
持って働きたい

家族に迷惑を
かけたくない

■働く女性医師サポート体制

■あいあいキッズ

敷地内にある院内保育施設(大学職員専用)です。
乳幼児(0～6歳)保育、学童保育をしています。
(病児保育も可能)

◎乳幼児(0～6歳) 定員 80人
◎学童(小学生1～6年生) 定員 15人
<保育時間>



- ・基本保育 7:30～18:30
- ・延長保育 6:30～7:30, 18:30～20:30
- ・夜間保育 水・金曜日の18:30～翌日7:30
(ただし、学童は金曜日のみです。)

<休所日>

日曜日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

<お問合せ>

あいあいキッズ事務室
TEL&FAX : 089-960-5945



■あいサポート

愛媛大学医学部に勤務する女性医師および女性研究者が長くキャリアを築けるようライフ＆ワークをサポートします。

■県医師会女性部会

愛媛県の女性医師の仕事と家庭の両立を支援
女性医学生と研修医をサポート
非就業女性医師の発掘とコンサルタント窓口
以上のような事業を行っています。

教 育 課 程 等 の 概 要																		
(医学部医学科)																		
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考			
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		高齢・高齢者支援員以外を 外課の教員		
共通教育科目	基盤科目	新入生セミナー	1前		2			○		○	2					1	オムニバス・共同（一部） オムニバス	
		こころと健康	1前		1			○								11		
		スポーツ	1前		1											4		
		English Foundation	1前		1				○							1		
		English Communication Strategies	1後		2				○							5		
		社会力入門	1後		1			○								3		
		情報リテラシー入門Ⅰ	1前		1			○								1		
		情報リテラシー入門Ⅱ	1前		1			○								1		
		知的財産入門	1後		1			○		1	1							
		小計（9科目）	—	—	11	0	0	—	—	2	1					27		—
	未来思考 支援科目	Beyond SDGs	3前		1			○								7		
		未来思考リテラシー	3前		1			○								3		
	小計（2科目）		—		2	0	0	—	—							10	—	
	愛大スタンダード科目	自然	自然法則の探究	1前・1後			1		○								2	
			宇宙・地球のすがた	1前・1後			1		○								3	
			物質の構造と変化	1前・1後			1		○								2	
		技術	技術の力	1前・1後			1		○								2	
			科学技術と人間	1前・1後			1		○								7	
			データリテラシー入門	1前・1後			1		○								5	
		生命	生命と物質	1前・1後			1		○								1	
			生命の営み	1前・1後			1		○								2	
			生命を守る	1前・1後			1		○									
		人間	多様性と共生	1前・1後			1		○								2	
			ことばの力	1前・1後			1		○								1	
			文化・芸術を読み解く	1前・1後			1		○								3	
		制度	ビジネスリサーチ	1前・1後			1		○								3	
			政治・経済の考え方	1前・1後			1		○								7	
			なぜ法を知るべきか	1前・1後			1		○								10	
		社会	歴史からの問い	1前・1後			1		○								4	
			地理から見た世界	1前・1後			1		○								2	
			環境と社会	1前・1後			1		○								6	
	ラ愛大 イムブ 科目	愛大プライム科目	1前・1後			1		○								18		
		愛大プライム科目	1前・1後			2		○								4		
	ナセミ ー基 礎 発	課題発見基礎セミナー	1前・1後			1		○								10		
		課題発見基礎セミナー	1前・1後			2		○								2		
	連大 目携 学 科間	大学間連携科目	1前・1後			1		○								10		
		大学間連携科目	1前・1後			2		○								2		
	初修外国語	初級ドイツ語Ⅰ	1前			1			○							2		
		初級ドイツ語Ⅱ	1前			1			○							2		
		初級ドイツ語Ⅲ	1後			1			○							1		
		初級ドイツ語Ⅳ	1後			1			○							1		
		初級フランス語Ⅰ	1前			1			○							3		
		初級フランス語Ⅱ	1前			1			○							3		
		初級フランス語Ⅲ	1後			1			○							2		
		初級フランス語Ⅳ	1後			1			○							2		
		初級中国語Ⅰ	1前			1			○							6		
		初級中国語Ⅱ	1前			1			○							6		
		初級中国語Ⅲ	1後			1			○							4		
		初級中国語Ⅳ	1後			1			○							4		
		初級朝鮮語Ⅰ	1前			1			○							6		
		初級朝鮮語Ⅱ	1前			1			○							6		
		初級朝鮮語Ⅲ	1後			1			○							3		
		初級朝鮮語Ⅳ	1後			1			○							3		
	小計（40科目）		—		0	43	0	—	—							126	—	

専 門 基 礎 科 目	医学基礎セミナー	1前	○	2				○		3									3	※講義	オムニバス	
	化学・生物学	1前	○	2					○	1										※講義	オムニバス	
	物理学	1前	○	2					○										1			
	物理化学	1前	○	2					○		1									オムニバス		
	医学統計学	1後	○	2						○	1									※講義		
	基礎医学展望Ⅰ	1前	○	1					○		7	1	1					2		オムニバス		
	基礎医学展望Ⅱ	1前	○	4					○		2	3	1	3				2		オムニバス		
	医療情報・医用電子	3前	○	1					○		1				1					オムニバス		
	早期医療体験実習	1後	○	1						○	1											
	応急処置（実習）	2前	○	1						○	3	2	1					1				
	医学英語Ⅰ	2後・3前	○	2					○		1											
	医学英語Ⅱ	3後・4前			2				○		1											
	小計（12科目）	—	—	20	2	0			—		13	6	3	4				8		—		
	専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	分子細胞生物学	1後	○	6				○										3		オムニバス
人体構造学Ⅰ			2前	○	6				○		1		1	1				1		※実習	オムニバス・共同（一部）	
人体構造学Ⅱ			2前	○	4				○		1	1		1						※実習	オムニバス・共同（一部）	
人体生理学			2前・後	○	5				○		1	2	1	1				3		オムニバス		
薬理学			2後	○	3						1	1						2		※実習	オムニバス・共同（一部）	
免疫学			2後	○	1				○				1	2				1		※実習	オムニバス・共同（一部）	
遺伝学			2後	○	1				○		2	2						1		※実習	オムニバス・共同（一部）	
病原生物学			2後	○	6						2	2	1	1				8		※実習	オムニバス・共同（一部）	
病理学			2後・3前	○	5						3	1			1			3		オムニバス		
地域医療学			3後	○	1				○									1		オムニバス		
法医学			3後	○	1				○		1											
衛生学・公衆衛生学			4前	○	3				○		1									※実習		
医科学研究Ⅰ			1前・後	○	2					○	41	38	20	21								
医科学研究Ⅱ			2前・後			1				○	41	38	20	21								
医科学研究Ⅲ			3前・後			1				○	41	38	20	21								
医科学研究Ⅳ			4前・後			1				○	41	38	20	21								
内科学Ⅰ			3前・後	○	4				○		2	1							3		オムニバス	
内科学Ⅱ			3前・後	○	4				○		3	1	2	1				16		オムニバス		
内科学Ⅲ			3前・後	○	4				○		4	1			2			9		オムニバス		
臨床検査医学			3前	○	1				○			1						2		オムニバス		
老年医学（神経内科学）			3後	○	1				○		2	1	2	1				4		オムニバス		
薬物治療・開発学			3後	○	1				○									1				
神経精神医学			3前	○	2				○		1	1								オムニバス		
外科学（肝胆膵・乳腺外科学）			3前・後	○	2				○		1		1					1		オムニバス		
外科学（心臓血管・呼吸器外科学）			3前・後	○	2				○		1	2						3		オムニバス		
外科学（消化管・腫瘍外科学）			3前・後	○	2				○		2	2	2					5		オムニバス		
放射線医学			3前	○	2						1							1		オムニバス		
麻酔・周術期学			3後	○	2				○		1									オムニバス		
救急医学			3後	○	1				○		1				1					オムニバス		
老年医学			4前	○	1				○		1	1	1					3		オムニバス		
小児科学			4前	○	3				○		5	3	2					11		オムニバス		
産科婦人科学			4前	○	3				○		1									オムニバス		
皮膚科学			4前	○	1				○		1	1	1	1	2			1		オムニバス		
脳神経外科学			4前	○	1				○		3	1	1	2				2		オムニバス		
整形外科学			4前	○	1				○		3	2	2	1				6		オムニバス		
泌尿器科学			4前	○	1				○			1								オムニバス		
眼科学			4前	○	1				○			1								オムニバス		
耳鼻咽喉科学			4前	○	1						2								1		オムニバス	
歯科口腔外科学			4前	○	1				○		1		1							オムニバス		
東洋医学			5前	○	1						1											
臨床診断学	4後	○	2				○		2								1		オムニバス			
p r e B S L	4後	○	1						○	1												
臨床実習（導入型）	4後・5前・後	○	38						○	36	33	24	24									
臨床実習（選択型）	5後・6前	○	24						○	36	33	24	24									
p o s t B S L	6後	○	1						○	1												
小計（45科目）		—	—	153	3	0		—		49	43	26	31				82					
合計（108科目）		—	—	186	49	0		—		51	43	26	32				250					
学位又は称号		学士（医学）		学位又は学科の分野					医学関係													
卒業・修了要件及び履修方法										授業期間等												
卒業要件は医学科に6年以上在学し、共通教育科目から計25単位以上（基礎科目11単位、未来思考支援科目2単位、教養科目12単位以上）、専門教育科目から計173単位以上（専門基礎科目20単位以上、専門科目の153単位以上）の合計198単位以上を修得すること。										1学年の学期区分					2期							
										1学期の授業期間					15週							
										1時限の授業の標準時間					共通教育科目90分 専門教育科目60分							

- (注)
- 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行うおとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
 - 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うおとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うおとする場合は、この書類を作成する必要はない。
 - 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
 - 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校等の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
 - 「授業形態」の欄は、各授業科目については、実技も含むこと。
 - 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨床実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務実習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
 - 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
 - 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員（助手を除く）」と読み替えること。
 - 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 - 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
 - 高等専門学校等の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

令和 8 年度
医学部入学定員増員計画愛大医総第 193 号
令和 7 年 8 月 20 日

文部科学省高等教育局長 殿

国立大学法人愛媛大学
学長 仁科 弘重

「地域の医師確保等の観点からの令和 8 年度医学部入学定員の増加について（令和 7 年 8 月 5 日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

< 連絡先 >

責任者連絡先	職名・氏名	医学部総務課長 織田 隆司
	TEL	089-960-5120
	E-mail	msoumu@stu.ehime-u.ac.jp

大学名	国公立
愛媛大学	国立

1. 現在（令和7年度）の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
110	5	0	685



（収容定員計算用）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
(ア) 入学定員	110	110	110	110	110	110	660
(イ) 2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ) 3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	115	115	115	115	115	110	685

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和8年度の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
95	5	0	595



（収容定員計算用）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	計
(ア) 入学定員	95	95	95	95	95	95	570
(イ) 2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ) 3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	100	100	100	100	100	95	595
（臨時的な措置で減員した場合、その人数）							

3. 令和8年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
110	5	0	610



（収容定員計算用）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	計
(ア) 入学定員	110	95	95	95	95	95	585
(イ) 2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ) 3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	115	100	100	100	100	95	610
（臨時的な措置で減員した場合、その人数）							

増員希望人数 15



（内訳）

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増（地域枠）	15
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増（研究医枠）	0
計	15

地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数	15
--------	----

(1) 対象都道府県名及び増員希望人数

	都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県	愛媛県	15
大学所在地以外の都道府県		
計		15

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(2) 修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	R6地域枠定員 (※1)	R6貸与者数 (※2)	R7地域枠定員 (※1)	R7貸与者数 (※2)	R6とR7の貸与者数のうち多い方の数
愛媛県	15	20	15	20	20
					0
					0
					0
					0
					0
計	15	20	15	20	20

(※1) 臨時定員分のみご記入ください。

(※2) 恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

（３）令和８年度地域の医師確保のための入学定員増について

１．大学が講ずる措置

１－１．地域枠学生の選抜

① 令和６年度に実施した地域枠学生（令和７年入学）の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法（※１）	出願要件（※１）	診療科の選定の有無	（診療科の選定が有る場合）その診療科名	開始年度	備考
				うち臨時定員分						
学校推薦型選抜ⅡＢ（地域特別枠推薦）	（ｉ）学校推薦型選抜	別枠（先行型）	20	15	（１）第１次選抜 総合問題、面接、奨学金受給の確認の結果並びに提出された出願書類（推薦書、自己推薦書、調査書、活動報告書）により、合否判定基準に基づき選考し、募集人員の１．５～２倍程度を合格させる。 （２）第２次選抜 大学入学共通テストの成績により、合否判定基準に基づき、合格者を決定する。	・愛媛県内の地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有すること ・幅広い総合的な診療能力を身につけることを通して、地域社会において医学・医療の発展に貢献できる医師を目指していること ・合格した場合は入学を確約できること ・入学後に愛媛県の奨学金を受給し、卒業後に愛媛県知事が指定する医療機関において９年間以上勤務する義務に同意すること 以上の全てについて学校長が責任をもって推薦できる者で、以下のいずれかに該当するもの （１）愛媛県内の高等学校を令和６年３月以降に卒業した者又は令和７年３月卒業見込みの者	無		H21以前	
合計			20	15						

（※１）貴大学において作成した学生募集要項に記載の内容をご記入ください。

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

②令和7年度に実施する地域枠学生（令和8年入学）の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行う場合には、それぞれご記入ください。

また、参考としてPRのために作成した文書（リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等）の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法（※1）	出願要件（※1）	診療科の選定の有無	（診療科の選定がある場合）その診療科名	開始年度	備考
				うち臨時定員分						
学校推薦型選抜ⅡB（地域特別枠推薦）	（i）学校推薦型選抜	別枠（先行型）	20	15	（1）第1次選抜 総合問題、面接、奨学金受給の確認の結果並びに提出された出願書類（推薦書、自己推薦書、調査書、活動報告書）により、合否判定基準に基づき選考し、募集人員の1.5～2倍程度を合格させる。 （2）第2次選抜 大学入学共通テストの成績により、合否判定基準に基づき、合格者を決定する。	・愛媛県内の地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有すること ・幅広い総合的な診療能力を身につけることを通して、地域社会において医学・医療の発展に貢献できる医師を目指していること ・合格した場合は入学を確約できること ・入学後に愛媛県の奨学金を受給し、卒業後に愛媛県知事が指定する医療機関において9年間以上勤務する義務に同意すること 以上の全てについて学校長が責任をもって推薦できる者で、以下のいずれかに該当するもの （1）愛媛県内の高等学校を令和7年3月以降に卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者	無		H21以前	
合計			20	15						

（※1）貴大学において、PRのために作成した文書（リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等）に記載の内容（貴大学において作成予定の学生募集要項に記載予定の内容）をご記入ください。

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

1-2. 教育内容

①地域枠学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要（令和8年度）について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

1年次には、「早期医療体験実習」を必修化し、地域枠学生は特定の地域病院での実習を行っている。3年次には、「地域医療学」を必修化し、地域医療全般について学んでいる。4、5、6年次で行っている「臨床実習」では、地域病院での実習を必修化している。旧カリキュラム（平成28年度改訂版）では、地域病院での「臨床実習」の期間を増やし地域医療への動機づけを図ってきたが、新カリキュラム（令和4年度改訂版）では、学生全員が愛媛県内の連携病院で4週間の実習を必須としている。

（参考：記入例）
1～2年次には、「○○」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。令和8年度からは、■
■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。

②（過去に地域枠を設定したことがある場合）これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成21年度から地域枠による増員を開始し、医師定着・地域医療の質の向上を目的として、寄附講座及び地域サテライトセンターを設置し、また、愛媛県の委託により地域医療支援センターを設置し、県内各地域の医療体制の現状と展望について共通認識を高めてきた。令和7年度までに307名の地域枠学生を確保し、そのうち180名が現在県内の医療機関で医師（研修医を含む）として地域医療に貢献している。

（参考：記入例）
平成○年度から地域枠による増員を開始し、□□、■などの取組を行ってきた。令和7年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。

③上記①の教育内容（正規科目）について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 （※1）	必修／選択の別		講義／実習の別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
1	早期医療体験実習	全員	必修	必修	実習	1	H21以前
3	地域医療学	全員	必修	必修	講義	1	H28
4～5	臨床実習（導入型）	全員	必修	必修	実習	38	H21以前
5～6	臨床実習（選択型）	全員	選択	選択	実習	24	H21以前

（※1）対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。（地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。）

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	都道府県との連携	期間 (例：○週間)	プログラムの概要（1～2行程度）	開始年度
1～3	実地医療体験実習	全員	なし	1週間	地域医療の実体験、患者や家族への理解、他職種連携の3つを目的とし、看護学科生と共同で1週間実施する早期体験プログラム	H29

（※1）対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。（令和7年度以前から継続する取組を含む）（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度
地域病院見学ツアー	地域医療を担う医師を目指す学生が地域の病院を訪問し、早い段階から地域医療の実情に触れ、実感する機会を設けている。	H24

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

2. 都道府県等との連携等

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第4条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。
なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定 主体	貸与人数	貸与対象	貸与額（例：200,000）		返還免除要件	選抜方法		診療科の選定の 有無	（診療科の選定 が有る場合） その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の 有無（※1）			
愛媛県	20人/1学年	その他（備考欄に記入）	100,000	10,161,000	卒業後9年間（3年間の臨床研修・専門研修期間を含む。）知事指定医療機関で勤務した場合	②大学における選抜と同時に都道府県において面接等を実施	×	無		地域特別枠学生1人あたり （入学金） 1年次 282,000円 （授業料） 1～5年次 535,800円/年 ※6年次は免除（奨学金） 1～6年次 100,000円/月

（※1）診療科の限定または推奨がある場合は、備考欄に詳細をご記入ください。
※該当がない場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度

※該当がない場合は、何も記入せずに提出ください。

3. 在学中の地域枠学生に対する大学の相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援

在学中の地域枠学生に対する大学の相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援についてご記入ください。（都道府県と連携した取組を含む）（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（１～２行程度）	開始年度
在学中の学生への相談・指導	学生毎にプロフィールを作成し、相談・指導を行うとともに、必要に応じて、県や診療科・地域病院と連携し進路指導等を行っている。	H21以前
卒後のキャリアパス形成	キャリア形成支援プログラムを策定し、充実した研修が行えるよう相談・指導体制を整えている。	H21以前
医学生サマーセミナー	地域医療に関する理解と意識づけを図るため、各市町及び医療機関の現状・施策等について発表・ワークショップを行っている。	H25

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

4. その他

1～3に記入したもの以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。（1～3行程度）

特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組予定がありましたら、ご記入ください。

--

2

学校推薦型選抜の概要

国公立大学への学校推薦型選抜の出願は、1つの大学・学部等に限られ、合格した場合は、入学を確約できることを出願資格とします。

なお、出願した学部・学科等において、必要不可欠な資質を評価・審査するため、合格者が募集人員に満たない場合があります。満たさない募集人員は、一般選抜に加えて選抜を実施します。

- (1) 学校推薦型選抜Ⅰ
- 出身学校長の推薦に基づき、大学入学共通テストを課さずに、総合問題、小論文、面接、口頭試問、出願書類に基づき、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定し、合格者を決定します。
- (2) 学校推薦型選抜Ⅱ
- 出身学校長の推薦に基づき、大学入学共通テストを課し、大学入学共通テスト、総合問題、小論文、面接、集団面接、口頭試問、出願書類に基づき、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定し、合格者を決定します。
- なお、各学部・学科等が指定する大学入学共通テストの教科・科目を受験していない場合は、学校推薦型選抜Ⅱの合格者になることができません。

3

募 集 人 員

※推薦できる人数については、分校と本校とは別に1校として取り扱います。また、複数の課程（全日制、定時制、通信制）を置く学校については、各課程ごとに別枠で推薦できるものとします。

※「高等学校」には、中等教育学校を含みます。（以下同じ。）

区分	学 部	学 科 ・ 課 程 等		募集人員 (人)	備 考
学校推薦型選抜Ⅰ	法文学部	人文社会科学	「昼間主コース」	15	1学校につき3人以内とする。
			「夜間主コース」	10	1学校につき3人以内とする。注1
	理学部	理学科	生物學コース	7	1学校につき3人以内とする。
			地 学 コ ー ス	12	〃
	工学部	工学科	機 械 工 学 コ ー ス	2	工業に関する学科又はそれに準ずる課程対象
			知能システム学コース	1	〃
			電気電子工学コース	5	〃
			コンピュータ科学コース	1	普通科、工業に関する学科、情報に関する学科、理数に関する学科又は総合学科対象
			材料デザイン工学コース	3	普通科、工業に関する学科、理数に関する学科又は総合学科対象
			化学・生命科学コース	7	普通科、理数に関する学科又は総合学科対象
			社会基盤工学コース	10	普通科、工業に関する学科、理数に関する学科又は総合学科対象 1高等学校につき2人以内とする。
			社会デザインコース	4	〃
	農学部	食 料 生 産 学 科		8	推薦A〔普通科又は理数に関する学科対象〕
				10	推薦B〔専門教育を主とする学科又は総合学科対象〕
		生 命 機 能 学 科		3	推薦A〔普通科又は理数に関する学科対象〕
				3	推薦B〔専門教育を主とする学科又は総合学科対象〕
		生 物 環 境 学 科		9	推薦A〔普通科又は理数に関する学科対象〕
				7	推薦B〔専門教育を主とする学科又は総合学科対象〕
学校推薦型選抜Ⅱ	教育学部	学校教育教員養成課程	教育発達実践コース	10	1学校につき2人以内とする。
			小学校教育サブコース		
			言語社会教育サブコース		
			科学教育サブコース		
			生活健康・芸術教育サブコース		
	理学部	理学科	数学・数理情報コース	10	1学校につき3人以内とする。
			物 理 学 コ ー ス	5	〃
			化 学 コ ー ス	8	〃
	医学部	医 学 科		25	推薦A（学校推薦） 1学校につき5人以内とする。
				5注2	推薦B（地域特別枠推薦）
				18	推薦A（学校推薦）
	工学部	工学科	機 械 工 学 コ ー ス	12	普通科、工業に関する学科、理数に関する学科又は総合学科対象 〃
			知能システム学コース	3	
			電気電子工学コース	8	
			コンピュータ科学コース	4	
			応用情報工学コース	4	
			材料デザイン工学コース	12	
			化学・生命科学コース	13	

注1 詳細は33ページを参照してください。

注2 医学部医学科学学校推薦型選抜ⅡB（地域特別枠推薦）については、現時点で確定している募集人員は5名であるが、これを20名となるように現在認可申請中です。確定次第、本学のホームページに掲載します。

医 学 部

医学科 推薦B（地域特別枠推薦）

(1) 出願要件等

- ・愛媛県内の地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有すること
- ・幅広い総合的な診療能力を身につけることを通して、地域社会において医学・医療の発展に貢献できる医師を目指していること
- ・合格した場合は入学を確約できること
- ・入学後に愛媛県の奨学金を受給し、卒業後に愛媛県知事が指定する医療機関において9年間以上勤務する義務*に同意すること

以上の全てについて学校長が責任をもって推薦できる者で、以下のいずれかに該当するもの

- (1) 愛媛県内の高等学校を令和6年3月以降に卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者
- (2) 愛媛県内において通常の課程による12年の学校教育を令和6年3月以降に修了した者又は令和7年3月修了見込みの者

※詳細については、以下の「愛媛県キャリア形成プログラム」をご覧ください。

（愛媛県医療対策課ホームページ https://www.pref.ehime.jp/h20150/doctorbank/career_keisei.html）

(2) 出願期間等

1) 出願期間

出願情報の登録期間	令和6年10月18日(金) 10時～11月7日(木) 16時
検定料の支払期間	令和6年11月1日(金) 0時～11月7日(木) 16時
出願書類の提出期間	令和6年11月1日(金)～11月7日(木)〔11月7日(木)の消印有効〕
【留意事項】 インターネット出願は、出願情報の登録及び検定料の支払いを行っただけでは出願手続完了にはなりませんので、出願書類を提出期間内に到着するように郵送してください。 なお、出願書類は、出願書類の提出期間内に配達されたもの、及び11月8日(金)以降に配達されたもののうち、11月7日(木)以前の日本国内発信局消印があるものを受理します。直接持参しても受理しません。	

2) 出願手続

詳細については、17ページの「5 出願方法及び出願手続」により手続を行ってください。

(3) 試験期日

（第1次選抜の日時）

令和6年11月23日(土)～11月24日(日)

詳細については、81ページの「試験期日及び試験時間」を参照してください。

(4) 試験場

医学部で実施します。

詳細については、令和6年11月22日(金)10時に医学部試験場前（試験場の位置については、90ページの「12 試験場・試験場案内・交通機関案内」参照）に掲示しますので、確認してください。

(5) 選抜方法等

1) 第1次選抜

総合問題、面接、奨学金受給の確認の結果並びに提出された出願書類（推薦書、自己推薦書、調査書、活動報告書）により、合否判定基準に基づき選考し、募集人員の1.5～2倍程度を合格させます。

選抜の結果は、令和6年12月6日(金)に出身学校長及び受験者に送付します。

次のWebサイト（運営会社：大学情報センター）で合格者発表を行います。

アドレス（URL）を事前に「お気に入り（ブックマーク）」に登録の上、合格者発表後にアクセスしていただくと、早く確認ができますので、事前登録をお願いします。なお、本学ホームページでの発表は行いませんので、ご留意願います。

Webサイトでの発表は、参考として閲覧の上、必ず選抜結果通知書により確認してください。

Webサイト	https://daigakuic.jp/ehime-u_goukaku/	
掲載期間	令和6年12月6日(金)10時（予定）～12月19日(木)17時	

（注） Webサイトにアクセスが集中し、一時的につながりにくい状態になっている時は、少し時間をおいてから、再度アクセスしてください。

第1次選抜により第2次選抜対象となった者は、令和7年1月20日(月)～1月24日(金)の間に、「令和7共通テスト成績請求票 推薦 国公立推薦型選抜用」を医学部入試係へ郵送（速達・簡易書留郵便）してください。

2) 第2次選抜

大学入学共通テストの成績により、合否判定基準に基づき、合格者を決定します。

(注) 愛媛県の奨学金は学費、生活費相当を貸与するものであり、大学卒業後、研修期間を含め9年間、愛媛県内の指定医療機関で勤務すれば奨学金の返還を免除されるものです。

【奨学金に関する問い合わせ先】

愛媛県庁保健福祉部社会福祉医療局医療対策課医療政策グループ

電話番号 089-912-2449(直通)

E-mail iryotaisaku@pref.ehime.lg.jp

URL https://www.pref.ehime.jp/h20150/doctorbank/

(6) 大学入学共通テストの利用教科・科目等について

大学入学共通テストの利用教科・科目名 教科・科目の採用方法			大学入学共通テスト の利用方法
教科	科目名等		同頁(5)選抜方法等 の2)第2次選抜を参照
国語	『国語』	1	
地理 歴史	『地理総合、地理探究』、『歴史総合、日本史探究』、 『歴史総合、世界史探究』、『地理総合／歴史総合／公共』	から1	
公民	『公共、倫理』、『公共、政治・経済』、 『地理総合／歴史総合／公共』（再掲）		
数 学	①『数学Ⅰ、数学A』、『数学Ⅰ』	から1	
	②『数学Ⅱ、数学B、数学C』	1	
理 科	『物理』、『化学』、『生物』、『地学』	から2	
外国語	『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』	から1	
情 報	『情報Ⅰ』	1	
〔6教科8科目〕			
◆「地理歴史、公民」において2科目を受験している場合は、第1解答科目を採用する。			

注1 ◆は、学部・学科等が指定する教科・科目の範囲内で受験を要する科目数以上を受験している場合の、科目の採用方法を示します。

注2 「英語」はリスニングを含みます。「英語」を選択する者（リスニングを免除された者を除く。）は、リーディングとリスニングの両方を必ず受験してください。リーディング又はリスニングのいずれかしか受験していない場合には、「英語」を受験しなかったものとして取り扱います。

注3 指定した教科・科目をすべて受験してください。1科目でも受験していない場合は合格者選考の対象となりません。

【経過措置】旧課程履修者等は、以下の教科・科目を選択することができます。

大学入学共通テスト		
教科	科目名等	
地理歴史	『旧世界史B』、『旧日本史B』、『旧地理B』	
公民	『旧倫理、旧政治・経済』	
数学	①『旧数学Ⅰ・旧数学A』、『旧数学Ⅰ』	
	②『旧数学Ⅱ・旧数学B』、『旧数学Ⅱ』	
情報	『旧情報』	

(7) 大学入学共通テスト及び個別学力検査等の配点

大 学 入 学 共 通 テ ス ト									個別学力検査等		
国 語	地 理 歴 史	公 民	数 学		理 科	外国語	情 報	計	総合問題	面 接	計
			①	②							
200	(100)	(100)	100	100	200	200	100	1000	200	200	400

注1 () は、選択科目の配点を示す。

注2 大学入学共通テストの「英語」の配点は下記のとおりとする。

リーディング	リスニング	計	リスニングを免除された者
160点	40点	200点	リーディングを200点とする。

(8) 個別学力検査等の採点・評価基準及び正解・解答例又は出題意図の開示日時等

教科等	採点・評価基準（一般的基準）	正解・解答例又は出題意図の開示日時等
総合問題	日本語や英語の論文・文章の内容を的確に把握した上で論述、解答させることにより、読解力、論述力を評価する。また、数学や理科の基礎的な知識を基にその内容およびそれに関連した事項についての知識、計算力、記述力を評価する。	令和7年2月10日(月) 16時 医学部医学科掲示場
面接	面接時の態度や質問に対する応答を通して、医学を学ぼうとする目的意識や勉学意欲、自己認識、協調性、社会性、奨学金受給意思などを総合的に判断して採点・評価する。	
出願書類 (推薦書 自己推薦書 調査書 活動報告書)	面接に含めて評価する。	

愛媛大学医学部の基本理念等（医学部医学科推薦B（地域特別枠推薦）用）

愛媛大学医学部医学科では、地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有し、地域社会において医学・医療の発展に貢献できる医師を目指す者を対象に「地域特別枠推薦」を導入しています。

下記に示す本学部の理念等を踏まえ、貴方の地域医療に対する関心、抱負などを、本学所定の「自己推薦書」に2,000字以内で入力してください。

記

愛媛大学医学部は、「教育の成果に関する目標」において、「患者から学び、患者に還元する教育・研究・医療」を基本理念として、人権を尊重し、患者の立場に立つ優れた医療人、医学・看護学における教育者、研究者を養成するとともに、医療人の生涯学習の拠点となることを掲げています。

この目標は昭和48年9月に本学部が設立された際、愛媛県における地域医療の充実と高度先端医療の展開を目指して策定され、その後40年以上にわたり一貫して、愛媛県における医療・医学の中核となり、教育面では高度な専門知識と技能を持ち地域医療に貢献する医師の養成を行う際の根幹をなす目標として堅持してきました。

愛媛県全体としては医師数、医療の質ともに大学設立当時に比較して、格段の改善や向上がみられます。しかし、最近では、愛媛県下の山間部、島嶼部だけでなく市部においても、公立の病院や診療所などの医療機関において医師不足が顕在化し、医学部に対して医師派遣の要請が急増しています。

愛媛県内の医療・保健福祉を質・量ともに向上させるためには、卒業後愛媛県内で活躍し、医療・保健福祉業務に従事する強い意志と使命感をもつ優れた医師を養成することが必要です。

このために本学における教育において、これまで以上に地域医療に進んで従事する医師の養成に取り組むだけでなく、さらに、県内高等学校出身者を対象とする学校推薦型選抜を実施し、自らが生まれ育ち、愛着を持つ愛媛県の医療に従事する強い意志と情熱を持つ人材を受け入れて教育することにより、上記の目標を達成したいと考えています。

10 推薦書記入上の注意

推薦書の「推薦理由等」欄は、推薦する学部「推薦理由等」欄の記載について」を踏まえ、各項目の順に、項目を分けて記載してください。

学 部	「推薦理由等」欄の記載について
法文学部	推薦をする理由の記入に当たっては、概評的・抽象的でなく、具体的な事実に基づいて記述してください。 1 志願者を推薦する理由を、志願者の学習及び活動の成果を踏まえ、本学部のアドミッション・ポリシーを参照して記載してください。その際、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の3つの観点を必ず含むようにしてください。 2 今後努力を要する点や入学後に特に配慮を要する事項があれば記入してください。 3 その他、特記することがあれば記入してください。 (注) 各コースの内容については、「大学ガイドブック（大学案内）」及び「法文学部案内」を参照してください。
教育学部	推薦をする理由の記入に当たっては、概評的・抽象的でなく、具体的な事実に基づいて記述してください。 1 志願者を推薦する理由を、志願者の学習及び活動の成果を踏まえ、本学部のアドミッション・ポリシーを参照して記載してください。その際、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の3つの観点を必ず含むようにしてください。 2 今後努力を要する点や入学後に特に配慮を要する事項があれば記入してください。 3 その他、特記することがあれば記入してください。 (注) 各コースの内容については、「大学ガイドブック（大学案内）」及び「教育学部案内」を参照してください。
理 学 部	推薦をする理由の記入に当たっては、概評的・抽象的でなく、具体的な事実に基づいて記述してください。 1 志願者を推薦する理由を、志願者の学習及び活動の成果を踏まえ、本学部のアドミッション・ポリシーを参照して記載してください。その際、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の3つの観点を必ず含むようにしてください。 2 今後努力を要する点や入学後に特に配慮を要する事項があれば記入してください。 3 その他、特記することがあれば記入してください。 (注) 各コースの内容については、「大学ガイドブック（大学案内）」及び「理学部案内」を参照してください。
医 学 部	推薦をする理由の記入に当たっては、概評的・抽象的でなく、具体的な事実に基づいて記述してください。 1 志願者を推薦する理由を、志願者の学習及び活動の成果を踏まえ、本学部のアドミッション・ポリシーを参照して記載してください。その際、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に関する評価についての記載を必ず含むようにしてください。 2 今後努力を要する点や入学後に特に配慮を要する事項があれば記入してください。 3 医学科学学校推薦型選抜ⅡB（地域特別枠推薦）及び看護学科学学校推薦型選抜ⅡB（地域特別枠推薦）の志願者に関しては地域医療に対する適性等について記入してください。 4 その他、特記することがあれば記入してください。 (注) 各学科の内容については、「大学ガイドブック（大学案内）」及び「医学部看護学科案内」を参照してください。

11 入学手続及び初年度の諸経費

(1) 入学手続

合格者は、入学手続期間内に入学手続を行ってください。

詳細については、合格者発表日に郵送する入学手続関係書類で確認してください。

① 入学手続期間

学校推薦型選抜Ⅰの合格者

令和6年12月6日(金)～12月18日(水)17時必着（郵送）

学校推薦型選抜Ⅱの合格者

令和7年2月10日(月)～2月19日(水)17時必着（郵送）

② 入学手続書類等

書 類 等	摘 要
保 証 書	本学所定の用紙に必要事項を記入したもの
愛媛大学関連団体への 情報提供に関する同意書	本学所定の用紙に必要事項を記入したもの
令和7年度大学入学 共通テスト受験票	大学入試センター発行のもの (大学入学共通テストに出願していない者は不要) (入学手続完了後に返還します。)
令和7年度 愛媛大学受験票	出願サイトからダウンロードして印刷したもの (入学手続完了後に返還します。)
入学資格証明書	卒業証明書又はこれに代わる証明書（卒業証書不可） 在学中の者は、卒業後に提出してください。
住民票の写し (日本国籍を有しない者のみ)	市区町村長が発行したもの（日本国籍を有しない者のみ提出してください。)
誓 約 書 (愛媛大学提出用)	本学所定の用紙に必要事項を記入したもの (医学部医学科推薦B（地域特別枠推薦）及び看護学科推薦B（地域特別枠推薦）の 合格者のみ提出してください。) (合格通知書とともに送付します。)
入学料及び授業料	89ページ「(2) 初年度の諸経費」を参照

③ 入学手続の方法

入学手続の一部をインターネットにより行います。

合格者は、入学手続専用サイトから必要情報の登録、入学料の納付を行い、入学手続書類に必要事項を記入の上、入学手続書類を一括して18ページ記載の「(3) 出願書類の送付先」へ「速達・簡易書留」で郵送してください。

郵送する際に、入学手続期間に必着することを郵便局で確認してください。直接持参しても受理しません。

医学部 学校推薦型選抜Ⅱ

実施学科等名	医学科 (地域特別枠推薦)〔推薦B〕																									
募集人員	5人（現時点での予定であり、今後、臨時増員の認可状況等により変更となることもあります。変更がある場合は、本学のホームページに掲載します。）																									
出願要件	・愛媛県内の地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有すること ・幅広い総合的な診療能力を身につけることを通して、地域社会において医学・医療の発展に貢献できる医師を目指していること ・合格した場合は入学を確約できること ・入学後に愛媛県の奨学金を受給し、卒業後に愛媛県知事が指定する医療機関において9年間以上勤務する義務※に同意すること 以上の全てについて学校長が責任をもって推薦できる者で、以下のいずれかに該当するもの (1) 愛媛県内の高等学校を令和6年3月以降に卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者 (2) 愛媛県内において通常の課程による12年の学校教育を令和6年3月以降に修了した者又は令和7年3月修了見込みの者																									
選抜方法等	(1) 第1次選抜 総合問題、面接及び奨学金受給の確認の結果により選考し、募集人員の1.5～2倍程度を合格させる。 出願書類（推薦書、自己推薦書、調査書、活動報告書）は面接に含めて評価する。 (2) 第2次選抜 大学入学共通テストの成績により合格者を決定する。 〔大学入学共通テストの利用教科・科目名〕 <table border="1"> <tr> <td>国語</td><td>『国語』</td><td>1</td></tr> <tr> <td>地理歴史</td><td>『地理総合、地理探究』、『歴史総合、日本史探究』、『歴史総合、世界史探究』、『地理総合／歴史総合／公共』</td><td>から1</td></tr> <tr> <td>公民</td><td>『公共、倫理』、『公共、政治・経済』、『地理総合／歴史総合／公共』（再掲）</td><td>から1</td></tr> <tr> <td>数学</td><td>①『数学Ⅰ、数学A』、『数学Ⅰ』 ②『数学Ⅱ、数学B、数学C』</td><td>1 から1</td></tr> <tr> <td>理科</td><td>『物理』、『化学』、『生物』、『地学』</td><td>から2</td></tr> <tr> <td>外国語</td><td>『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』</td><td>から1</td></tr> <tr> <td>情報</td><td>『情報Ⅰ』</td><td>1</td></tr> <tr> <td colspan="3">6教科8科目</td></tr> </table>		国語	『国語』	1	地理歴史	『地理総合、地理探究』、『歴史総合、日本史探究』、『歴史総合、世界史探究』、『地理総合／歴史総合／公共』	から1	公民	『公共、倫理』、『公共、政治・経済』、『地理総合／歴史総合／公共』（再掲）	から1	数学	①『数学Ⅰ、数学A』、『数学Ⅰ』 ②『数学Ⅱ、数学B、数学C』	1 から1	理科	『物理』、『化学』、『生物』、『地学』	から2	外国語	『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』	から1	情報	『情報Ⅰ』	1	6教科8科目		
国語	『国語』	1																								
地理歴史	『地理総合、地理探究』、『歴史総合、日本史探究』、『歴史総合、世界史探究』、『地理総合／歴史総合／公共』	から1																								
公民	『公共、倫理』、『公共、政治・経済』、『地理総合／歴史総合／公共』（再掲）	から1																								
数学	①『数学Ⅰ、数学A』、『数学Ⅰ』 ②『数学Ⅱ、数学B、数学C』	1 から1																								
理科	『物理』、『化学』、『生物』、『地学』	から2																								
外国語	『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』	から1																								
情報	『情報Ⅰ』	1																								
6教科8科目																										
インターネット出願受付期間	出願情報の登録期間	令和6年10月18日(金)～11月7日(木)																								
	検定料の支払期間及び出願書類の提出期間	令和6年11月1日(金)～11月7日(木)																								
選抜期日 (第1次選抜)	令和6年11月23日(土)～11月24日(日)																									
合格者発表日	第1次選抜	令和6年12月6日(金)																								
	第2次選抜	令和7年2月10日(月) 16時																								
その他	1 国公立大学の学校推薦型選抜への出願は、1つの大学・学部等に限定されている。 2 この学校推薦型選抜では、地域医療の担い手となるために必要・不可欠な資質を評価・審査するので、合格者数が募集人員に満たない場合がある。 3 入学手続期間 令和7年2月10日(月)～2月19日(水)																									

※詳細については、以下の「愛媛県キャリア形成プログラム」をご覧ください。

(愛媛県医療対策課ホームページ https://www.pref.ehime.jp/h20150/doctorbank/career_keisei.html)

令和 6 年 10 月 29 日

愛 媛 大 学 医 学 部

令和 7 年度愛媛大学医学部医学科の入学定員（募集人員）の増員について

愛媛大学医学部医学科における令和 7 年度の入学定員（募集人員）の増員について、文部科学大臣に申請を行っており、この度、入学定員（募集人員）の増員が認可されました。

つきましては、令和 7 年度学校推薦型選抜Ⅱ B（地域特別枠推薦）は、下表のとおり変更して実施します。

学部 学科	変 更 前					変 更 後				
	入学 定員 (人)	募集人員（人）				入学 定員 (人)	募集人員（人）			
		学校推薦型選抜		総合型 選抜Ⅱ	一般選抜 (前期日程)		学校推薦型選抜		総合型 選抜Ⅱ	一般選抜 (前期日程)
		推薦Ⅱ A (学校推薦)	推薦Ⅱ B 〔地域特別枠 推薦〕				推薦Ⅱ A (学校推薦)	推薦Ⅱ B 〔地域特別枠 推薦〕		
医学部 医学科	<u>95</u>	25	<u>5</u>	10	55	<u>110</u>	25	<u>20</u>	10	55

(注) アンダーラインの部分が変更箇所。

■ 開講年度	■ 開講学期	■ 開講学部等				
2025	後学期	医学部医学科				
■ 科目ナンバリング	■ 時間割番号	■ 科目名[英文名]				
	24376	早期医療体験実習 Early Clinical Exposure				
■ 担当教員[ローマ字表記]			■ 定員	■ 曜日・時間	■ 単位数	■ 主要授業科目
増本 純也 [MASUMOTO Junya]				集中	1	該当
■ 授業科目区分		専門基礎教育科目 専門基礎科目	■ 対象学生		■ 対象年次	1～1

授業題目

医療・介護・看護体験実習

授業のキーワード

早期体験実習(early exposure), 地域医療(regional medicine), 看護・介護(nursing)

授業の目的

Student Doctorとして、臨床実習を行う前に、医師となるための人間的な素養を身に付け、意欲を高めるために、看護師や介護師などの他職種を中心に早期臨床実習を行う。

授業の到達目標

将来医師として活動するための意欲、関心、態度を身につける。主な内容として、地域医療の実際の現場での体験から医師としての意欲を獲得し、患者、家族や他職種とのコミュニケーション能力を磨く。

本科目は、令和4年度改訂版「医学教育モデル・コア・カリキュラム」の以下の科目に対応しています。

PR-01: 信頼
PR-02: 思いやり
GE-01-03: 患者中心の医療
GE-02-01: プライマリ・ケアにおける基本概念
GE-02-02-01 地域(都会・郊外・へき地・離島を含む)の実情に応じた医療と医師の偏在(地域、診療科及び臨床・非臨床)の現状の概要を理解している。
GE-02-03: 医療資源に応じたプライマリ・ケア
GE-03-01: 人生のプロセス
LL-01-02: キャリア開発
LL-02-01-01 後輩や同僚等と協働して学修できる。
LL-02-01-02 後輩や同僚等に対して、適切にフィードバックできる。
CM-01: 患者に接する言葉遣い・態度・身だしなみ・配慮
CM-02-01: 患者へのわかりやすい言葉の説明
IP-01-01: 患者中心の保健医療福祉
IP-01-02: 職種間コミュニケーション
IP-02-03-02 自らの価値観や言動について、多職種及び他の医療系学部の学生との関係性の中で、相対化できる。
IP-02-04: 他職種の理解
CS-01-01-01 医療面接における基本的コミュニケーション技法を用いることができる。
CS-01-01-03 患者に関わる人達から必要な情報を得ることができる。
SO-04-01: 健康と医療
SO-06-01-01 日常生活や外来診療・在宅療養・入院・施設入所等において、健康・病気・死の捉え方を探索できる。

ディプロマ・ポリシー（卒業時の到達目標）に関わる項目

2-1) 分子レベルから集団レベルまでの生命現象を説明する適切な方法を指摘し、明らかとなった現象を簡潔に表現して第三者に伝えることができる。(思考・判断)
3-1) 都市部から中山間地域や島嶼部までを包含する地域に関心を持ち、将来従事する医療の領域に関わらず医師として社会に貢献する意欲をもっている。(興味・関心・意欲)
4-2) 医学の進歩のために基礎・社会医学と臨床医学との両面での研究が不可欠であることを認識し、自らも研究マインドをもって医療を行うことができる。(態度)

愛媛大学学生として期待される能力（愛大学生コンピテンシー）に関わる項目

広い視野と論理的思考に基づき分析・解釈できる
様々な状況に応じて適切なコミュニケーションができる
目標達成のために多様な人と協働できる
社会的関係の中で自分の行動を調整できる
集団・組織の一員として自覚と誇りをもって行動できる
地域や国内外の課題に関心をもち、よりよい未来に向けて貢献できる

授業概要

少数のグループに別れ、病院、医療施設などで医師だけでなく、看護師、介護師、事務などの他職種のメンバーの業務を学ぶ。病棟や施設など患者に直接触れる機会も持つ。そのうえで、医療とは何かを身をもって学習する。

授業スケジュール

一週間、医師、看護師、介護師、事務職員などとともに入院または入所患者の対応に当たるほか、小講義を通して勉学する。最後にはまとめのレポートを艇首する。

授業時間外学習にかかわる情報

当初、簡単な概説を行うが、医療現場の実情について、参考書などで適切に勉強しておく。また、実習で経験した内容を医学書で確認する。

成績評価方法

毎回、コメントシートを提出し、最後は、経験した内容をレポートにまとめ提出する。

受講条件

受講のルール

将来医師となるものとして、恥ずかしくない態度、服装を心がけること。

教科書（購入の必要のある図書）

教科書1	書名	-			ISBN	
	著者名		出版社		出版年	

参考書（購入する必要はないが、推奨する図書）

参考書1	書名	-			ISBN	
	著者名		出版社		出版年	

教科書・参考書に関する補足情報

-

オフィスアワー

水曜日17時から18時

Eメールアドレス（専任教員： 非常勤講師：



連絡先

Moodle掲載

参照ホームページ

附属病院の先生方や医療や介護の現場で働く多様な職種の医療従事者・職員の方々の厚意に依って開講されています。尊敬と感謝を忘れずに受講してください。

その他

実務経験のある教員による授業科目

本授業は「実務経験のある教員による授業科目」である。
実際の医療現場で診療等の実務にあたっている様々な職種の医療人（医師や看護師を含む）が、それぞれ勤務している医療機関において学生を指導する。

開講年度	開講学期	開講学部等			
2025	後学期	医学部医学科			
科目ナンバリング	時間割番号	科目名[英文名]			
	24311	地域医療学 Community Medicine			
担当教員[ローマ字表記]		定員	曜日・時限	単位数	主要授業科目
川本 龍一 [KAWAMOTO Ryuichi]			集中	1	該当
授業科目区分	専門教育科目 専門科目	対象学生	対象年次	3～3	

授業題目

地域医療（Community medicine）

授業のキーワード

プライマリ・ケア（primary care）、総合診療学（general medicine）、家庭医療（family medicine）

授業の目的

地域医療の在り方と現状、課題を理解し、地域医療に貢献するための能力を身につける。地域の医療現場における患者中心のチーム医療の一員としての医師の役割および何科にすすんでも大切な基本診療・プライマリ・ケアの重要性を理解する。

授業の到達目標

1. 地域医療の意義を説明できる。
2. 地域医療における家庭医、総合診療医、臓器別専門医の役割を説明できる。
3. 地域医療、病診連携における基本診療、プライマリ・ケアの重要性を説明できる。
4. 地域医療における連携、広義のチーム医療、インフォームド・コンセント、医療安全の重要性を説明できる。
5. 地域包括ケアについてそれぞれの職種の役割を説明できる。
6. 地域医療における病歴聴取、コミュニケーション能力の重要性を説明できる。
7. Evidence based medicine（EBM）とnarrative based medicine（NBM）を説明できる。
8. 地域に多い日常病について説明できる。
9. 地域医療問題の原因を説明できる。
10. へき地および離島における地域医療の現状と課題について説明できる。

本科目は、令和4年度改訂版「医学教育モデル・コア・カリキュラム」の項目に対応しています。

PR-01-01-01 患者や社会に対して誠実である行動とはどのようなものかを考え、そのように行動する（利益相反等）

GE-01-01-01 臓器横断的に医学的課題を捉えることができる。

ディプロマ・ポリシー（卒業時の到達目標）に関わる項目

- 1-1) 医師として必要な専門分野の学問内容の知識を修得している。（知識・理解）
- 1-2) 卒後臨床研修に備えて、医療倫理や医療法制・医療経済、医療安全やEBM、医学における科学的手法などについての実践的な知識を有している。（知識・理解）
- 1-3) 自然科学にとどまらない医療人としての幅広い教養、マナーや一般常識を身につけている。（知識・理解）
- 2-1) 分子レベルから集団レベルまでの生命現象を解明する適切な方法を指摘し、明らかとなった現象を簡潔に表現して第三者に伝えることができる。（思考・判断）
- 2-2) 患者と家族の身体的・心理的・社会的な健康状態および疾病の状態を把握し、情報を総合することによる適確な判断に基づいて、必要な行動を示すことができる。（思考・判断）
- 3-1) 都市部から中山間地域や島嶼部までを包含する地域に関心を持ち、将来従事する医療の領域に関わらず医師として社会に貢献する意欲をもっている。（興味・関心・意欲）
- 3-2) 少子高齢化、医療の国際化、健康障害の多様化など、様々な社会の医療ニーズの変化に対応して、適切な方法で最新の医学知識や医療情報を収集・整理し、生涯を通して自ら学び向上する意欲を持つことができる。（興味・関心・意欲）
- 4-1) 豊かな人間性を涵養し、医師としての自覚と責任、適切な倫理観をもって、患者から学ぶ姿勢で行動することができる。（態度）
- 4-2) 医学の進歩のために基礎・社会医学と臨床医学との両面での研究が不可欠であることを認識し、自らも研究マインドをもって医療を行うことができる。（態度）
- 5-1) 基礎的な医療行為を患者にも自らにも安全に実施することができる。（技能・表現）
- 5-2) 患者・家族や保健・医療・福祉チームの多様なメンバーと良好なコミュニケーション（簡単な英語によるものを含む）をとり、チームの一員としての役割を主体的に果たすことができる。（技能・表現）

愛媛大学学生として期待される能力（愛大学生コンピテンシー）に関わる項目

習得した知識や技能を基に自分の考えを組み立て、適切に表現できる
客観的根拠に基づき判断し、解決策を提示できる
目標達成のために多様な人と協働できる
社会的関係の中で自分の行動を調整できる
地域や国内外の課題に関心をもち、よりよい未来に向けて貢献できる

授業概要

地域医療：1. 離島医療、2. 健康な地域づくり

家庭医療学：1. 総論、2. 家族の見方、3. 代替医療、4. 医療家系図、5. 子供の健康と家族、6. 老いを考える、7. ライフサイクルと健康

臨床疫学：1. EBMとNBM、2. 診断的検査の意義、3. 診断的検査の研究デザインに潜むバイアス、4. 治療効果の評価、5. 治療効果の研究デザインに潜むバイアス、6. 臨床判断の基礎

地域医療の多様性：1. 医療判断学、2. 家庭医による（生活習慣）禁煙指導、3. 医療を巡る倫理問題、4. 地域に根ざした実践活動

地域医療を楽しく実践する：1. 地域リハビリテーションの展開、2. 生活習慣病の行動変容、3. 地域医療支援する研究

地域医療のネットワーク：1. 多職種との連携、2. 地域に住んで実践する地域医療

地域医療の新機軸：1. 行政からの期待（保健・医療・福祉）、2. 女性医師の生涯設計

授業スケジュール

テーマ

地域医療の理論「総合診療(家庭)医活動のマインド」
地域医療の理論「地域医療における解釈モデルの活用」
地域医療の理論「地域医療でのEBMとNBMの基礎」
地域医療の実践「地域医療でのEBMとNBMの実践」
地域医療の実践「地域医療における多職種連携活動」
地域医療の実践「地域医療での生活習慣病と行動変容」
地域医療の実践「地域医療での予防医療活動」
地域医療の実践「在宅医療」
地域医療の実践「在宅終末期医療」
地域医療の実践「地域医療における研究活動」

授業時間外学習にかかわる情報

上記参照

成績評価方法

出席態度「毎回のコメント・シート（ミニッツ・ペーパー）を評価対象とする」、学習状況、発表状況・態度、提出レポート、試験等により行う。なお、出席が3分の2に満たない場合には成績判定の対象となりません（単位修得は不可）。

受講条件

受講のルール

教科書（購入の必要のある図書）

教科書1	書名	この一冊で在宅患者の主治医になれる			ISBN	
	著者名	飯島克巳編著	出版社	南山堂	出版年	2002
教科書2	書名	家族志向のプライマリ・ケア			ISBN	
	著者名	1. S. H. マクダニエル ら著、松下 明監訳	出版社	シュプリンガーフェアラーク	出版年	2006

教科書3	書名	診療所マニュアル第3版			ISBN	
	著者名	地域医療振興協会	出版社	メディカルサイエンス社	出版年	2011

教科書4	書名	国試・改訂コアカリ対応 地域医療学入門			ISBN	
	著者名	監修 日本医学教育学会地域医療教育委員会 ・全国地域医療教育協議会 合同編集委員会	出版社	診断と治療社	出版年	2019

教科書5	書名	研修医・指導医のための地域医療・地域保健			ISBN	
	著者名	河野康公一、福井次矢・倉本 秋・米田博編集	出版社	金芳堂	出版年	201

参考書（購入する必要はないが、推奨する図書）

参考書1	書名	在宅医療テキスト http://www.zaitakuiryo-yuumizaidan.com/index.html			ISBN	
	著者名		出版社		出版年	

教科書・参考書に関する補足情報

オフィスアワー

月曜日から金曜日：午前8：30－午後5：00

Eメールアドレス（専任教員：非常勤講師）



連絡先

愛媛大学大学院医学系研究科地域医療学講座
西予市地域サテライトセンター
電話：0894－72－0180 FAX:0894－72－0938

参照ホームページ

<http://www.m.ehime-u.ac.jp/school/community.med/>

その他

地域医療の現場での体験は貴重です。実習は年中受け入れます。
本授業は「実務経験のある教員による授業科目」である。
医師としての資格を有し実際に附属病院等で臨床実務にあたる教員が、その経験と見識を生かして、講義で得られた知識を臨床現場に応用するという観点から解説を行う。

実務経験のある教員による授業科目

本授業は「実務経験のある教員による授業科目」である。
地域医療現場での診療・教育。

開講年度	開講学期	開講学部等			
2025	通年	医学部医学科			
科目ナンバリング	時間割番号	科目名[英文名]			
	14392	臨床実習（導入型） Clinical Practice(Policlinic)			
担当教員[ローマ字表記]		定員	曜日・時限	単位数	主要授業科目
増本 純也 [MASUMOTO Junya]			未定	38	該当
授業科目区分	対象学生	対象年次	4～5		

授業題目

臨床実習（導入型）[Clinical Practice(Policlinic)]

授業のキーワード

クリニカル・クラークシップ(Clinical Clerkship(CC))、スチューデント・ドクター(Student Doctor(SD))、インフォームドコンセント(Informed Consent(IC))、シミュレーション教育(Simulation-based education(SBE))

授業の目的

クリニカル・クラークシップとは、基本的な医学知識を修得した医学科学生(以下学生)が、実際の医療現場での診断や治療などの医行為を通じて、医師に不可欠な素養を身につけていくプログラムです。患者さんとの信頼関係の確立することや多様な医療スタッフと協働することなど、医師としての人間性(ヒューマンズム)を確立していくことが重要です。臨床実習（導入型）では、学生が実際の臨床環境にシームレスに移行できるようシミュレーター教育を通じて実践的な経験を積み、臨床スキルの向上を図るための機会を提供します。臨床実習前OSCEに合格すると、医師の指導監督の下で、スチューデントドクターとして、処方を除くすべての医療行為ができることになります。実際に患者さんを目の前にしたときに、どのような態度で、どのような診察・治療をするのか、その力が足りないときすべての医療従事者と患者さんに不利益が生じます。導入型臨床実習では、臨床現場で実習を行うことができるまでの態度や技能を身に付ける教育を行うことを目的とし、実習期間を経ることで、臨床実習前OSCEに合格できる実力をつけることを目的とします。

授業の到達目標

- 1 プロフェッショナリズム
 - ・人の命に深く関わり、健康を守る、公共の福祉に貢献する、という医師・医学研究者の職責を十分に自覚するとともに、診療・研究に関する倫理的問題を認識し適切に行動できる。自らの言動や診療・研究の内容を省察するとともに、最新の知見や技能の獲得、能力の向上を目指し適切に行動できる。(PR-01-01-02)
 - ・患者と家族の身体的・心理的・社会的な健康状態および疾病の状態を把握し、情報を総合することによる適確な判断に基づいて、必要な行動を示すことができる。(PR-01-01-01)
 - ・医師としての自覚と責任、適切な倫理観をもって、患者から学ぶ姿勢で行動する。(PR-02-01-01)(PR-02-01-02)
 - ・医療人としての幅広い教養、マナーや一般常識を身につける。(PR-02-03-01)(PR-02-03-02)
- 2 医学知識と問題対応能力
 - ・発展し続ける医学のなかで必要な知識を身に付け、根拠に基づいた医療を基盤に、経験を踏まえた対応ができる。(GE-01-04-01)
- 3 診療技能と患者ケア
 - ・幅広い症候・病態・疾患に対応できる基本的診療技能・態度を身につけ、患者の苦痛や不安に共感と配慮を示しながら、診療を実践できる。(CS-01-01-01)(CS-01-02-01)
- 4 コミュニケーション能力
 - ・患者の心理・社会的背景を踏まえながら、患者およびその家族と良好な関係性を構築し、患者の意思決定を支援する。(CM-01-01-01)(CM-01-01-02)(CM-01-01-03)(CM-01-01-04)(CM-01-01-05)
- 5 チーム医療の実践
 - ・保健・医療・福祉・介護および患者に関わる全ての人々の役割を理解し、連携する。(IP-01-02-01)
 - ・患者・家族や多様な医療チームのメンバーと良好なコミュニケーションをとり、チームの一員としての役割を主体的に果たす。(IP-02-04-01)
- 6 医療の質と安全の管理
 - ・患者および医療者にとって、良質で安全な医療を提供する。(CS-05-01-01)
- 7 社会における医療の実践
 - ・医療人として求められる社会的役割を担い、地域社会と国際社会に貢献する。(SO-01-01-01)(SO-01-01-02)
 - ・医療倫理や医療法制・医療経済、医療安全やEBM、医学における科学的手法などについての実践的な知識を身につける。(SO-01-02-01)
- 8 科学的探究
 - ・医学・医療の発展のために医学研究の必要性を十分に理解し、批判的思考も身に付けながら、学術・研究活動に関与する。(RE-01-01-01)(RE-01-01-02)(RE-02-01-01)
- 9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢
 - ・医療の質の向上のために絶えず省察し、他の医師・医療者と共に研鑽しながら、生涯にわたって自律的に学び続ける。(LL-01-01-01)
 - ・少子高齢化、医療の国際化、健康障害の多様化など、様々な社会の医療ニーズの変化に対応して、適切な方法で最新の医学知識や医療情報を収集・整理し、生涯を通して自ら学び向上する意欲を持つ。(LL-01-01-02)

本科目は、令和4年度改訂版「医学教育モデル・コア・カリキュラム」の以下の科目に対応しています。

PR: プロフェッショナリズム：人の命に深く関わり健康を守るという医師の職責を十分に自覚し、多様性・人間性を尊重し、利他的な態度で診療にあたながら、医師としての道を求めていく。

PR-01: 信頼：社会から信頼を得る上で必要なことを常に考え行動する。

PR-01-01: 誠実さ

PR-01-01-01 患者や社会に対して誠実である行動とはどのようなものかを考え、そのように行動する(利益相反等)。
PR-01-01-02 社会から信頼される専門職集団の一員であるためにはどのように行動すべきかを考え、行動する。

PR-02: 思いやり：品格と礼儀を持って、他者を適切に理解し、思いやりを持って接する。

PR-02-01: 思いやり

PR-02-01-01 患者を含めた他者に思いやりをもって接する。

PR-02-01-02 他者に思いやりをもって接することができない場合の原因・背景を考える。

PR-03: 教養：医師に相応しい教養を身につける。

PR-03-01: 教養

PR-03-01-01 人の生命に深く関わる医師に相応しい教養を身につける。

PR-03-01-02 答えのない問いについて考え続ける。

GE: 総合的に患者・生活者をみる姿勢

GE-01: 全人的な視点とアプローチ：患者の抱える問題を臓器横断的だけでなく心理・社会的視点で捉え、専門領域にとまらない姿勢で責任をもって診療に関わり、最善の意思決定や行動科学に基づく臨床実践に関与できる。

GE-01-04: 根拠に基づいた医療 (EBM)

GE-01-04-01 根拠に基づいた医療(EBM)の5つのステップを列举できる。

CS: 患者ケアのための診療技能：患者の苦痛や不安感に配慮し、確実で信頼される診療技能を磨き、医療の質と患者安全を踏まえた診療を実践する。

CS-01: 患者の情報収集 患者本人、家族、医療スタッフ等関係する様々なリソースを活用し、診療に必要な情報を収集できる。

CS-01-01: 医療面接

CS-01-01-01 医療面接における基本的コミュニケーション技法を用いることができる。

CS-05: 医療の質と患者安全

医療の質と患者安全の観点で自己の行動を省察し、組織改善と患者中心の視点を獲得する。

CS-05-01: 医療の質向上

CS-05-01-01 品質改善の手法を用いて医療を改善する重要性を理解し、繰り返し評価する姿勢を身に付ける。

CM: コミュニケーション能力：患者及び患者に関わる人たちと、相手の状況を考慮した上で良好な関係性を築き、患者の意思決定を支援して、安全で質の高い医療を実践する。

CM-01: 患者に接する言葉遣い・態度・身だしなみ・配慮

患者のプライバシー、苦痛等に配慮し、非言語コミュニケーションを含めた適切なコミュニケーションスキルにより良好な人間関係を築くことができる。

CM-01-01: 患者・家族への適切なコミュニケーションスキルの活用

CM-01-01-01 言語的コミュニケーション技能を発揮して、良好な人間関係を築くことができる。

CM-01-01-02 非言語的コミュニケーション(身だしなみ、視線、表情、ジェスチャー等)を意識できる。

CM-01-01-03 患者や家族に敬意を持った言葉遣いや態度で接することができる。

CM-01-01-04 対人関係に関わる心理的要因(陽性感情・陰性感情等)を認識しながらコミュニケーションをとることができる。

CM-01-01-05 相手の話を聞き、事実や自分の意見を相手にわかるように述べることができる。

IP: 多職種連携能力：医療・保健・福祉・介護など患者・家族に関わる全ての人々の役割を理解し、お互いに良好な関係を築きながら、患者・家族・地域の課題を共有し、関わる人々と協働することができる。

IP-01: 連携の基盤：患者や利用者、家族、地域の重要な課題について、協働する関係者と共通の目標を設定する過程で、背景が異なることに互いに配慮し、役割、知識、意見、価値を伝え合うことができる。

IP-01-02: 職種間コミュニケーション

IP-01-02-01 多職種及び他の医療系学部の学生の役割や意見を尊重した説明や返答、問いかけができる。

IP-02-04: 他職種の理解

IP-02-04-01 病院・診療所・施設等の職場環境やチームや部門等の所属に応じた他職種の役割を理解している。

SO: 社会における医療の役割の理解：医療は社会の一部であるという認識を持ち、経済的な観点・地域性の視点・国際的な視野をも持ちながら、公正な医療を提供し、健康の代弁者として公衆衛生の向上に努める。

SO-01: 社会保障：憲法で定められた「生存権」を守る社会保障制度、公衆衛生とは何か、地域保健、産業保健、健康危機管理を理解する。保健統計の意義や利用法を学ぶ。

SO-01-01: 公衆衛生

SO-01-01-01 公衆衛生の概念を理解している。

SO-01-01-02 地域共生社会の概念を理解している。

SO-01-02: 社会保険、公的扶助、社会福祉

SO-01-02-01 生存権等の健康に関する基本的人権と社会保障(社会保険、社会福祉、公的扶助)の意義と概要を理解している。

RE: 科学的探究：医学・医療の発展のための医学研究の重要性を理解し、科学的思考を身に付けながら、学術・研究活動に関与して医学を創造する。

RE-01: リサーチマインド：知的好奇心を満たす喜びとオリジナリティの重要性を知る。

RE-01-01: 能動的姿勢

RE-01-01-01 常識を疑う。

RE-01-01-02 何事にも知的好奇心を持って取り組むことができる。

RE-02: 既知の知：先人の偉業を知り、新たな発想を育む。

RE-02-01: 医学と医療

RE-02-01-01 医療の実践が基礎医学・臨床医学・社会医学の研究に基づいていることを理解する。

LL: 生涯にわたって共に学ぶ姿勢：安全で質の高い医療を実践するために絶えず省察し、他の医師・医療者と共に研鑽しながら、生涯にわたって自律的に学び続け、積極的に教育に携わっていく。

LL-01: 生涯学習：生涯学び続ける価値観を形成する。

LL-01-01: 生涯学習の実践

LL-01-01-01 医学知識が常に変わりゆくことを認識し、現時点での最善の医学情報にアクセスできる。

LL-01-01-02 学修・経験したことを省察し、自己の課題を明確にできる。

ディプロマ・ポリシー（卒業時の到達目標）に関わる項目

- 1-1) 医師として必要な専門分野の学問内容の知識を修得している。（知識・理解）
- 1-2) 卒後臨床研修に備えて、医療倫理や医療法制・医療経済、医療安全やEBM、医学における科学的手法などについての実践的な知識を有している。（知識・理解）
- 1-3) 自然科学にとどまらない医療人としての幅広い教養、マナーや一般常識を身につけている。（知識・理解）
- 2-1) 分子レベルから集団レベルまでの生命現象を解明する適切な方法を指摘し、明らかとなった現象を簡潔に表現して第三者に伝えることができる。（思考・判断）
- 2-2) 患者と家族の身体的・心理的・社会的な健康状態および疾病の状態を把握し、情報を総合することによる適確な判断に基づいて、必要な行動を示すことができる。（思考・判断）
- 3-1) 都市部から中山間地域や島嶼部までを包含する地域に関心を持ち、将来従事する医療の領域に関わらず医師として社会に貢献する意欲をもっている。（興味・関心・意欲）
- 3-2) 少子高齢化、医療の国際化、健康障害の多様化など、様々な社会の医療ニーズの変化に対応して、適切な方法で最新の医学知識や医療情報を収集・整理し、生涯を通して自ら学び向上する意欲を持つことができる。（興味・関心・意欲）
- 4-1) 豊かな人間性を涵養し、医師としての自覚と責任、適切な倫理観をもって、患者から学ぶ姿勢で行動することができる。（態度）
- 4-2) 医学の進歩のために基礎・社会医学と臨床医学との両面での研究が不可欠であることを認識し、自らも研究マインドをもって医療を行うことができる。（態度）
- 5-1) 基礎的な医療行為を患者にも自らにも安全に実施することができる。（技能・表現）
- 5-2) 患者・家族や保健・医療・福祉チームの多様なメンバーと良好なコミュニケーション（簡単な英語によるものを含む）をとり、チームの一員としての役割を主体的に果たすことができる。（技能・表現）

愛媛大学学生として期待される能力（愛大学生コンピテンシー）に関わる項目

個別の知識や技能を相互に関連づけながら習得できる
習得した知識や技能を基に自分の考えを組み立て、適切に表現できる
広い視野と論理的思考に基づき分析・解釈できる
客観的根拠に基づき判断し、解決策を提示できる
様々な状況に応じて適切なコミュニケーションができる
目標達成のために多様な人と協働できる
自らの個性や適性を活かして行動できる
社会的関係の中で自分の行動を調整できる
集団・組織の一員として自覚と誇りをもって行動できる
地域や国内外の課題に関心をもち、よりよい未来に向けて貢献できる

授業概要

この科目は対面授業で開講する予定です（感染等の状況によっては実施形態を変更する場合があります）。臨床実習の手引き（Moodle掲載）に各診療科のスケジュールや到達目標・集合時間・集合場所が掲載されているので、実習参加前に担当の診療科の手引きをよく読んで実習に参加すること。

授業スケジュール

- Moodleに掲載している臨床実習配当表を確認しておくこと。
- 臨床実習（導入型）（1月～12月）
全臨床科にて1、2週間実習を行う。
 - 臨床実習（診療参加型）（翌年1月～翌々年9月上旬）
附属病院、松山赤十字病院、愛媛県立中央病院、県内の連携病院で実習を行う。

授業時間外学習にかかわる情報

臨床実習の手引き（Moodle掲載）に各診療科の実習の要点が記載されているので、熟読したうえで、授業時間外に予習を行い、適切な準備を行ってください。

成績評価方法

臨床実習の手引き（Moodle掲載）に各診療科の実習の評価方法が記載されているので、熟読して準備を行い実習に挑むこと。

受講条件

4年次までのすべての単位を修得済みで、共用試験(CBT、臨床実習前OSCE)の基準に到達していること。

受講のルール

- ・欠席や遅刻をする場合は、担当の診療科と学務課へ必ず事前に連絡をすること(Moodleに各診療科と学務課の連絡先を掲載)。
- ・実習を受けさせてもらう身にふさわしい態度・身だしなみ(服装・頭髮・靴・爪の処理など)で挑むこと。
- ・担当の各診療科の指示にしたがうこと。

教科書(購入の必要のある図書)

教科書1	書名	ABC of臨床推論：診断エラーを回避する			ISBN	
	著者名	Nicola Cooper(ほか)	出版社	羊土社	出版年	2018

参考書(購入する必要はないが、推奨する図書)

参考書1	書名	医療プロフェッショナリズム教育：理論と原則			ISBN	9784535983496
	著者名	リチャード・クルーズ, シルヴィア・クルーズ, イヴォンヌ・シュタイ ナート編著, 日本医学教 育学会倫理・プロフェ ッショナリズム委員会 監訳	出版社	日本評論社	出版年	2012

教科書・参考書に関する補足情報

診療参加型臨床実習に参加する学生に必要とされる技能と態度に関する学修・評価項目
(第4.1版)

https://www.cato.or.jp/pdf/osce_41.pdf

オフィスアワー

水曜日17時から18時

Eメールアドレス(専任教員：非常勤講師：)



連絡先

Moodle掲載

参照ホームページ

Moodle掲載

その他

担当教員

(第一内科)竹中 克斗、薬師神 芳洋、末盛 浩一郎、山之内 純、越智 俊元、松本 卓也、宮崎 幸大、石崎 淳、丸田 雅樹、名部 彰悟
(第二内科)山口 修、池田 俊太郎、野上 尚之、井上 勝次、西村 和久、玉置 俊介、稲葉 慎二、三好 賢一、東 晴彦、清家 史靖、川上 大志、莚田 昌敬、檜垣 彰典、山本 将一朗、三好 徹、加藤 高英、赤澤 祐介、山本 哲也、中村 行宏、宮崎 慈大、中尾 恭久
(第三内科)日浅 陽一、阿部 雅則、三宅 映己、吉田 理、渡辺 崇夫、小泉 光仁、中村 由子、今井 祐輔、白石 佳奈、橋本 悠、沼田 結希、松浦 文三、中口 博允、竹下 英次、丹下 和洋、徳本 良雄、小泉 洋平、今村 良樹、池田 宜央、山本 安則、富田 英臣、廣岡 昌史、熊木 天児、古川 慎哉
(脳神経内科)大八木 保政、越智 雅之、三浦 史郎、岡田 陽子、武井 聡子、松本 清香、藤下 幸穂
(糖尿病内科)大澤 春彦、高田 康德、川村 良一、池田 陽介、羽立 登志美、高門 美沙季
(臨床薬理学)永井 将弘、安藤 利奈、多田 聡、宮上 紀之、山西 祐輝
(精神科)上野 修一、堀内 史枝、伊賀 淳一、河邊 憲太郎、越智 紳一郎、吉野 祐太、山崎 聖広、尾崎 優樹、橘 侑南、井上 彩織、坪内 浩一、高石 裕介、榎木 萌、渡部 棕
(小児科)江口 真理子、檜垣 高史、田内 久道、石前 峰斉、高田 秀実、太田 雅明、濱田 淳平、千阪 俊行、元木 崇裕、渡邊 祥二郎、森谷 京子、加賀城 真理、城賀本 敏宏、渡部 竜助、勢井 友香、宮田 豊寿、徳永 はるか、宮本 真知子、岩本 麻友美、西村 幸士、前澤 身江子、桑原 優、三浦 博充、濱口 ひかる、岡本 典子、新野 亮治
(消化管・腫瘍外科)押切 太郎、石丸 啓、古賀 繁宏、吉田 素平、菊池 聡、秋田 聡、桑原 淳、杉下 博基、松本 紘典、大木 悠輔、垣生 恭佑、渡部 克哉
(肝胆脾・乳腺外科)高田 泰次、小川 晃平、亀井 義明、船水 尚武、坂元 克考、田村 圭、本庄 真彦、村上 朱里、西山 加那子、田口 加奈
(心臓血管・呼吸器外科)泉谷 裕則、佐野 由文、打田 俊司、西村 隆、黒部 裕嗣、大谷 真二、坂上 倫久、福西 琢真、鎌田 真弓
(脳神経外科)國枝 武治、渡邊 英昭、重川 誠二、井上 明宏、田川 雅彦、末廣 諭、山下 大介、松本 調、河野 大介、中村 和、日下部 公資
(整形外科)高尾 正樹、木谷 彰岐、日野 和典、藤淵 剛次、日野 雅之、忽那 辰彦、山岡 慎大朗、清松 悠、見崎 浩、渡森 一光、木下 智文、村上 悠介
(皮膚科・形成外科)藤澤 康弘、村上 正基、森 秀樹、白石 研、武藤 潤、戸澤 麻美、八束 和樹、泉本 真美子、吉田 論、桑折 信重、村上 達郎
(泌尿器科)雜賀 隆史、菊川 忠彦、宮内 勇貴、三浦 徳宣、福本 哲也、西村 謙一、澤田 貴虎
(眼科)白石 敦、溝上 志朗、鎌尾 知行、坂根 由梨、浪口 考治、小林 武史、竹澤 由起、井上 英紀、三谷 亜里沙、池川 泰民、飯森 宏仁、平松 友佳子、鳥飼 智彦、鳥山 浩二
(耳鼻咽喉科)佐藤 恵里子、青石 邦秀、西原 江里子、中田 貴大
(放射線科)城戸 倫之、松田 恵、川口 直人、井手 香奈
(産婦人科)杉山 隆、松原 圭一、藤岡 徹、松元 隆、松原 裕子、宇佐美 知香、内倉 友香、森本 明美、安岡 稔晃、村上 祥子
(麻酔科)萬家 俊博、高崎 康史、西原 佑、北村 咲子、阿部 尚紀、藤井 園子、藤岡 志帆、渡邊 愛沙、飛田 文、関谷 慶介、南立 秀幸、西川 裕喜、小西周、谷島 明秋、中田 行洋、堀田 三希子、平川 美佳子、浦田 恵理
(歯科口腔外科)内田 大亮、中城 公一、日野 聡史、合田 啓之、栗林 伸行、上村 亮太、本釜 聖子、栗林 恭子
(救急外科)佐藤 格夫、竹葉 淳、菊池 聡、松本 紘典、大下 宗亮、播摩 裕、安念 優、向井 直樹
(地域医療学)川本 龍一、熊木 天児、徳本 良雄、二宮 大輔、菊池 明日香
(薬剤部)飛鷹 範明 (リハビリ部)鴻上 繁

実務経験のある教員による授業科目

■ 開講年度	■ 開講学期	■ 開講学部等			
2025	通年	医学部医学科			
■ 科目ナンバリング	■ 時間割番号	■ 科目名[英文名]			
	14394	臨床実習（選択型） Clinical Practice(Clinical Clerkship)			
■ 担当教員[ローマ字表記]		■ 定員	■ 曜日・時限	■ 単位数	■ 主要授業科目
増本 純也 [MASUMOTO Junya]			未定	24	該当
■ 授業科目区分		■ 対象学生	■ 対象年次	5～6	

授業題目

臨床実習（選択型）[Clinical Practice(Clinical Clerkship)]

授業のキーワード

クリニカル・クラークシップ(Clinical Clerkship(CC))、スチューデント・ドクター(Student Doctor(SD))、インフォームドコンセント(Informed Consent(IC))

授業の目的

クリニカル・クラークシップとは、基本的な医学知識を修得した医学科学生(以下学生)が、実際の医療現場での診断や治療などの医行為を通じて、医師に不可欠な素養を身につけていくプログラムです。患者さんとの信頼関係の確立することや多様な医療スタッフと協働することなど、医師としての人間性(ヒューマンズム)を確立していくことが重要です。

臨床実習（導入型）では、学生が実際の臨床環境にシームレスに移行できるようシミュレーター教育を通じて実践的な経験を積み、臨床スキルの向上を図るための機会を提供します。臨床実習前OSCEに合格すると、医師の指導監督の下で、スチューデントドクターとして、処方を除くすべての医療行為ができることになります。実際に患者さんを目の前にしたときに、どのような態度で、どのような診察・治療をするのか、その力が足りないときすべての医療従事者と患者さんに不利益が生じます。導入型臨床実習では、臨床現場で実習を行うことができるまでの態度や技能を身に付ける教育を行うことを目的とし、実習期間を経ることで、臨床実習前OSCEに合格できる実力をつけることを目的とします。

授業の到達目標

- 1 プロフェッショナリズム
 - ・人の命に深く関わり、健康を守る、公共の福祉に貢献する、という医師・医学研究者の職責を十分に自覚するとともに、診療・研究に関する倫理的問題を認識し適切に行動できる。自らの言動や診療・研究の内容を省察するとともに、最新の知見や技能の獲得、能力の向上を目指し適切に行動できる。(PR-01-01-02)
 - ・患者と家族の身体的・心理的・社会的な健康状態および疾病の状態を把握し、情報を総合することによる適確な判断に基づいて、必要な行動を示すことができる。(PR-01-01-01)
 - ・医師としての自覚と責任、適切な倫理観をもって、患者から学ぶ姿勢で行動する。(PR-02-01-01)(PR-02-01-02)
 - ・医療人としての幅広い教養、マナーや一般常識を身につける。(PR-02-03-01)(PR-02-03-02)
- 2 医学知識と問題対応能力
 - ・発展し続ける医学のなかで必要な知識を身に付け、根拠に基づいた医療を基盤に、経験を踏まえた対応ができる。(GE-01-04-01)
- 3 診療技能と患者ケア
 - ・幅広い症候・病態・疾患に対応できる基本的診療技能・態度を身につけ、患者の苦痛や不安に共感と配慮を示しながら、診療を実践できる。(CS-01-01-01)(CS-01-02-01)
- 4 コミュニケーション能力
 - ・患者の心理・社会的背景を踏まえながら、患者およびその家族と良好な関係性を構築し、患者の意思決定を支援する。(CM-01-01-01)(CM-01-01-02)(CM-01-01-03)(CM-01-01-04)(CM-01-01-05)
- 5 チーム医療の実践
 - ・保健・医療・福祉・介護および患者に関わる全ての人々の役割を理解し、連携する。(IP-01-02-01)
 - ・患者・家族や多様な医療チームのメンバーと良好なコミュニケーションをとり、チームの一員としての役割を主体的に果たす。(IP-02-04-01)
- 6 医療の質と安全の管理
 - ・患者および医療者にとって、良質で安全な医療を提供する。(CS-05-01-01)
- 7 社会における医療の実践
 - ・医療人として求められる社会的役割を担い、地域社会と国際社会に貢献する。(SO-01-01-01)(SO-01-01-02)
 - ・医療倫理や医療法制・医療経済、医療安全やEBM、医学における科学的手法などについての実践的な知識を身につける。(SO-01-02-01)
- 8 科学的探究
 - ・医学・医療の発展のために医学研究の必要性を十分に理解し、批判的思考も身に付けながら、学術・研究活動に関与する。(RE-01-01-01)(RE-01-01-02)(RE-02-01-01)
- 9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢
 - ・医療の質の向上のために絶えず省察し、他の医師・医療者と共に研鑽しながら、生涯にわたって自律的に学び続ける。(LL-01-01-01)
 - ・少子高齢化、医療の国際化、健康障害の多様化など、様々な社会の医療ニーズの変化に対応して、適切な方法で最新の医学知識や医療情報を収集・整理し、生涯を通して自ら学び向上する意欲を持つ。(LL-01-01-02)

本科目は、令和4年度改訂版「医学教育モデル・コア・カリキュラム」の以下の科目に対応しています。

PR: プロフェッショナリズム：人の命に深く関わり健康を守るという医師の職責を十分に自覚し、多様性・人間性を尊重し、利他的な態度で診療にあたながら、医師としての道を求めていく。

PR-01: 信頼：社会から信頼を得る上で必要なことを常に考え行動する。

PR-01-01: 誠実さ

PR-01-01-01 患者や社会に対して誠実である行動とはどのようなものかを考え、そのように行動する(利益相反等)。
PR-01-01-02 社会から信頼される専門職集団の一員であるためにはどのように行動すべきかを考え、行動する。

PR-02: 思いやり：品格と礼儀を持って、他者を適切に理解し、思いやりを持って接する。

PR-02-01: 思いやり

PR-02-01-01 患者を含めた他者に思いやりをもって接する。

PR-02-01-02 他者に思いやりをもって接することができない場合の原因・背景を考える。

PR-03: 教養：医師に相応しい教養を身につける。

PR-03-01: 教養

PR-03-01-01 人の生命に深く関わる医師に相応しい教養を身につける。

PR-03-01-02 答えのない問いについて考え続ける。

GE: 総合的に患者・生活者をみる姿勢

GE-01: 全人的な視点とアプローチ：患者の抱える問題を臓器横断的だけでなく心理・社会的視点で捉え、専門領域にとまらない姿勢で責任をもって診療に関わり、最善の意思決定や行動科学に基づく臨床実践に関与できる。

GE-01-04: 根拠に基づいた医療 (EBM)

GE-01-04-01 根拠に基づいた医療(EBM)の5つのステップを列举できる。

CS: 患者ケアのための診療技能：患者の苦痛や不安感に配慮し、確実で信頼される診療技能を磨き、医療の質と患者安全を踏まえた診療を実践する。

CS-01: 患者の情報収集 患者本人、家族、医療スタッフ等関係する様々なリソースを活用し、診療に必要な情報を収集できる。

CS-01-01: 医療面接

CS-01-01-01 医療面接における基本的コミュニケーション技法を用いることができる。

CS-05: 医療の質と患者安全

医療の質と患者安全の観点で自己の行動を省察し、組織改善と患者中心の視点を獲得する。

CS-05-01: 医療の質向上

CS-05-01-01 品質改善の手法を用いて医療を改善する重要性を理解し、繰り返し評価する姿勢を身に付ける。

CM: コミュニケーション能力：患者及び患者に関わる人たちと、相手の状況を考慮した上で良好な関係性を築き、患者の意思決定を支援して、安全で質の高い医療を実践する。

CM-01: 患者に接する言葉遣い・態度・身だしなみ・配慮

患者のプライバシー、苦痛等に配慮し、非言語コミュニケーションを含めた適切なコミュニケーションスキルにより良好な人間関係を築くことができる。

CM-01-01: 患者・家族への適切なコミュニケーションスキルの活用

CM-01-01-01 言語的コミュニケーション技能を発揮して、良好な人間関係を築くことができる。

CM-01-01-02 非言語的コミュニケーション(身だしなみ、視線、表情、ジェスチャー等)を意識できる。

CM-01-01-03 患者や家族に敬意を持った言葉遣いや態度で接することができる。

CM-01-01-04 対人関係に関わる心理的要因(陽性感情・陰性感情等)を認識しながらコミュニケーションをとることができる。

CM-01-01-05 相手の話を聞き、事実や自分の意見を相手にわかるように述べることができる。

IP: 多職種連携能力：医療・保健・福祉・介護など患者・家族に関わる全ての人々の役割を理解し、お互いに良好な関係を築きながら、患者・家族・地域の課題を共有し、関わる人々と協働することができる。

IP-01: 連携の基盤：患者や利用者、家族、地域の重要な課題について、協働する関係者と共通の目標を設定する過程で、背景が異なることに互いに配慮し、役割、知識、意見、価値を伝え合うことができる。

IP-01-02: 職種間コミュニケーション

IP-01-02-01 多職種及び他の医療系学部の学生の役割や意見を尊重した説明や返答、問いかけができる。

IP-02-04: 他職種の理解

IP-02-04-01 病院・診療所・施設等の職場環境やチームや部門等の所属に応じた他職種の役割を理解している。

SO: 社会における医療の役割の理解：医療は社会の一部であるという認識を持ち、経済的な観点・地域性の視点・国際的な視野をも持ちながら、公正な医療を提供し、健康の代弁者として公衆衛生の向上に努める。

SO-01: 社会保障：憲法で定められた「生存権」を守る社会保障制度、公衆衛生とは何か、地域保健、産業保健、健康危機管理を理解する。保健統計の意義や利用法を学ぶ。

SO-01-01: 公衆衛生

SO-01-01-01 公衆衛生の概念を理解している。

SO-01-01-02 地域共生社会の概念を理解している。

SO-01-02: 社会保険、公的扶助、社会福祉

SO-01-02-01 生存権等の健康に関する基本的人権と社会保障(社会保険、社会福祉、公的扶助)の意義と概要を理解している。

RE: 科学的探究：医学・医療の発展のための医学研究の重要性を理解し、科学的思考を身に付けながら、学術・研究活動に関与して医学を創造する。

RE-01: リサーチマインド：知的好奇心を満たす喜びとオリジナリティの重要性を知る。

RE-01-01: 能動的姿勢

RE-01-01-01 常識を疑う。

RE-01-01-02 何事にも知的好奇心を持って取り組むことができる。

RE-02: 既知の知：先人の偉業を知り、新たな発想を育む。

RE-02-01: 医学と医療

RE-02-01-01 医療の実践が基礎医学・臨床医学・社会医学の研究に基づいていることを理解する。

LL: 生涯にわたって共に学ぶ姿勢：安全で質の高い医療を実践するために絶えず省察し、他の医師・医療者と共に研鑽しながら、生涯にわたって自律的に学び続け、積極的に教育に携わっていく。

LL-01: 生涯学習：生涯学び続ける価値観を形成する。

LL-01-01: 生涯学習の実践

LL-01-01-01 医学知識が常に変わりゆくことを認識し、現時点での最善の医学情報にアクセスできる。

LL-01-01-02 学修・経験したことを省察し、自己の課題を明確にできる。

ディプロマ・ポリシー（卒業時の到達目標）に関わる項目

- 1-1) 医師として必要な専門分野の学問内容の知識を修得している。（知識・理解）
- 1-2) 卒後臨床研修に備えて、医療倫理や医療法制・医療経済、医療安全やEBM、医学における科学的手法などについての実践的な知識を有している。（知識・理解）
- 1-3) 自然科学にとどまらない医療人としての幅広い教養、マナーや一般常識を身につけている。（知識・理解）
- 2-1) 分子レベルから集団レベルまでの生命現象を解明する適切な方法を指摘し、明らかとなった現象を簡潔に表現して第三者に伝えることができる。（思考・判断）
- 2-2) 患者と家族の身体的・心理的・社会的な健康状態および疾病の状態を把握し、情報を総合することによる適確な判断に基づいて、必要な行動を示すことができる。（思考・判断）
- 3-1) 都市部から中山間地域や島嶼部までを包含する地域に関心を持ち、将来従事する医療の領域に関わらず医師として社会に貢献する意欲をもっている。（興味・関心・意欲）
- 3-2) 少子高齢化、医療の国際化、健康障害の多様化など、様々な社会の医療ニーズの変化に対応して、適切な方法で最新の医学知識や医療情報を収集・整理し、生涯を通して自ら学び向上する意欲を持つことができる。（興味・関心・意欲）
- 4-1) 豊かな人間性を涵養し、医師としての自覚と責任、適切な倫理観をもって、患者から学ぶ姿勢で行動することができる。（態度）
- 4-2) 医学の進歩のために基礎・社会医学と臨床医学との両面での研究が不可欠であることを認識し、自らも研究マインドをもって医療を行うことができる。（態度）
- 5-1) 基礎的な医療行為を患者にも自らにも安全に実施することができる。（技能・表現）
- 5-2) 患者・家族や保健・医療・福祉チームの多様なメンバーと良好なコミュニケーション（簡単な英語によるものを含む）をとり、チームの一員としての役割を主体的に果たすことができる。（技能・表現）

愛媛大学学生として期待される能力（愛大学生コンピテンシー）に関わる項目

個別の知識や技能を相互に関連づけながら習得できる
習得した知識や技能を基に自分の考えを組み立て、適切に表現できる
広い視野と論理的思考に基づき分析・解釈できる
客観的根拠に基づき判断し、解決策を提示できる
様々な状況に応じて適切なコミュニケーションができる
目標達成のために多様な人と協働できる
自らの個性や適性を活かして行動できる
社会的関係の中で自分の行動を調整できる
集団・組織の一員として自覚と誇りをもって行動できる
地域や国内外の課題に関心をもち、よりよい未来に向けて貢献できる

授業概要

この科目は対面授業で開講する予定です（感染等の状況によっては実施形態を変更する場合があります）。臨床実習の手引き(Moodle掲載)に各診療科のスケジュールや到達目標・集合時間・集合場所が掲載されているので、実習参加前に担当の診療科の手引きをよく読んで実習に参加すること。

授業スケジュール

Moodleに掲載している臨床実習配当表を確認しておくこと。

授業時間外学習にかかわる情報

臨床実習の手引き（Moodle掲載）に各診療科の実習の要点が記載されているので、熟読したうえで、授業時間外に予習を行い、適切な準備を行なってください。

成績評価方法

臨床実習の手引き（Moodle掲載）に各診療科の実習の評価方法が記載されているので、熟読して準備を行い実習に挑むこと。

受講条件

4年次までのすべての単位を修得済みで、共用試験(CBT、臨床実習前OSCE)の基準に到達していること。

受講のルール

- ・欠席や遅刻をする場合は、担当の診療科と学務課へ必ず事前に連絡をすること(Moodleに各診療科と学務課の連絡先を掲載)。
- ・実習を受けさせてもらう身にふさわしい態度・身だしなみ（服装・頭髪・靴・爪の処理など）で挑むこと。
- ・担当の各診療科の指示にしたがうこと。

教科書（購入の必要のある図書）

教科書1	書名	ABC of臨床推論：診断エラーを回避する			ISBN	
	著者名	Nicola Cooperほか	出版社	日本評論社	出版年	2018

参考書（購入する必要はないが、推奨する図書）

参考書1	書名	医療プロフェッショナリズム教育：理論と原則			ISBN	9784535983496
	著者名	リチャード・クルーズ, シルヴィア・クルーズ, イヴォンヌ・シュタイ ナート編著, 日本医学教 育学会倫理・プロフェ ッショナリズム委員会 監訳	出版社	日本評論社	出版年	2012

教科書・参考書に関する補足情報

診療参加型臨床実習に参加する学生に必要とされる技能と態度に関する学修・評価項目
(第4.1版)

https://www.cato.or.jp/pdf/osce_41.pdf

オフィスアワー

水曜日17時から18時

Eメールアドレス（専任教員： 非常勤講師：



連絡先

Moodle掲載

参照ホームページ

その他

附属病院・連携病院の先生方や多様な職種の医療従事者・職員の方々の厚意に依って開講されています。尊敬と感謝を忘れずに受講してください。

実務経験のある教員による授業科目

7医対第457号
令和7年8月18日

厚生労働省医政局長 殿

愛媛県保健福祉部長 岡部 直

地域の医師確保のための入学定員増に係る誓約書

令和7年8月5日付け7文科高第666号、医政発0805第5号に基づき、下記のとおり、令和8年度における地域の医師確保のための入学定員増を行うこととしました。

地域の医師確保等に関する計画、都道府県計画等に沿って、地域枠入学者が地域に定着するよう取組を行います。

記

増員数

15 名

・愛媛大学医学部における地域枠：15名

担当 : 愛媛県保健福祉部社会福祉医療局
医療対策課 主任 [REDACTED]

電話番号：089-912-2449

メールアドレス：

目 次

1 愛媛大学医学部医学科の概要	・・・p.2
2 人材需要の社会的な動向等	・・・p.3
3 学生確保の見通し	・・・p.4
4 愛媛大学医学部医学科の臨時定員の設定理由	・・・p.5
5 参考資料(別紙1～別紙4)	・・・p.7

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 愛媛大学医学部医学科の概要

① 収容定員を増加する組織の概要

学部名称	入学定員 (人)	編入学定員(人)	総定員 (人)	所在地
		第2年次		
医学部医学科	110	5	685	愛媛県東温市志津川 (重信キャンパス)

(注)令和7年度までの入学定員増(15名)を含む。

② 令和8年度入学定員増認可後の収容定員

愛媛大学医学部医学科(以下「本学」という。)における令和8年度の臨時定員増については、「令和8年度の医学部臨時定員増について」(令和7年7月29日付け文部科学省高等教育局医学教育課)を踏まえて、愛媛県地域枠として15名の増員申請を行う。

令和8年度入学定員認可後の収容定員は以下のとおり。

年度	入学定員 (人)	編入学定員(人)	総定員 (人)
		第2年次	
令和8年度	110	5	685
令和9年度	95	5	670
令和10年度	95	5	655
令和11年度	95	5	640
令和12年度	95	5	625
令和13年度	95	5	610

③ 医学部医学科のアドミッション・ポリシー

本学では、アドミッション・ポリシー及び選抜方法の趣旨を定め、愛媛大学学生として期待される能力(愛大学生コンピテンシー)を備え、医学部の基本理念である「患者から学び、患者に還元する教育、研究、医療」を実践できる医療人の育成を目指している。

④ 医学部医学科の教育の特色

本学では、基礎医学と臨床医学の分野で独自の教育・研究体制を保持しつつ、両者の枠を超えた緊密な協力体制で教育に取り組んでいる。加えて、最先端医療の開拓とともに医学・医療の倫理についても教育活動を行っている。その中でも、新入生からの教育プログラムに特色があり、1年次に「早期医療体験実習」を必修化し、地域枠学生は特定の地域病院での実習を行っている。3年次には「地域医療学」を必修化し、地域医療全般について学んでいる。4・5・6年次で行っている「臨床実習」では、地域病院での実習を必修化している。旧カリキュラム(平成28年度改訂版)では、地域病院での「臨床実習」の期間を増やし地域医療への動機づけを図ってきたが、新カリキュラム(令和4年度改訂版)では、学生全員が愛媛県内の連携病院で4週間の実習を必須としている。

また、看護学科や他大学との合同授業により多職種連携教育にも力を入れている。

(2) 人材需要の社会的な動向等

① 養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

文部科学省及び厚生労働省は、緊急医師確保対策として、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の増加。さらに、地域の医療に従事する医師数の増加を図るため、医学部における地域枠の拡充を図るとともに、医師養成総数が少ない県においては、医師の養成数を増加させるための施策を推進してきた。

本学においては、政府方針を踏まえて、平成21年度から地域枠による増員を開始し、医師定着・地域医療の質の向上を目的として、寄附講座及び地域サテライトセンターを設置した。また、愛媛県の委託により地域医療支援センターを設置し、県内各地域の医療体制の現状と展望について共通認識を高めてきた。令和7年度までに307名の地域枠学生を確保し、そのうち180名が現在県内の医療機関で医師（研修医を含む）として地域医療に貢献している。

令和8年度の医学部入学定員増については、「地域の医師確保等の観点からの令和8年度医学部入学定員の増加について（通知）」（令和7年8月5日付、7文科高第666号、医政発0805第5号、文部科学省高等教育局長、厚生労働省医政局長）により、入学定員の増員期間は1年間（令和8年度まで）とされた。令和9年度以降の方針については、医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会等において検討が進められており、今後の政府方針を踏まえて、本学は愛媛県と連携し、地域の医師確保への取組を推進する。

② 中長期的な18歳人口等の全国的、地域的動向の分析

愛媛県における将来予測について、「2040年の各都道府県進学者数等推計（2021年基準）」（文部科学省調べ）によると、18歳人口は、12,483人（2021年度）から7,871人（2040年度）に減少、大学進学者数は、6,144人（2021年度）から4,389人（2040年度）に減少する。大学進学率は、49.2%（2021年度）から55.8%（2040年度）に増加することが予測されている。少子化進行による志願者数減少は医師養成に限られたことではないが、広報活動を行いながら志願者確保に努め、地域医療に貢献する医師を養成する、

③ 学生募集を行う地域

令和8年度の臨時定員増に係る愛媛県地域枠15名については、愛媛県内の高等学校等を令和7年3月以降に卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者を対象に、学校推薦型選抜ⅡB（地域特別枠推薦）で学生を募集する。出願要件は以下のとおり。

【出願要件】（令和8年度入学者選抜要項（抜粋））

- ・愛媛県内の地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有すること
- ・幅広い総合的な診療能力を身につけることを通して、地域社会において医学・医療の発展に貢献できる医師を目指していること
- ・合格した場合は入学を確約できること
- ・入学後に愛媛県の奨学金を受給し、卒業後に愛媛県知事が指定する医療機関において9年間以上勤務する義務※に同意すること

以上の全てについて学校長が責任をもって推薦できる者で、以下のいずれかに該当するもの

- (1) 愛媛県内の高等学校を令和7年3月以降に卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者
- (2) 愛媛県内において通常の課程による12年の学校教育を令和7年3月以降に修了した者又は令和8年3月修了見込みの者

④ 定員充足状況

令和 7 年度までの臨時増員増に係る愛媛県地域枠 15 名については、緊急医師確保対策による恒久定員 5 名と合わせて、学校推薦入試ⅡB「地域特別枠」（現在の学校推薦型選抜ⅡB（地域特別枠推薦））として 20 名の学生募集を行った。

定員充足状況については、入学者選抜の実施状況のとおり毎年度 2 段階選抜を実施し、2 次選抜合格後の入学辞退者もなく全員入学している。志願者数を平均すると 70 名程度、志願者倍率は 3.5 倍程度である。年度による志願者数の増減はあるが、概ね順調に志願者を確保して入学者選抜を実施し、定員を充足している。

（参考）入学者選抜実施状況：学校推薦型選抜ⅡB（地域特別枠推薦）

入学 年度	募集 人員	志願者	受験者	1 次選抜 合格者	2 次選抜 合格者	入学者	倍率
平 27	20	90	90	33	20	20	4.5
平 28	20	64	64	35	20	20	3.2
平 29	20	60	60	33	20	20	3.0
平 30	20	69	69	38	20	20	3.5
平 31	20	79	79	35	20	20	4.0
令 2	20	72	72	40	20	20	3.6
令 3	20	79	79	40	20	20	4.0
令 4	20	63	63	36	20	20	3.2
令 5	20	50	50	33	20	20	2.5
令 6	20	66	66	38	20	20	3.3
令 7	20	63	62	36	20	20	3.1

（注） 1 募集人員 20 名（臨時定員 15 名、恒久定員 5 名）

2 1 次選抜は、総合問題、面接、奨学金受給の確認の結果並びに提出された出願書類により、可否判定基準に基づき選考し、募集人員の 1.5～2 倍程度が合格。

3 倍率は、受験者を最終合格者（2 次選抜合格者）で除したもの。

（3）学生確保の見通し

① 学生確保に向けた主な取組と見込まれる効果

学生確保に向けた取り組みとして、オープンキャンパスや、愛媛県内高等学校進路指導担当教諭との懇談会の開催、ウェブサイトによる情報発信などを行っており、これらの取組を継続して行う。

医学科のオープンキャンパスの参加者は、愛媛県内高等学校の生徒が多く、県内の地域医療の担い手となる高い使命感と倫理感を持ち、本学への進学意欲の高さがうかがえる。また、愛媛県内高等学校進路担当者との懇談会を毎年開催し、入学者選抜方法の変更点や入試制度、教育研究、卒業後の進路などの懇談を行い、生徒の進路指導での活用、医学科に対する理解増進につながっている。

令和 8 年度の臨時定員増に係る愛媛県地域枠 15 名については、学校推薦型選抜ⅡB（地域特別枠推薦）で学生募集を行い、県内高等学校出身の生徒が対象である。過去 10 年間の入学者選抜実施状況は、年度によって志願者数の増減はあるが、概ね順調に志願者を確保している。参加申込みをした県内高等学校の生徒がオープンキャンパスに参加する割合は 90%を超えており、今後も学生を確保できると考えている。

(参考) 医学科オープンキャンパス

年度	開催方法	募集人数	申込者数	参加者数	参加率
令和4年度	対面	120名	県内 78名	県内 71名	91.0%
			県外 34名	県外 23名	67.6%
			合計 112名	合計 94名	83.9%
令和5年度	対面	200名	県内 138名	県内 130名	94.2%
			県外 62名	県外 40名	64.5%
			合計 200名	合計 170名	85.0%
令和6年度	対面	250名	県内 164名	県内 153名	93.3%
			県外 86名	県外 62名	72.1%
			合計 250名	合計 215名	86.0%
令和7年度	対面	250名	県内 139名	県内 128名	92.1%
			県外 101名	県外 83名	82.2%
			合計 240名	合計 211名	87.9%

(注) 新型コロナウイルス感染症対策のため人数を制限。

(参考) 愛媛県内高等学校進学担当者との懇談会

年度	開催方法	高校数	参加者数
令和4年度	対面	7校	7名
	オンライン	15校	15名
令和5年度	対面	23校	24名
令和6年度	対面	21校	24名
令和7年度	対面	22校	24名

② 地域枠学生の離脱防止

地域枠制度への理解を高めるため、入学試験時に愛媛県担当者との制度に係る面接を実施するほか、1年次及び6年次に制度説明会を行っている。また、地域医療支援センターと県が連携し、地域枠生の希望があれば個別面談を行うことで将来のキャリア形成や地域医療従事に対する不安を解消する体制を整えている。

(4) 医学部医学科の臨時定員の設定理由

本学における臨時定員は、愛媛県と本学が連携調整して定員を設定している。

平成21年度入学者選抜では、「経済財政改革の基本方針2008」により、「緊急医師確保対策」による増員分として5名(恒久定員)、及び緊急医師確保対策による臨時定員5名(平成21年度から令和元年度まで延長)合わせて10名が措置された。

平成22年度入学者選抜では、「経済財政改革の基本方針2009」による臨時定員7名(平成22年度から令和元年度まで)が措置され、合わせて17名となった。

平成27年度入学者選抜では、「新成長戦略」による臨時定員3名(平成27年度から令和元年度まで)が措置され、合わせて20名(恒久定員5名、臨時定員15名)となった。

令和2年度入学者選抜では、15名の臨時定員が認可され、以降、令和7年度まで15名の臨時定員が認可された。

地域における医師不足の解消は喫緊の課題であり、平成21年度入学者選抜以降臨時定員(地域枠)による医師を養成し、卒業後、知事が指定した医療機関で9年間(3年間の研修期間を含む。)

勤務し、県内各地域で医師として活躍している。厚生労働省による現医師確保計画（R6 年度）で用いられている医師偏在指標では、愛媛県は医師中程度県とされていることから、15 名の臨時定員は適正な人数であると考えている。

新設組織が置かれる都道府県への入学状況

別紙 1

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位 5 都道府県）※直近年度

	都道府県名	人 数	構成比
1	愛媛県	2,047人	52.2%
2	広島県	419人	10.7%
3	香川県	200人	5.1%
4	高知県	193人	4.9%
5	岡山県	171人	4.4%
	全 体	3,920人	100.0%

※「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数」から作成すること。

※大学、学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科を設置する場合や収容定員の増加に係る学則変更認可申請の場合に作成（専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校を含む）。大学院は作成不要。

○新設組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 (都道府県)	充足率		
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	愛媛県	100.71%	100.17%	98.24%
2				

※2校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

○新設組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	医学	100.51%	100.43%	100.42%
2				

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

既設学科等の入学定員の充足状況（直近５年間）
大学学部学科等名：愛媛大学医学部医学科

別紙 2

（大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。）

1. 各選抜方法の状況

		R3 年度入学者	R4 年度入学者	R5 年度入学者	R6 年度入学者	R7 年度入学者	平 均
総合型選抜	募集人数	10人	10人	10人	10人	10人	10人
	延べ人数	20人	25人	36人	32人	21人	27人
		20人	25人	36人	32人	21人	27人
		6人	8人	10人	6人	9人	8人
		0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	20人	25人	36人	32人	21人	27人
		20人	25人	36人	32人	21人	27人
		6人	8人	10人	6人	9人	8人
		0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0人	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数	6人	8人	10人	6人	9人	8人
学校推薦型選抜	募集人数	45人	45人	45人	45人	45人	45人
	延べ人数	154人	132人	130人	128人	122人	133人
		154人	132人	130人	128人	121人	133人
		45人	45人	45人	45人	45人	45人
		0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	154人	132人	130人	128人	122人	133人
		154人	132人	130人	128人	121人	133人
		45人	45人	45人	45人	45人	45人
		0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0人	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数	45人	45人	45人	45人	45人	45人
一般選抜	募集人数	55人	55人	55人	55人	55人	55人
	延べ人数	531人	389人	243人	569人	516人	450人
		282人	324人	204人	274人	263人	269人
		59人	58人	55人	59人	59人	58人
		0人	1人	0人	0人	3人	1人
		0人	1人	0人	0人	3人	1人
	実人数	531人	389人	243人	569人	516人	450人
		282人	324人	204人	274人	263人	269人
		59人	58人	55人	59人	59人	58人
		0人	1人	0人	0人	3人	1人
		0人	1人	0人	0人	3人	1人
	入学者数	59人	57人	55人	59人	56人	57人
合計	募集人数	110人	110人	110人	110人	110人	110人
	延べ人数	705人	546人	409人	729人	659人	610人
		456人	481人	370人	434人	405人	429人
		110人	111人	110人	110人	113人	111人
		0人	1人	0人	0人	3人	1人
		0人	1人	0人	0人	3人	1人
	実人数	705人	546人	409人	729人	659人	610人
		456人	481人	370人	434人	405人	429人
		110人	111人	110人	110人	113人	111人
		0人	1人	0人	0人	3人	1人
		0人	1人	0人	0人	3人	1人
	入学者数	110人	110人	110人	110人	110人	110人

3. 入学定員充足率

	R3 年度入学者	R4 年度入学者	R5 年度入学者	R6 年度入学者	R7 年度入学者	平 均
入 学 定 員	110人	110人	110人	110人	110人	110
入 学 定 員 充 足 率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
歩 留 率	1.00	0.99	1.00	1.00	0.97	0.99

（備考）特記事項がある場合は記載すること。

既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

別紙 3

①募集を行った学科等名称及び取組の名称：愛媛大学医学部医学科オープンキャンパス

	R 6 年度入試	R 7 年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	170人	215人	①取組概要 高校生及び既卒者を対象に医学科紹介・模擬授業を実施。 R6年度入試対象（R5開催）： 1 回開催（8/9） R7年度入試対象（R6開催）： 1 回開催（8/8） ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 参加者全員の個人情報を取得していない。新入生アンケートの調査結果から約45%がオープンキャンパスに参加しており、同取組の成果として捉えている。
うち受験対象者数 (b)	170人	215人	
うち受験者数 (c)	－	－	
うち入学者数 (d)	－	－	
（受験率 c/b）	－	－	
（入学率 d/b）	－	－	

愛媛大学医学部アドミSSIONポリシー

愛媛大学医学部では、愛媛大学学生として期待される能力(愛大学生コンピテンシー)を備え、医学部の基本理念である「患者から学び、患者に還元する教育、研究、医療」を実践できる医療人の育成を目指しています。そのため、基本的な知識・技能・思考力・判断力・表現力と人間の尊厳を重んじる豊かな人間性を備えた入学者に対して、幅広い教養、生命に対する深い慈しみに裏打ちされた生命倫理、そして生命の尊厳に基づいた医学・看護学教育を行っています。加えて、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身につけている入学者が、進歩する医学・医療を生涯にわたり学習し続ける能力を磨くために、大学や学部を超えたグループによる課題探究型の教育にも力を入れています。さらに、地域医療を含む日本の保健・医療・福祉だけでなく、研究や行政において国際的に貢献できる人材の育成を目指し、一般選抜に加えて、学校推薦型選抜、総合型選抜や編入学などの様々な選抜方法を採用しています。そこで、医学部では次のような資質を有する学生を求めます。

医学科

愛媛大学医学部医学科では、愛媛大学学生として期待される能力(愛大学生コンピテンシー)を備え、医学部の基本理念である「患者から学び、患者に還元する教育、研究、医療」を実践できる医療人の育成を目指しています。そのため、基本的な知識・技能・思考力・判断力・表現力と人間の尊厳を重んじる豊かな人間性を備えた入学者に対して、幅広い教養、生命に対する深い慈しみに裏打ちされた生命倫理、そして生命の尊厳に基づいた医学教育を行っています。加えて、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身につけている入学者が、進歩する医学・医療を生涯にわたり学習し続ける能力を磨くために、大学や学部を超えたグループによる課題探究型の教育にも力を入れています。さらに、地域医療を含む日本の保健・医療・福祉だけでなく、研究や行政において国際的に貢献できる人材の育成を目指し、一般選抜に加えて、学校推薦型選抜、総合型選抜や編入学などの様々な選抜方法を採用しています。そこで、医学科では次のような資質を有する学生を求めます。

(知識・技能・思考力・判断力・表現力)

1 入学後の修学に必要な基礎学力を有している。

1-1) [全ての入試枠] 高等学校等で履修する 国語、地理歴史、公民、数学、理科、外国語、情報 の広範な知識を有している。

1-2) [一般選抜] 高等学校等で履修する数学および理科(物理、化学)について深く理解している。また、和文や英文を読んでその内容を理解し、日本語や英語で適確に表現することができる。

1-3) [学校推薦型選抜Ⅱ・総合型選抜Ⅱ] 和文や英文の理解に加え、理科や数学の基礎的な知識を基に、その内容およびそれに関連した事項について、受験時までの学習や経験を踏まえつつ考察し、日本語や英語で適確に表現できる。

2 自分の考えや行動に責任を持ち、それを相手に明確に示すことができる。

(主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)

- 3 人が好きで、生命に対する倫理観がしっかりしている。
- 4 医学・医療に対する目的意識と関心が高く、この分野に貢献したいという意欲と情熱を持っている。
- 5 入学後も、生涯にわたって自己啓発・自己学習・自己の健康増進を継続する意欲がある。
- 6 幅広い人間性、柔軟性と協調性を有し、多様な人々と協働して良好な関係を保つことができる。
- 7 [学校推薦型選抜ⅡB(地域特別枠推薦)] 幅広い総合的な診療能力を身につける意欲を持ち、愛媛県内の地域医療の担い手となる高い使命感と倫理感を持っている。
- 8 [総合型選抜Ⅱ] 研究医の不足や、地域・診療科における臨床医の偏在など、医学・医療を取り巻く諸問題に強い関心を持ち、その是正に意欲を持って取り組み、愛媛県内の医学・医療の担い手となる高い使命感と倫理感を持っている。

選考方法の趣旨

I. 医学科

【一般選抜 前期日程】

医師を目指すためには、卒業までに多くの専門知識や技術を身につけなければなりません。そのためにも、大学入学までに培われるべき基礎学力が必要です。

大学入学共通テストでは、入学後の修学に必要な高等学校レベルでの幅広い分野の基礎学力をみるために6教科8科目を課しています。

個別学力検査では、数学、理科(物理・化学)と総合問題の筆記試験を行い、これらの科目の基礎知識や応用力を試します。

また、面接試験では、医師を目指すという目的意識や情熱が強いこと、緊張した状況下でも落ち着いて、他者に自分の考えを自分の言葉で伝えられるコミュニケーション能力を有していることを確認します。さらに、多様な人々と協働し生涯学び続けることが求められる医療人としての適性、医師の社会的責任について自分なりの考えを持っていることや、医療や医学について社会問題となっている事柄についての興味や関心を確認します。

【学校推薦型選抜ⅡA(学校推薦)】

医師を目指すためには、卒業までに多くの専門知識や技術を身につけなければなりません。そのためにも、大学入学までに培われるべき基礎学力が必要です。

筆記試験では、文章の内容や意味を正しく捉え、内容を考察し、自分の考えを論理的にまとめて表現できる能力を持った学生を選抜するために、総合問題試験を課しています。テーマは医学・医療に関係する内容に限らず、数学・物理・化学・生物・地学を含む自然科学全般やその時々々の社会問題から広く出題します。

また、面接試験では、医師を目指すという目的意識や情熱が強いこと、緊張した状況下でも落ち着いて、他者に自分の考えを自分の言葉で伝えられるコミュニケーション能力を有していることを確認します。さらに、多様な人々と協働し生涯学び続けることが求められる医療人としての

適性、医師の社会的責任について自分なりの考えを持っていることや、医療や医学について社会問題となっている事柄についての興味や関心を確認します。

大学入学共通テストでは、入学後の修学に必要な高等学校レベルでの幅広い分野の基礎学力をみるために6教科8科目を課しています。

【学校推薦型選抜ⅡB（地域特別枠推薦）】

医師を目指すためには、卒業までに多くの専門知識や技術を身につけなければなりません。そのためにも、大学入学までに培われるべき基礎学力が必要です。

筆記試験では、文章の内容や意味を正しく捉え、内容を考察し、自分の考えを論理的にまとめて表現できる能力を持った学生を選抜するために、総合問題試験を課しています。テーマは医学・医療に関係する内容に限らず、数学・物理・化学・生物・地学を含む自然科学全般やその時々社会問題など広い範囲から出題します。

また、面接試験では、医師を目指すという目的意識や情熱が強いこと、緊張した状況下でも落ち着いて、他者に自分の考えを自分の言葉で伝えられるコミュニケーション能力を有していることを確認します。さらに、多様な人々と協働し生涯学び続けることが求められる医療人としての適性、医師の社会的責任について自分なりの考えを持っていることや、医療や医学について社会問題となっている事柄についての興味や関心を確認します。加えて、将来の愛媛県の地域医療を支える人材として、幅広い総合的な診療能力を身につけ、医学・医療の発展に貢献するという自覚を、面接試験によって評価します。

大学入学共通テストでは、入学後の修学に必要な高等学校レベルでの幅広い分野の基礎学力をみるために6教科8科目を課しています。

なお、本選抜では、大学が行う上記の試験（筆記、面接）とは別に、愛媛県担当者による面接試験があります。そこでは、入学後に愛媛県が提供する奨学金の奨学生となる意思を確認します。

（この奨学金制度では、県が指定する医療機関で卒業後に一定期間勤務すると奨学金の返還が免除されます。）

【総合型選抜Ⅱ】

医師を目指すためには、卒業までに多くの専門知識や技術を身につけなければなりません。そのためにも、大学入学までに培われるべき基礎学力が必要です。

筆記試験では、文章の内容や意味を正しく捉え、内容を考察し、自分の考えを論理的にまとめて表現できる能力を持った学生を選抜するために、数学・物理・化学・生物・地学を含む総合問題試験を課しています。テーマは医学・医療に関係する内容に限らず、自然科学全般やその時々社会問題など広い範囲から出題します。

また、面接試験では、医師を目指すという目的意識や情熱が強いこと、緊張した状況下でも落ち着いて、他者に自分の考えを自分の言葉で伝えられるコミュニケーション能力を有していることを確認します。さらに、多様な人々と協働し生涯学び続けることが求められる医療人としての適性、医師の社会的責任について自分なりの考えを持っていることや、医療や医学について社会問題となっている事柄についての興味や関心を確認します。加えて、将来の愛媛県の医学・医療を支える人材として、研究医の不足や、地域・診療科における臨床医の偏在など、医学・医療を取り巻く諸問題に強い関心を持っていることや、その是正への意欲と医学・医療の発展に貢献するという自覚を評価します。

大学入学共通テストでは、入学後の修学に必要な高等学校レベルでの幅広い分野の基礎学力を
みるために 6 教科 8 科目を課しています。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	ニシ ヒロシゲ 仁科 弘重 ＜令和3年4月＞		農学博士		愛媛大学 学長 (令和3.4～令和9.3)